

令和 5 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 6 日 開会

令和 5 年 3 月 22 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和5年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月6日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
美浜町運動公園整備促進検討特別委員会委員長報告	4
同意第1号から議案第24号まで23件一括提案説明	5
散会	16

3月9日（木曜日）第2号

議事日程	17
会議に付した事件	17
会議に出欠席した議員	17
説明のため出席した者の職、氏名	17
職務のため出席した者の職、氏名	17
開議の宣告	18
町政に対する一般質問	18
○11番 大岩 靖議員	19
1 名鉄知多新線のダイヤ改正について	
(1) ダイヤ改正発表後の町の対応は。	
(2) ダイヤ改正の影響に対する今後の取り組みは。	
(3) 代替えの交通手段を検討する考えは。	
○8番 中須賀 敬議員	24
1 美浜町の産業をアピールするための施策について	
(1) これまで本町の産業をアピールするためどのような取り組みをしてきたか。	
(2) 今後のアピールをどのような機会を捉えて取り組む計画か。	
(3) これまでに開発した特産品で成功した特産品は。	
(4) 現在開発中の特産品等については。	
2 美浜町職員の職場環境の現状と改善について	
(1) 現在の職員の有給休暇の取得状況は。	
(2) 男性職員も含めた育児休暇の仕組みや取得状況は。	
(3) 職員の働き甲斐、仕事に対するモチベーションは。	

(4) 職員の定年延長の仕組みは。	
○7番 大寄暁美議員	32
1 子育て世帯への包括的な支援について	
(1) こども家庭庁の取組をふまえた町の方針は。	
(2) 改正児童福祉法に対する本町の取組は。	
2 多様性のある社会の実現について	
(1) 本町の多様な性への理解促進と支援は。	
(2) 「パートナーシップ制度」「ファミリーシップ制度」の導入を。	
○14番 丸田博雅議員	42
1 美浜町水道事業について	
(1) 布設替え工事の計画は。	
(2) 布設替え工事にかかる費用は。	
(3) 水道事業の経営状況は。	
2 美浜町が進める学校再編と小中一貫校について	
(1) 河和小学校と河和南部小学校の統合後の状況は。	
(2) スクールバスの運行状況は。	
(3) 学校再編の現在の進捗状況は。	
○2番 鈴木美代子議員	49
1 美浜町小中学校再編実施計画について	
(1) 幅広い住民に対する住民説明会はいつからか。	
(2) 住民の意見や要望により計画の見直しをする考えは。	
(3) 小学校をせめて東西に1校ずつ残すという選択肢は。	
(4) 学校の候補地を示した上で説明するべきでは。	
2 子ども医療費助成制度の拡充について	
3 介護保険準備基金について	
(1) 美浜町における準備基金の目的、使い方は。	
(2) 準備基金残高の適正規模は。	
(3) 令和4年度における基金取崩し及び基金積立金の見込みは。	
(4) 第9期の計画において基金を取崩して、保険料の引き下げ・据置きを検討する考えは。	
4 男性用トイレにもサニタリーボックスの設置について	
散 会	52

3月10日（金曜日）第3号

議事日程	53
会議に付した事件	53
会議に出欠席した議員	53
説明のため出席した者の職、氏名	53
職務のため出席した者の職、氏名	53

開議の宣告	5 4
町政に対する一般質問	5 4
○ 6 番 廣澤 毅議員	5 5
1 町内スポーツ施設の活用と運営方法について	
(1) 運動公園整備事業と総合公園拡張事業の進捗状況は。	
(2) 陸上競技場の活用と運営方針は。	
(3) 陸上競技場内のスタンドを含む建物の活用方法は。	
(4) 令和7年度供用開始予定のソフトボール場について。	
○ 3 番 森川元晴議員	6 3
1 「美浜町スポーツまちづくり推進活動」について	
(1) 推進活動における「ビジョン」とは。	
(2) スポーツ人口を増やす取り組みは。	
(3) 大会、合宿、イベント等の誘致状況は。	
(4) スポーツを核とした美浜町の将来像について。	
2 運動公園施設の運営について	
(1) 住民が優先利用できる考えは。	
(2) 維持管理費の負担問題について。	
3 町の防犯体制について	
(1) 町の啓発活動は。	
(2) 補助金等の考えは。	
○ 5 番 杉浦 剛議員	7 2
1 小中一貫校の候補地選定について	
(1) 候補地の選定基準は。	
(2) 建設・運営資金計画は。	
(3) 各地でのワークショップの経過は。	
2 学校給食における今後の地元有機無農薬野菜の利用計画は	
3 地震防災について	
(1) 個別避難計画とは。	
(2) 地域独自の自主防災マップとは。	
(3) 新しい防災マップの作成は。	
散 会	8 0
3月14日（火曜日）第4号	
議事日程	8 1
会議に付した事件	8 1
会議に出欠席した議員	8 1
説明のため出席した者の職、氏名	8 2
職務のため出席した者の職、氏名	8 2

開議の宣告	8 2
同意第 1 号 (質疑・討論・採決)	8 3
議案第 3 号 (質疑・討論・採決)	8 4
議案第 4 号 (質疑・委員会付託)	8 4
議案第 5 号 (質疑・委員会付託)	8 4
議案第 6 号 (質疑・委員会付託)	8 5
議案第 7 号 (質疑・委員会付託)	8 5
議案第 8 号 (質疑・委員会付託)	8 5
議案第 9 号 (質疑・委員会付託)	8 5
議案第 10 号 (質疑・委員会付託)	8 6
議案第 11 号 (質疑・委員会付託)	8 6
議案第 12 号 (質疑・委員会付託)	8 6
議案第 13 号 (質疑・委員会付託)	8 6
議案第 14 号 (質疑・委員会付託)	8 7
議案第 15 号 (質疑・委員会付託)	8 7
議案第 16 号 (質疑・委員会付託)	8 7
議案第 17 号 (質疑・委員会付託)	8 7
議案第 18 号から議案第 24 号まで 7 件一括 (質疑・委員会付託)	8 8
発議第 1 号から発議第 3 号まで 3 件一括 (提案説明・質疑・討論・採決)	9 0
散 会	9 3

3 月 22 日 (水曜日) 第 5 号

議事日程	9 5
会議に付した事件	9 6
会議に出欠席した議員	9 6
説明のため出席した者の職、氏名	9 6
職務のため出席した者の職、氏名	9 6
開議の宣告	9 6
議案第 4 号から議案第 7 号まで 4 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	9 7
議案第 8 号から議案第 11 号まで 4 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	9 9
議案第 12 号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 2
議案第 13 号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 2
議案第 14 号から議案第 15 号まで 2 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 4
議案第 16 号から議案第 17 号まで 2 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 5
議案第 18 号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 6
議案第 19 号から議案第 21 号まで 3 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 1 1
議案第 22 号から議案第 24 号まで 3 件一括 (委員長報告・質疑・討論・採決)	1 1 3
発議第 4 号 (提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 4

議案第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 6
議員派遣の件について	1 1 8
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 8
閉 会	1 1 9

令和5年3月6日（月曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月6日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 美浜町運動公園整備促進検討特別委員会委員長報告

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について

議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第5号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例について

議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第12号 町道路線の廃止及び認定について

議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）

議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算

議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第23号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

2番 鈴木美代子君

3番 森川元晴君

4番 石田秀夫君

5番 杉浦剛君

6番 廣澤 毅 君
8番 中須賀 敬 君
10番 荒井 勝彦 君
12番 横田 全博 君
14番 丸田 博雅 君

7番 大 寄 暁 美 君
9番 横 田 貴 次 君
11番 大 岩 靖 君
13番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（1名）

1番 山 本 辰 見 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 伊 藤 守 君
産業建設部長 宮 原 佳 伸 君
総務課長 中 村 裕 之 君
企画課長 戸 田 典 博 君
税務課長 小 島 康 資 君
福祉課長 三 枝 美 代 子 君
環境課長 谷 川 雅 啓 君
建設課長 茶 谷 昇 司 君
水道課長 竹 内 健 治 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君
厚生部長 高 橋 ふじ美 君
教育部長 夏 目 勉 君
秘書課長 大 松 知 彰 君
防災課長 富 谷 佳 成 君
住民課長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て課長 下 村 充 功 君
産業課長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 平 野 和 紀 君
会計管理者 宮 崎 典 人 君
生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

[午前9時00分 開会]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回美浜町議会定例会開催に当たりまして、皆様の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会は、令和5年度の本町の予算を審議する大変重要な定例会でもあります。また、議員の皆様におかれましては、4年任期の一番最後の議会ということになります。どうか令和5年度、無事に美浜町がスタートを切ること、そして皆様におかれましては、令和3年12月に制定をされました議会基本条例第5章第12条に定める町長による政策の形成過程の説明6項目をいま一度思い出していただきまして、令和5年度の議案審査に当たっていただきたい、このように強く思っております。体調管理の下、最後までこの定例会を皆様と共に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭お伝えをさせていただきます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まづもってお礼を申し上げます。

年度末の3月になりましたが、春分を過ぎ、日差しに春の気配を感じることも増えてまいりました。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新型コロナウイルス感染症において、政府は本年5月8日に感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同じ5類へ移行するとの報道がありました。新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を切に願っております。

さて、昨年12月議会定例会の一般質問で答弁いたしましたように、私は任期満了となります本年4月25日をもって町長の職を辞する意向を表明しております。したがいまして、本議会は私が町長としての最後の議会定例会となりますが、今定例会には新年度当初予算をはじめ、住民の皆様暮らしに直結する多くの議案を提出いたしております。議員の皆様方には、慎重審議をお願いするとともに、今後も本町が住みよい町であり続けられるよう、御意見、御提言くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、1番 山本辰見議員から欠席届が提出され、これを受理いたしましたので御報告いたします。

次に、監査委員より、令和4年11月分、12月分及び令和5年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認をお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、7番 大寄暁美議員を指名します。両議員、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 美浜町運動公園整備促進検討特別委員会委員長報告

○議長（横田貴次君）

日程第3、美浜町運動公園整備促進検討特別委員会委員長報告を議題といたします。

美浜町運動公園整備促進検討特別委員長より報告をお願いいたします。

〔美浜町運動公園整備促進検討特別委員長 野田増男君 登壇〕

○美浜町運動公園整備促進検討特別委員長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

美浜町運動公園整備促進検討特別委員会のこれまでの経緯並びに結果について御報告申し上げます。

美浜町運動公園整備事業は、単なる公園整備だけではなく、学園ゾーンとしての整備、健康増進や交流人口を増やすにぎわいの拠点、あるいは防災の拠点といった地域の活性化をはじめとする様々な目的を持って、平成29年度から始まった事業でございます。

しかし、平成31年4月に事業に反対した齋藤町長が就任され、美浜町運動公園整備促進検討特別委員会を発足させ、中止か続行か、あるいは代替案は可能であるかといった事業の進むべき道を模索し、さらに中止とした場合の国や県への交付金の返還など、あらゆるリスクの洗い出しを行い、検討してまいりました。

齋藤町長が中止はできないと決断され、令和元年12月に中止することを翻したため、当委員会の活動は、整備事業の工事内容や完成後の管理運用に重点を置いて、調査検討していくことになりました。

令和3年9月には、みらい株式会社の中村健太氏を講師に迎え、スポーツを軸とした地域の活性化について学びました。駅前であることや空港が近いこと、海、山といった自然が豊富なことなど、美浜町の利点を挙げいただき、運動公園に大きな可能性があることを実感しました。

令和4年5月には、知多奥田駅高架下に開設されたスポーツまちづくり推進室を訪問し、意見交換を行った上で、和歌山県立医科大学みらい医療推進センターとたけびしスタジアム京都の視察を実施し、ナショナル・トレーニング・センターの誘致に向けて、障害者スポーツへの理解やパラ陸上競技大会の運営などについて学びました。

この視察が御縁となり、令和4年11月には和歌山県立医科大学の田島文博教授を本町に招き、議員主催の勉強会も開催されました。その際、本町に建設中の陸上競技場を直接田島先生に御覧いただき、立地条件など、優位

性について再確認しました。

この4年間、何度か建設現場を視察し、最新の工法や出来上がっていく様子を目の当たりにすることで、完成後の運用に向けて、決して失敗が許されない事業であると議員も身が引き締まる思いでございます。

陸上競技場のオープンまであと1年となり、建設現場では日々着実に姿を変えながら、完成へのイメージが沸くところまで進んできております。しかし、今日の建設資材や人件費の高騰などにより、事業費が増加することが懸念されております。

しかしながら、一時は中止か継続かと町民を巻き込む議論となった事業ですが、そのため町民の関心も高く、現在は完成を心待ちにする機運が高まっているようにも感じております。

町執行部におかれましては、建設の工程や内容に加え、陸上競技場をはじめとした運動公園の完成後には、地域の活性化など、掲げた目的を確実に達成できるよう、引き続き全力で取り組んでいただくことを切に要望し、委員長報告といたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

美浜町運動公園整備促進検討特別委員長の報告が終わりました。

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで23件一括議案説明

○議長（横田貴次君）

日程第4、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで、以上23件を一括議題といたします。

以上23件につきまして、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして23件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております奥村賢一氏が令和5年3月31日をもって任期満了となります。引き続き住民の代表として奥村氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同条第6項の規定により、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、協定書を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定の範囲内で従前の取扱いと同様となるよう規程を定めるため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例についてでございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、審査期間の規定を定めるため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う審査機関の名称変更及び消防団団員の年額報酬を増額したく、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団の定員数の見直しに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、入院医療費の給付対象を18歳までに拡大させるため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、道路の実情を調査し、路線の廃止及び認定をするものでございます。これらの道路の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）でございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ1億1,587万9,000円を減額し、補正後の予算総額を100億9,249万1,000円とするものでございます。第2条では翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、第3条は地方債の補正でございます。

次に、議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,248万円を追加し、補正後の予算総額を23億746万8,000円とするものでございます。

次に、議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、補正後の予算総額を19億7,023万3,000円とするものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、補正後の予算総額を5,000円とするものでございます。

次に、議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ80万円を減額し、補正後の予算総額を3,182万1,000円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を80億4,900万円とするものでございます。第2条では、交通安全施設整備事業債はじめ9事業債において、計4億1,780万円の起債を予定するものでございます。第3条では、一時借入金において、借入れ限度額を3億円と定めるものでございます。第4条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、歳出予算の主な内容でございますが、1款議会費では、議会運営に要する経費を、2款総務費では、総務管理、国際交流などの企画事業、町税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費を計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉事業、敬老事業、障害福祉サービス事業、障害者・子ども・母子家庭等医療事業のほか、保育所、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上

いたしました。

4款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合に係る経費を計上いたしました。

5款労働費では、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金等の労働諸費を、6款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費を計上いたしました。

7款商工費では、商工振興、観光及び消費者行政に要する経費を、8款土木費では、道路、河川、排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業、都市公園整備事業などを実施するための経費を計上いたしました。

9款消防費では、知多南部消防組合の運営に関わる分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を、10款教育費では、小中学校をはじめ、公民館、心育館、町民グラウンド及び学校給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、保健体育及び文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。

11款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

次に、歳入予算の主な内容でございますが、町税は人口減少及び経済の動向や地価の下落等を踏まえつつ、前年比0.6%の減を、地方交付税は国の地方財政計画に基づき、前年比14.3%の増を、また国・県支出金、町債等特別財源の確保に努め、計上をいたしました。

以上が、令和5年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を22億8,270万9,000円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を4億341万8,000円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を18億4,399万2,000円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を1,000万円とするものでございます。

次に、議案第23号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を3,617万6,000円とするものでございます。

次に、議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を5億194万9,000円、支出を5億1,456万6,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出は、収入を1億1,630万5,000円、支出を3億785万円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第3号から議案第17号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（宮原佳伸君）

初めに議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、令和3年度からの繰越事業として実施しておりました、主に陸上競技場のスタンド建設工事に関する事業でございますが、費用が確定いたしましたので、お手元の資料2のとおり、去る2月17日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

第1条で、事業費につきまして9億1,942万2,900円を910万2,390円減額し、9億1,032万510円に変更するものでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。

○副町長（杉本康寿君）

次に、議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございますが、条例本文を御覧ください。

第1条では、この条例を施行するため、趣旨を定めております。

第2条では、この条例の実施機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を定めております。

第3条では、開示決定等の期限として、開示請求があった日から14日以内と定めておりますが、事務処理上困難な場合には、30日以内に限り延長することができる規定となっております。

第4条では、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量の場合の開示決定等の期限の特例を定めております。

第5条では、開示請求に係る手数料等の定めとして、手数料は無料としておりますが、開示情報の写し及び郵送を希望される場合には、その費用を負担していただくことを定めております。

第6条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞く場として、美浜町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることと定めております。

第7条では、実施機関が行った開示概要の公表について定めております。

また、附則では、この条例の制定により美浜町個人情報保護条例の廃止とそれに伴う経過措置、並びに美浜町情報公開条例及び美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例について、影響する字句の改正を行っております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第5号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例についてでございますが、条例本文を御覧ください。

第1条では、この条例を施行するため、趣旨を定めております。

第2条では、調査審議する機関の設置について定めております。

第3条では、用語の定義を定め、第4条では、審査会の調査審議内容の所掌事項を定めております。

第5条から第14条については、審査会の組織及び審議の手続を定めております。

第15条では、この条例に定めのない事項を規則に委任することとしております。

また、附則では、この条例の制定により、美浜町情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止とそれに伴う経過措置について並びに美浜町証人等の実費弁償に関する条例について、影響する字句の改正を行っております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、

資料5、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、別表第1（第2条関係）として、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、「情報公開・個人情報保護審議会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」へ名称を変更するものでございます。また、消防団員の報酬等の策定等について、この消防長通知に沿い、消防団の団員の階級にある方の年額報酬を「2万4,400円」から「3万6,500円」に増額するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に 議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6、美浜町消防団条例新旧対照表を御覧ください。

第4条において、団員の定数を214人から5人減らして、209人とするものでございます。

消防団員の確保については、少子化の進行や地元就業者の減少等、社会情勢の変化により、定員の適正化を図るため、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、河和南部分団の古布班及び矢梨班を統合し、河和南部班に、奥田分団の奥田第一班と奥田第二班を統合し、奥田班に、上野間分団の班員を29人から24人にするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月15日からでございます。

議案第4号から議案7号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、子供の福祉の増進を図るため、入院に係る医療費の給付対象を18歳になる年度末まで拡大するために、本条例を改正するものでございます。

資料7、美浜町子ども医療費支給条例新旧対照表を御覧ください。

第2条の定義においては、子供の年齢を「15歳」から「18歳」に引き上げ、保護者と就学時の規定を整理し、高校生等を新たに規定しております。

第3条では、受給資格者に高校生等の規定を追加し、複数の福祉医療の資格がある場合の優先順位を規定しております。

第4条の支給の範囲においては、高校生等の入院に係る給付について新たに規定しております。

第5条では、高校生等の入院に係る給付については償還払いとするため、受給者証の交付から除く旨を規定しております。

第8条、第9条及び第11条においては、規定の整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8、美浜町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第6条において、出産育児一時金を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改正するものでございます。この改正により、規則で定められた産科医療補償制度の保険料相当額1万2,000円を加算した合計額については、42万円から50万円になります。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9、国民健康保険税条例の一部を改正する条例 条文別改正内容を御覧ください。

第2条第2項及び第3項並びに第24条においては、課税限度額を引き上げ、附則第2項においては、規定の適

正化を行うものでございます。

次のページの改正資料を御覧ください。

美浜町国民健康保険税の基礎課税額は「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額は「19万円」から「20万円」に課税限度額を引き上げ、所得の多い世帯に応分の負担をお願いするものでございます。

この限度額の引上げにつきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和5年1月26日付でいずれも適当であるとの答申をいただいております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

資料10、美浜町立保育所設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

改正の内容につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴い、現行の「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改正するものです。

裏面の美浜町附属機関設置条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

4ページ目の下から2段目になります。

改正の内容につきましては、子ども・子育て支援法第72条から第76条までの削除に伴い、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がり、現行の「第77条」を「第72条」に改正するものです。

これらの改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴うもので、資料10の第1条関係は、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定の整備、資料10の第2条関係は、子ども・子育て会議の設置・権限等がこども家庭庁に移管されることによるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日からでございます。

議案第8号から議案第11号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第12号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、資料11の図面を御覧ください。

廃止につきましては、1ページ目、美浜町運動公園の区域となった路線及び次のページ、2ページ目、3ページ目、一般県道奥田内福寺南知多線の整備に伴いまして、町道が県道に取り込まれる路線でございます。

また、認定につきましては、4ページ目と5ページ目、同じく県道の整備に伴いまして、県道から町道に降格する路線を町道として認定するものでございます。

議案第12号の説明は、以上でございます。

○総務課長（中村裕之君）

次に、議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の20、21ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費の議会運営事業においては、各委員会行政視察の移動手段変更による旅費の減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費においては、郵送料等の減少による通信運搬費、職員人件費及び特別職人件費の減額を、2目人事管理費においても、町長車等運転業務、職員健康診断、職員採用試験受験者が見込みより少なかったことによる手数料及び委託料の減を、22、23ページを御覧ください、3目文書広報費の広報事業においては、広報みはまの入札執行残による減を計上いたしました。

4目財政管理費のふるさと納税事業においては、返礼品額の減少による委託料の減を、6目財産管理費の庁舎管理事業においては、入札等により事業費が確定した空調設備保守点検業務委託料を、公用車管理事業においては、視察等のイベントが中止となったことによるマイクロバス運転業務手数料、入札執行残による公用車の備品購入費の減を計上いたしました。

7目企画費の地域協働事業においては、都心部からの移住者が見込みより少なかったことによる補助金の減を、国際交流事業においては、シンガポール共和国の中学校との交流が実施できなかったことによる旅費及び委託料の減を、巡回バス運行事業においては、燃料費及び修繕料の減を、区長会運営事業においては、区長会行政視察が実施できなかったことによる旅費等の減を、24、25ページを御覧ください、地方創生まちづくり事業においては、事業費の確定による委託料の減を計上いたしました。

8目電子計算費の電算管理運営事業においては、各種電算システム導入の事業費確定による減及びマイナポイント申込支援用機器賃借料の減並びに愛知県への負担金額の確定に伴う減を、11目基金費の基金積立事業においては、財政調整基金積立金の減を計上いたしました。

2項徴税费、2目賦課徴収費の賦課徴収事業においては、軽自動車税、固定資産税、住民税データパンチ業務及び地方税電子申告サービス共通納税回収委託等の入札執行残を、固定資産評価等事務においては、地目現況画地条件調査及び家屋評価補助業務委託料の減を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民戸籍台帳費の子育て支援金支給事業においては、乳児を養育する保護者を対象とした子育て支援金報償費の減を計上いたしました。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費においては、昨年7月に行われた選挙により確定した事業費の減を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の住民課時間外勤務手当については、執行残が生じたことによる手当の減を、2目老人福祉費、老人福祉事業においては、福祉電話と高齢者タクシー利用助成の利用者数の減少による通信運搬費と扶助費の減を、敬老事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による敬老事業の中止に伴う補助金の減を、介護保険繰出金においては、紙おむつ等支援事業費の減に伴い、繰出金の減を計上いたしました。

4目福祉医療費の福祉医療費支給事業においては、過年度遡及分医療費の支給により不足が生じたことによる母子家庭等医療費の増を、6目国民健康保険費、国民健康保険事業においては、国保システム改修のための経費として国民健康保険特別会計繰出金の増を計上いたしました。

30、31ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対応事業においては、対象国庫補助金等の変更による財源更正を、2目保育所費の保育所運営事業においては、保育士の会計年度任用職員を任用しなかったことによる人件費の減及び延長保育の会計年度任用職員が欠けた場合の正規職員の時間外手当の増を計上いたしました。

3目児童福祉施設費のわかば園運営事業においても、保育士の会計年度任用職員を任用しなかったことによる人件費の減を計上いたしました。

4目特定教育保育施設給付事業費、特定教育保育施設給付事業においては、施設型及び地域型保育給付費支給対象施設の減少による減を、5目施設等利用給付事業費の施設等利用給付事業においては、利用者数の減少によ

る減を計上いたしました。

32、33ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業においては、保健センター内の誘導灯LED化工事による増を計上いたしました。

2目予防費の健康診査事業においては、受診者が見込みより少なかったことによるがん検診委託料の減を、予防接種事業においては、出生数が見込みより少なかったことによる個別・子供予防接種委託料の減を計上いたしました。

3目保健対策費の母子保健事業においては、出生数が見込みより少なかったことによる妊婦乳児健康診査費負担金の減を、4目環境対策費の環境対策事業においては、土壌分析調査の事業費確定による役務費の減を、浄化槽整備事業においては、合併処理浄化槽の設置申請が見込みより少なかったことによる整備事業補助金の減を計上いたしました。

2項清掃費、1目清掃総務費のごみ減量化事業においては、資源回収事業に係るごみ回収量の減少による報償金の減及び可燃ごみ袋扱い店販売手数料が見込みより少なかったことによる役務費の減を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

3項知多南部衛生組合分担金については、組合事業において、工事費等の確定に伴い国庫補助金が決定したことにより、分担金の減を計上いたしました。

4項知多南部広域環境組合分担金については、物価高騰によるごみ処理に係ります償却費用等の増と、ごみ処理手数料等が減少したことによる分担金の増を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興事業においては、地域担い手育成支援事業補助金等において、申請者数が見込みより少なかったことによる減を計上いたしました。

4目畜産業費の畜産業振興事業においては、河和南部地区の養鶏場建設のための畜産クラスター事業補助金の増を、5目農地費の農地事務においては、農業集落家庭排水処理施設特別会計への繰出金の減を、農業用施設維持修繕事業においては、維持補修に使用する原材料費の減を、多目的機能支払事業においては、事業費確定による交付金の減を計上いたしました。

36、37ページを御覧ください。

3項水産業費、2目水産業振興費の水産業振興事業においては、事業の縮小または延期による漁場改良等補助金の減を計上いたしました。

7款商工費、1項商工費の観光施設等維持管理事業においては、食と健康の館白蟻駆除委託料の減を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の道路維持修繕事業においては、道路維持補修に使用する原材料費の減を、3目道路新設改良費の道路新設改良単独事業においては、事業費確定による土地購入費の減を、道路新設改良国補助事業においては、事業費確定による工事請負費と橋梁点検負担金の減を、38、39ページを御覧ください、道路新設改良県補助事業においては、町道森越・石坂平井線の事業費確定による工事請負費の減を、3項河川費、4目排水路新設改良費の排水路新設改良事業においては、岡ノ脇排水路の施工方法見直しによる工事請負費の減を計上いたしました。

5項都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画総務事務においては、都市計画基礎調査委託料の確定による減を、建築物耐震改修促進事業及び空家等対策事業においては、当初見込みより申請が少なかったことによる補助金の減を、4目公園管理費の都市公園管理事業においては、借地料確定に伴い、緑地広場借地料の減を、都市

公園整備事業においては、陸上競技場事務備品の入札等執行残による減を、40、41ページを御覧ください、6項住宅費の住宅管理事業においては、量水器取替工事負担金確定による減を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の非常備消防事業においては、当初見込みより退団者が少なかったことによる消防団員退職報償金及び消防団出動報償金の減並びに隣接地との課題に伴い、野間地区内防火水槽撤去工事の事業費確定による工事請負費の減を計上いたしました。

4目災害対策費、災害対策事業においては、個別避難計画モデル事業において、町からの支出の必要がなくなったことによります報償金及び作成業務委託料の減、同報無線用地確定による土地購入費の減及び当初見込みより申請者が少なかったことによるブロック塀撤去補助金の減を計上いたしました。

42、43ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の国際交流事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業中止となったホームステイ事業経費の減を計上いたしました。

2項小学校費、1目学校管理費の小学校運営事業においては、会計年度任用職員報酬の減を、2目教育振興費のスクールバス運営事業においては、スクールバス運行日数の減少による手数料の減を計上いたしました。

4項社会教育費、4目図書館費、図書館運営事業においては、指定管理運営しております美浜町図書館の電気代高騰による指定管理者への事業者補助金の増を、44、45ページを御覧ください、5項保健体育費、2目体育施設費の運動施設管理運営事業においては、運動施設の維持管理に係る各種委託料の減を、総合公園施設管理事業においては、事業費確定による備品購入費の減を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたしますので、補正予算書の14、15ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金においては、子どものための教育・保育給付費負担金交付対象の減少による減を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金（移住支援事業交付金）においては、交付該当者がいなかったことによる減を計上いたしました。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金から保育対策総合支援事業費補助金への変更を、子育てのための施設等利用給付交付金は、交付対象施設利用者の減少による減を、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、申請予定事業所の都合による減を計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金においては、浄化槽設置数の減少による減を計上いたしました。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金においては、橋梁点検事業補助金の確定に伴う減を、2節都市計画費補助金においては、住宅耐震改修、空き家対策に係る対象者数の減少による減を計上いたしました。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金においては、個別避難計画作成モデル事業の未実施による減を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金においては、交付対象施設利用者の減少による減を計上いたしました。

2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の地方創生推進交付金（移住支援事業交付金）においては、交付該当者がいなかったことによる減を計上いたしました。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の福祉医療費補助金においては、母子家庭等の福祉医療費の増額による増を、2節児童福祉費補助金の地域子ども子育て支援事業補助金は、国庫補助金の保育対策総合支援事業

費補助金への変更による減を、子育てのための施設等利用給付補助金においては、利用者数の減少による減を計上いたしました。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置費補助金においては、合併処理浄化槽の設置申請が見込みより少なかったことによる減を計上いたしました。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金においては、多面的機能支払事業補助金から機構集積協力金については、申請者数の減少による減を、畜産クラスター事業補助金においては、施設整備に伴う補助金の増を、2節水産業費補助金においては、事業縮小に伴う漁村活性化総合対策事業補助金の減を計上いたしました。

5目土木費県補助金、1節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みによる民間木造住宅耐震診断費、同改修費補助金及び空家等対策推進事業費補助金の減を計上いたしました。

2節道路橋梁費補助金においては、町道森越・石坂平井線の事業費確定による道路新設改良事業補助金の減を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金におきましては、ふるさと納税の納付実績により一般寄附金の減を計上いたしました。

2目民生費寄附金の児童福祉費寄附金においては、保育所備品購入のための寄附金の増を計上いたしました。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入においては、退団者が見込みより少なかったことによります消防団員退職報償金の減及びデジタル基盤改革支援補助金交付額が見込みより少なかったことによる減を計上いたしました。

22款町債、1項町債、2目土木債においては、道路整備と排水路整備に係る事業費の減額による事業債の減を、5目臨時財政対策債においては、地方交付税を含め、本年度の財政見通しが立ったこと及び今後の地方債借入金利上昇に対応するため、減額を計上いたしました。

7目民生費においては、河和保育所保育室等のLED化工事に伴う一般財源から児童福祉債への振替による増を計上いたしました。

次に、7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

令和5年度に繰り越す事業につきましては、4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナワクチン接種事業をはじめ、御覧の3事業でございます。

次に、8ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

河和保育所保育室等のLED化に伴う保育施設整備事業債の追加を、町道森越・石坂平井線の工事費減及び瓦橋長寿命化工事補助金の減に伴う道路整備事業債並びに岡ノ脇排水路工事において本年度分に係る工事費減による排水路整備事業債限度額の変更を、また、臨時財政対策債の起債中止によります起債の廃止を計上いたしました。

議案第13号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の64、65ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、61万6,000円を増額計上いたしました。これは、マイナンバーカードにひもづけされた公金受取口座に対応するため、国保システムを改修するものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費において、766万5,000円を、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費において、419万9,000円をそれぞれ増額計上いたしました。これは、医療費の増が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

次に、歳入を御説明しますので、62、63ページを御覧ください。

2 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金において、歳出で計上しました医療費の増額分を計上いたしました。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金において、歳出で計上しました国保システム改修委託料の増額分を計上いたしました。

議案第14号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の80、81ページを御覧ください。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目任意事業費において、紙おむつ等購入の利用減により、紙おむつ等支援事業費を20万円減額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

78、79ページを御覧ください。

歳出の紙おむつ等支援事業費の減額に伴い、国、県及び町のそれぞれの負担割合に応じて、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金、4 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金を減額計上し、2 項、1 目基金繰入金におきましても、1 号被保険者分の負担割合に応じて減額計上をいたしました。

議案第15号の説明は、以上でございます。

○建設課長（茶谷昇司君）

次に、議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出から説明しますので、補正予算書96、97ページを御覧ください。

1 款、1 項、1 目土地取得事業でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

94、95ページを御覧ください。

2 款、1 項、1 目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

議案第16号の説明は、以上でございます。

○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の112、113ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費においては、財源更正を、2 款、1 項事業費、1 目施設整備費の施設整備事業においては、事業費確定による地方公営企業法適用業務委託料の減を計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、110、111ページを御覧ください。

3 款、1 項繰入金、1 目他会計繰入金においては、一般会計繰入金の減を計上いたしました。

5 款諸収入、3 項、1 目雑入においては、水道事業会計負担金の増を計上しました。

7款、1項町債、1日集落排水事業債においては、施設整備事業に係る農業集落排水事業債の減を計上いたしました。

議案第17号の説明は、以上でございます。

○議長（横田貴次君）

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月7日及び8日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、3月の7日及び8日を休会することに決定いたしました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時19分 散会〕

令和5年3月9日（木曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

2番	鈴木美代子君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大嵯暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

1番 山本辰見君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	中村裕之君	秘書課長	大松知彰君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	谷川雅啓君	産業課長	三枝利博君
建設課長	茶谷昇司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	宮崎典人君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回定例会2日目の日程、一般質問の日を迎えました。

一昨日は本町中学校の卒業式が執り行われまして、残念ながらコロナの影響で私どもも参列ができなかったのですが、大変いい陽気の中で卒業の時を迎えられたと伺いました。コロナが始まって3年間、大変苦労された年代の皆さんが旅立っていけます。そして、本日は一般入試の合格発表の日だということで、今日一般質問をお控えの議員さんよりも、はるかに緊張して朝を迎えられているのかなと思います。お昼には合否の発表もされ、本町から旅立つ皆さんが一人でも多く目標を達成されますことを議会皆さんで祈りたいと思います。

また、議員の皆様におかれましては、4年任期の最後の定例会、一般質問となります。思いの丈を壇上で思い残すことなく、町民の皆さんに伝えていただきたい、そのように願っております。

それでは、お伝えをします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭お伝えさせていただきます。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、1番 山本辰見議員から病氣療養のため本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、御報告をいたします。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしましたので、御報告をさせていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、8名の議員より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括して質問していただき、執行部の答弁の後の再質問におきましては、一問一答といたします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳にお慎みいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、11番 大岩靖議員の質問を許可いたします。大岩靖議員、質問してください。

[11番 大岩靖君 登席]

○11番（大岩 靖君）

皆さんおはようございます。チャレンジMIHAMA所属、11番大岩靖、壇上より質問させていただきます。

間もなく3月11日を迎えようとしております。12年前に東北の大震災がありました。最近、テレビ等でそのときの映像がニュースとして流れてまいります。それを見るたびに、美浜町も海岸に沿った町があります。町民の皆様方が安心・安全で暮らせるよう、我々議員も、そして町執行部も、そして町民も、皆さんがこの3月11日の出来事を忘れずに、日々防災に対して意識を持っていただきたいと思います。

それでは、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

本日は、名鉄知多新線のダイヤ改正について質問させていただきます。

令和5年3月18日に実施される名古屋鉄道のダイヤ改正が、去る1月17日に発表されました。名古屋鉄道のホームページによれば、知多新線について午前9時から22時までの間、富貴駅から内海駅での折り返しワンマン運転になるとの内容で、これらの改正は本町や日本福祉大学及び附属高校においても大きな影響があると思われます。

そこで、以下の質問をいたします。

1、ダイヤ改正後の町の対応をお聞きいたします。

今回の名古屋鉄道のダイヤ改正発表後、町としてどのような対応をされましたか。

2、ダイヤ改正の影響に対する今後の取組についてお聞きいたします。

令和5年3月18日から新しいダイヤで運行されます。知多新線において直通の電車が少なくなることは大きな問題と考えますが、改正後の町の取組について方針を伺います。

3、代替の交通手段を検討する考えはあるでしょうか。

通勤・通学を含めた地域住民の利便性を高める交通手段として、知多新線のワンマン運転を補完するためのコミュニティバスの運行について、近隣自治体を含めた広域連携による検討を進めることはできませんか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

初めに、名鉄知多新線のダイヤ改正についての御質問の1点目、ダイヤ改正発表後の町の対応についてでございますが、3月18日から知多新線のダイヤ改正は、議員がおっしゃられるように地域に大きな影響がございます。名古屋方面への上りは、始発から8時台までは直通運転がされるものの、9時台以降は終電まで内海駅から富貴駅への毎時2本の普通列車運転となります。また下りにつきましても、9時台から21時台までは名古屋方面からの直通運転はなく、上り同様、富貴駅から内海駅へ毎時2本の運転となります。いずれも河和線の特急への接続となるダイヤとなっております。

1月17日の発表を受けた後、本町と南知多町、そして日本福祉大学の3者で調整し、去る1月31日に名古屋鉄道株式会社本社を訪問し、2町の町長及び大学の理事長の連名で代表取締役社長宛てに要望書を提出させていただきました。

まずは、知多新線が町民の皆様や学生、生徒の方々の生活に欠くことのできない交通輸送手段であるとともに、産業や観光の基盤として重要な役割を果たしていることを訴えさせていただきました。さらに、本町はまちづくりの一環として知多奥田駅前に運動公園を整備しており、日本福祉大学と協力しながらパラスポーツの拠点であるナショナルトレーニングセンターの指定を目指していることを、あるいは南知多町は海っ子バスのダイヤや料金の見直しにより電車利用者の利便性を図る予定があること、また、日本福祉大学は大学と高校を合わせて4,000人余りの通学者がいることなど、3者がそれぞれの状況を説明した上で次の3点を要望させていただきました。

一つは、現状の運行ダイヤと同様に名古屋方面への直通運転を継続していただくこと、一つは、富貴駅での乗換え時において障害者差別解消法に基づく合理的配慮の視点に即した対応や環境の整備を、もう一つは、地域の事業活性化に関連する駅構内外の施設等の環境整備をの3点でございます。

名古屋鉄道からは、今回のダイヤ改正は新型コロナウイルス感染症の流行による自宅勤務や学校の授業中止に伴う定期券利用者及び外出自粛に伴う一般利用者の激減による大幅な売上減少と、現在の電気料金の価格高騰に伴う経費増大による経営悪化に対応するため、やむを得ず実施したものであるとの説明がありました。また、課題である富貴駅での乗換え時は従来どおりしっかり対応していくこと、観光への取組やイベント開催も引き続き実施をしていくことが約束をされました。

次に、御質問の2点目、ダイヤ改正の影響に対する今後の取組はについてでございますが、名古屋鉄道は、ダイヤ改正後の状況をしっかり検証していくため、住民の声や不具合等の情報提供を求めていますので、今後も関係者で連携し、要望等を継続していきたいと考えております。また、ダイヤ改善に一番効果的なことは電車の利用者を増やすことであろうかと思えます。そのためには、町民の皆様へ電車利用を呼びかけるとともに、交流人口や観光客の誘致も重要な手段であり、運動公園整備の目的とも合致していることから、引き続き、まちの活性化に関することにも取り組んでまいります。

次に、御質問の3点目、代替えの交通手段を検討する考えはについてでございますが、現在本町では、巡回ミニバス3台により、東部コース、西部コース及び巡回コースにて運行しております。また、町内にあります5つの鉄道駅全てに巡回バスの停留所がございます。南知多町では海っ子バスを運行し、河和駅及び内海駅に接続しており、常滑市においては、コミュニティーバスグループが上野間駅に接続している状況でございます。

議員がおっしゃられるとおり、これからの地域公共交通を考える上では、本町だけで考えていくのではなく、今後は地域の実情に合わせて近隣市町との広域化について連携し、現状の公共交通機関とも十分に協議しながら持続可能な地域公共交通と在り方を検討していく必要があると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

それでは、随時再質問させていただきます。

今、町長の答弁の中で、1月31日に本町と南知多町、それから日本福祉大学の方3者で名古屋鉄道さんに要望

書等をお届けしたとお聞きしたのですが、その要望で、今3点の要望の内容を伝えられましたが、それに対する何らかの回答等は向こうからあったのですか。その内容がもし分かれば教えていただきたいのですが。

○副町長（杉本康寿君）

去る1月31日に、先ほどの町長答弁でございましたとおり、名古屋鉄道本社に要望をしまいいりました。

向こうの回答でございます。富貴駅の下りにつきましては10分ほどの乗換時間を確保して利便性を図るということでございます。そのときに乗換えに必要な補助や介助を従前どおり対応していくということで、10分程度のお時間を取っているということでございます。富貴駅では内海行き車両に乗りしての待機となるということとなっております。

今後、ダイヤ改正の状況や課題については検証をしていただくということとなっております。その際、学校行事やイベントでの多くの乗降客が見込まれますので、その都度別途対応をしていただけるということの回答でございます。それに加えて、観光への取組についてですとか鉄道イベントについては今までどおり継続していくという回答をいただいております。

○11番（大岩 靖君）

何らかの回答があったというのは今お聞きしました。本当に美浜町は、特に知多奥田駅の福祉大学さんの乗降客、新線にとってはかなり大きな人数だと思っております。

そこで1つお聞きしたいのですが、美浜町は知多奥田駅前に運動公園整備事業を進めているのですが、まちづくりの一環として、ダイヤ改正後の日本福祉大学さんとの連携をどう考えているのかお聞きしたいのですが。

○副町長（杉本康寿君）

日本福祉大学さんとの連携についてでございます。こちらにつきましてもダイヤ改正による影響がかなりあるかと思っております。そのために、交流人口増加を目的とする運動公園整備事業に対して今回のダイヤ改正は相反するものではなかろうかと考えております。特に、多くの学生、生徒、職員の方々が、電車を利用している日本福祉大学や附属高校にとっても、利便性の低下を招くものと考えております。

そのため、地域の価値、学園の価値を維持するためにも、さらなる連携をし、今後におきましてもダイヤの改善を要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

先ほどの3点の要望を提出した中で名古屋方面への直行便を残していただきたいという要望があったと思うのですが、これ、直行便がなくなると具体的にどのような支障が考えられますか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

私も名古屋鉄道の要望に同行しましたので、私から答弁させていただきます。

名古屋方面に通学・通勤されている住民の方、多く見えます。また、先ほど副町長が申しあげましたように、日本福祉大学さん、高校に通学・通学されてくる方も多く見えます。知多奥田駅の利用者は、コロナ前の令和元年度ですと乗り降り合わせて年間200万人ぐらいの方が利用されておりましたので、それだけ多くの方に不便を強いるということになります。さらに、そういった通勤・通学が不便だというイメージがありますと、今後、美浜町への定住を考える場合ですとか進学する学校を選択する際にマイナスのイメージを持たれるんじゃないかという心配がございます。

○11番（大岩 靖君）

今、その利用者の数を聞いてびっくりしたのですが。確かにこれ、今僕は一番心配するのは、利便性が駅から学校まではいいということで今、福祉大学さんに多くの学生さんが通ってみえる。特に高校生の親御さんからす

ると、これ本当に利便性ということで考えられる部分が結構大きいと思うのですが、ぜひともその辺は何とか訴えていきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、ダイヤ改正後の富貴駅での乗換えのときに障害者差別解消法に基づく合理的配慮の視点に即した対応や整備と言われましたけれども、具体的にどのような内容なのか少しお聞きしたいのですが。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

要望書の文言としましては、先ほど申し上げました法律の趣旨に基づいた対応をお願いしますということにとどめております。それを具体的なものとしましては、踏切を渡る際に通路をきちんとした通りやすいように確保するとか、また、駅員の方が介助するというようなことになろうかと思えます。

ただ、現実的な話で、要望会の場面では、踏切を渡るときに車椅子の輪がはまり込んでしまったりつえが線路の隙間に入り込んでしまったりするということを考えますと、そういった対応に名鉄さんが多くの駅員さんを使えるのかと。そういうことをやるんだったら直通電車を走らせていただくのが一番の対応じゃないですかという要望をさせていただきました。

○11番（大岩 靖君）

そうですね。私も20年近く名古屋に勤めていたときに、確かに富貴駅、今、部長が言われるように、ホーム自体に屋根がついている部分が少ないのですよね。今の身障者の方、例えば車椅子等で利用されている方がもし雨でも降られると、本当に結構ホームにいるのがつらいのがあると思います。ぜひとも、ハード面の駅を云々というより直通を1本でもという要望を強くお願いしたいところであります。

それと、先ほど3点の要望の答弁の中で、地域の事業活性化に関する駅構内外の施設等の環境整備と言われましたけれども、具体的にその内容は何かですか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

本町としましては、今、知多奥田駅前に運動公園を造っております。知多奥田駅に設置されております名鉄さんの駅のトイレがかなり以前に造られたものですので、トイレの整備をしていただけないかということ具体的には申し上げております。

○11番（大岩 靖君）

確かにそうだと思います。私も行くたびにもう少し何とかならないかというところがありますが、もう一度お聞きします。ダイヤ改正後に本当に想定される町としての、大学としての総体的な影響というのはどのように考えてみえますか。

○町長（齋藤宏一君）

大岩さんの御質問、ごもっともな、一番大きな私は問題だということで、名鉄さんとはこれはしっかりと手を取り合いながら、知多半島全域を活性化するための一番これは大事な交通ですよね。そんな中で、今コロナの影響は非常に大きい。名鉄さんの財政事情を考えても、これはひとつやむを得ない状況になってしまう。これを何とかしのぐというよりも、今後の問題ね。私はもう名鉄線が来る前からずっとそういう面でも関わったり、一緒にこの知多南部、特に美浜町は6つの駅がある。特に西部なんか4つも近いところに駅がある。こんなところありませんよ。

じゃ、美浜町で一番お客が多いのは日本福祉大学。大学もよそで拒否されたのを美浜町は受けた。今はこうして運動公園を造るけれども、大学の力なくして運動公園はできません。彼の協力、あの学校と一体になったまちおこし、それが今進めているスポーツのまちおこしの一つ。これを今から進めることと、それから名鉄さんに私はいつも言います。南知多ビーチランド、それから西海岸や小野浦の海岸、こんないいところはありませんよ。

要は、町のこれからの開発計画、それは当然、名鉄さんは一番の大地主ですよ、美浜町の。非常にたくさん山林を持っている。それも、名鉄からもお聞きしているように、町がやるんなら非常に好意的に使って下さいということの打合せはできております。

だから、いかに名鉄とも手を取り合いながら、これから南知多までを含めた形のまちの発展を図っていくかと、これしかありません。誰も責めることはできません、これは。今の状況ではね。お互いに手を取り合って、そういう地域にしていきたいと思いますと私は名鉄の社長にも話をいたしました。これは当然、杉本美術館も入ります。せっかくあれだけのいいものが閉鎖、冗談じゃない、何とか生かそうや、これが名鉄との南知多、美浜町、知多半島が活性化するための一番大きなテーマだよということをいつも言わせていただいております。

そういう意味で、これから皆さんも町を挙げてそういういい町に、みんなが来てくれるような町にしようという目的に向かって頑張ってもらいたい、そう思っております。

○11番（大岩 靖君）

今の町長の思いはよく分かります。本当に、実は私も大学の先生、それからアパートを経営されている方にお聞きして、先ほど産業建設部長も答弁で言いましたが、富貴駅のハード面、駅構内を触るよりも直通電車を1本残してくれと。本当にそう言われるとおりで、直行便が1本あるだけという意味でもかなり意味合いが違ってくると思いますので、何とかその辺も強くお願いしたいところであります。

先ほど名古屋鉄道さん側の答申の中で、ダイヤ改正後の取組について名古屋鉄道は、改正後の状況をしっかりと検証していくために、住民の声や不具合等の情報提供を求めていると言われましたけれども、美浜町と日本福祉大学、また南知多町を含めた具体的な取組を考えていますか。例えば住民からの声をどのように集めて、それをまたどう集約して要望に持ってくるのかということを具体的に考えているかをお聞きしたいのですが。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

今現時点では、まだダイヤ改正前ですので、心配する声を多くいただいておりますけれども、実際ダイヤ改正された後の声はまた新たに出てくると思いますので、そういった3月18日以降いろいろな場面で声をお聞きして、それを3者の中で共有しながら、また改めて要望に進めてまいりたいと思っております。

○11番（大岩 靖君）

おっしゃるとおり、まだ始まっていないので何とも言えないのですが、確かに今の3者を含めていろいろなところからの意見を聞いて集約して、それをまた名鉄さん側に要望で持って行っていただきたいと思います。

それではもう一つ、最後に、ダイヤ改正後に町民の交通手段としての足を、今後公共交通を近隣市町と連携を進めていく上で何か問題点となるようなところはどのようなことがあるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○企画課長（戸田典博君）

近隣市町と今後連携をする上での問題点ということで、現状の公共交通機関、電車、バス、タクシー等があるかと思えます。そちらの民間の事業者とも十分協議を行いながら、またそちらの交通関係業者の利用者の数が減少するような取組にならないようにしていかなければ、そちらにも十分配慮して、今後、近隣市町と連携について進めていく必要があるかと思えます。

○11番（大岩 靖君）

本当に今後、この美浜町、それから南知多町も含めて、大学ともよく連携して、どのようにしていきたいかということをはっきり進めて行っていただきたいと思います。特に今、我々が関わっている知多奥田駅の前の運動公園整備事業も、この問題をかなり大きく取り上げていかなければならないのかなと。特に我々も、日本福祉大学さんとの連携は今以上にもっと密にしていかなければならないのかなというのを強く思います。

分かりました。それでは今後ともその連携、そしてまた南知多町とのところも一緒にやっていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のための休憩を取ります。再開を10時といたします。

〔午前9時35分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 中須賀敬議員の質問を許可いたします。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA所属、8番 中須賀敬でございます。

4年前の4月に当選させていただき、4年間いろいろな質問を一般質問のこの席でもさせていただき、いろいろな勉強をさせていただきました。その締めくくりとして別にまとめてあるわけではありませんが、今回の最後の一般質問になりますので、精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。

では、議長よりお許しをいただきましたので、壇上にて一般質問通告書に従って質問させていただきます。よろしくをお願いします。

では、1番、美浜町の産業をアピールするための施策について。

新型コロナウイルス感染症対策として行ってきた本町の経済対策につきまして、3年間にわたり一般質問を通じて取り上げてまいりました。しかし最近では、コロナ後を見据えて少しずつではありますが本町をアピールする機会が増えてきているのかと思います。そのため、これまで以上にアピールするためには、リピート購入していただける「みはまブランド」の特産品の開発も必要不可欠と考えます。

そこで、本町の産業をアピールするための施策について質問いたします。

（1）これまで本町の産業をアピールするためどのような取組をしてきたか。

これまでに本町の産業をアピールするためどのような取組をしてきたか、お答えください。

（2）今後のアピールをどのような機会を捉えて取り組む計画か。

今後の本町の産業のアピールについて、どのような機会を捉えて取り組む計画ですか。

（3）これまで開発してきた特産品で成功した特産品は。

これまで開発してきた特産品の中で成功した特産品について、PR方法も踏まえて教えてください。

（4）現在開発中の特産品等について。

現在開発中の特産品または今後取り組んでいきたい特産品について、お聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目です。

美浜町職員の職場環境の現状と改善について。

これまで美浜町では、人口減少に対応するため、また財政再建のため、様々な予算削減とともに計画的な職員

の削減及び機構改革を実施してきました。この取組は人件費の抑制につながったと考えられますが、反面、人員が少なくなった上、職員の事務範囲が広がり、さらにはコロナワクチン接種業務の実施、コロナウイルス感染による自宅療養や濃厚接触者の指定により、さらに人員不足の苦労が続いた3年間であったと思います。

そこで、職員の勤務実態に関する内容について、次のとおり質問させていただきます。

(1) 現在の職員の有給休暇の取得状況は。

現在の職員の皆さんの有給休暇の取得状況についてお聞かせください。

(2) 男性職員も含めた育児休暇の仕組みやその取得状況は。

男性職員も含めた育児休暇の仕組みと現在の育児休暇の取得状況について教えてください。

(3) 職員の働きがい、仕事に対するモチベーションは。

現状の職場環境は、職員の働きがいや仕事に対するモチベーションを十分に保っていますか、お聞かせください。

(4) 職員の定年延長の仕組みは。

令和5年度から始まる職員の定年延長について、仕組みと内容の説明をお願いいたします。

以上で私の壇上での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町の産業をアピールするための施策についての御質問の1点目、これまで本町の産業をアピールするためにどのような取組をしてきたかについてでございますが、コロナ禍での2年間は、イベントの制限や中止が相次ぎましたが、愛知県主催によるSDGs AICHI EXPOや知多半島観光圏協議会主催のイベントへの参加及び県外の道の駅等に出展し、PRを行ってまいりました。あわせて、フェイスブックやインスタグラム等のSNSでの発信も続けているところでございます。また、今年度は3年ぶりに美浜町産業まつりを開催することができ、町内外から来場いただいた皆様に本町の産業を知っていただくことができました。

次に、御質問の2点目、今後のアピールをどのような機会を捉えて取り組む計画かについてでございますが、今後は運動公園、ジブリパーク等の新しい施設も活用し、商工会や観光協会、企業及び生産者が主体となって活動できるよう、日本福祉大学等地域の団体とも連携を図り、バックアップしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、これまでに開発した特産品で成功した特産品はについてでございますが、美浜の塩ソフトや、ツメタガイを加工したつくだ煮、恋美豚を使った料理につきましては、事業所や学生等との連携により商品開発を行ってきました。その結果、テレビ、新聞、雑誌等のメディアが取り上げてくれることとなり、認知度が上がり、一定の成果が出ているものと考えております。

次に、御質問の4点目、現在開発中の特産品等についてはについてでございますが、現在既にある特産品の改良も進めながら、さらに地元の資源を活用し、備蓄用の缶詰等、新たな特産品の開発にも取り組んでおります。引き続き、本町と商工会、漁協、JA、観光協会、郵便局、大学等で構成している美浜町地域ブランド化推進協議会での新商品の開発及び物販、PR等を進めてまいります。

次に、美浜町職員の職場環境の現状と改善についての御質問の1点目、現在の職員の有給休暇の取得状況についてでございますが、令和3年度の本町職員の有給休暇平均取得日数は12.5日でございます。これは、全国の市

区町村職員の平均取得日数11.5を1日上回る日数となっております。今年度も現在のところ前年度並みの取得日数となっており、全体としては、職員数の削減や人件費の抑制により、職員が年休を取得しにくい状況とはなっておりません。

次に、御質問の2点目、男性職員も含めた育児休暇の仕組みや取得状況はについてでございますが、昨年10月に育児・介護休業法が改正され、新たに出生時育児休業、通称産後パパ育休が創設されるとともに、育児休業の分割取得が可能となりまして、これまでより柔軟で取得しやすい制度になってまいりました。

本町職員においても、早速今年の1月に1か月の育児休業を取得した男性職員をはじめ、今月も別の男性職員が育児休業を取得する予定でございます。さらに、来年度についても2名の男性職員が取得を希望しており、新制度が順調に浸透しております。女性職員については、従来から全職員が育児休業を取得しており、男性職員と併せて育児休業が取得しやすい環境が整いつつある状況でございます。

次に、御質問の3点目、職員の働きがい、仕事に対するモチベーションはについてでございますが、急速に少子高齢化が進んだこともあり、社会全体で子育てをサポートしていく体制を国が整備しており、本町においても子育てを行う職員に対しサポート体制を充実させてまいります。また、働き方や価値観の多様化により、個人のワーク・ライフ・バランスを重視する傾向が進んだため、以前のような画一的な働き方だけでなく、一人一人の状況に合わせた柔軟な職場環境を構築し、職員の働きがいやモチベーションを維持、向上できるよう努めてまいります。

次に、御質問の4点目、職員の定年延長の仕組みはについてでございますが、令和3年6月に国家公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年が延長されるため、地方公務員についても定年延長に向けた環境整備を行うよう国から要請があり、本町においても昨年の12月議会で美浜町職員の定年延長に関連する条例を上程し、お認めいただいたところでございます。

具体的には、令和5年度に60歳になる職員に対し、定年を1年延長し、以後2年に1年ずつ定年を延長して、最終的に令和14年度に65歳に到達する昭和42年度生まれの職員から定年を65歳とするものでございます。

なお、給料につきましては、60歳時の基本給の7割水準が支給されますが、原則として管理監督職以外の職で勤務することとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

では、1つずつ順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、これまで数々の制限のある中でイベント対応、かなり苦勞されてきたものと思われませんが、そんな中、愛知県主催のSDGs AICHI EXPOに参加されたとの答弁がありましたが、このイベントがどのようなものなのか、お教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

SDGs AICHI EXPOにつきましては、企業等が取り組んでおります環境対策、また持続可能な開発についての事例等を紹介する催しで、企画課と連携を図りまして、アサリを捕食するうんねを活用した事例等を紹介し、試食を行いながらの物販を含め、美浜町の取組をPRさせていただいたところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

では、今ありました試食をお客様、来場者にさせていただいた場合、その試食の効果と、その物販の結果はい

かがでしたでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

うんねの取組を知らない方にまず試食していただきまして、味だとか値段の理由、こういったものを分かっていただくということで、購入してくれる方が多くいたような感じがしました。

○8番（中須賀 敬君）

やっぱり試食をしていただくというのは効果が高いように思われます。今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3年ぶりに産業まつりが開催されましたが、どのようなコロナ感染対策をして開催され、その結果がどうであったか教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

まず、コロナ対策としましては、開催時間の短縮、あとシャトルバスの運行やアトラクションの中止、また入場の際に検温、手指消毒をした方にリストバンドを着用するよう徹底させていただきました。リストバンドを導入したことによりまして検温等の対策が徹底できたことに加えまして、今まで広報みはまで1世帯1枚、これは抽せん券をつけていたのですけれども、今回リストバンドをつけた方全員が抽せんできるということでありまして、お子様連れ、子供も多く来場されまして非常に好評だったと伺っております。

○8番（中須賀 敬君）

皆様の努力により産業まつりが大成功したことに感謝し、次の質問に移らせていただきます。

今年度はいろいろなイベントが動き出したようですが、実際にどのようなイベントに参加されたのか、お答えください。

○産業課長（三枝利博君）

これまで参加してきました愛知県の市町村対抗駅伝、そこでの物販をはじめ約20のイベントに参加させていただきました。新たに掘り起こしたイベントとしましては、JAと食と健康の館、ジョイフルファーム鶉の池と連携して進めました妙高市との交流イベント、また、南知多町と共に組織しております知多南部地域観光協議会として参加しました中津川市のちこり村での物産イベント、そこにつきましては予想を大幅に超えまして大変多くの来場者でにぎわっておりまして、商品の売り切れが相次いだところでございます。

いずれにしましても、イベントは美浜町をしっかりとPRできたものと感じておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、新潟県妙高市との交流イベントとの答弁がありましたが、昨年10月9日、食と健康の館シンガポールまつりの中で妙高物産展が開催され、たくさんの方が来場され、にぎわっていました。開催された経緯を教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

妙高市は、本町の目指すスポーツ合宿などで経済効果が非常に高い、また成功している先進市ということで、運動公園の合宿の視察に伺った御縁で、いろいろな分野での交流が始まったところでございます。

そこで、向こうの農業担当、オンラインで連絡をやっていたのですけれども、それをやっているうちに、お互いの特産品、こういったものを持ち寄っての交流ができるのではないかとということで、7月29日と30日、妙高市で美浜町の物産展を開催したところでございます。その後、10月9日に先ほど議員言われましたように食と健康の館、また10月10日はジョイフルファーム鶉の池にて妙高の物産展を開催したところでございます。

いずれにしましても好評で、ぜひ次年度以降も継続して物産交流を図っていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、妙高市での美浜町の物産展で特に好評だった特産品、また美浜町での妙高物産展で好評だった特産品、商品は何だったのか、教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

妙高市は、美浜の塩だとかえびせんべい、こういったものがよく売れておりました。あと、美浜町での妙高物産展ではやっぱりお米がとにかく非常に売れておまして、あと、向こうの特産品の竹の子汁というのがありまして、それはもう即完売といった状況でございました。

○8番（中須賀 敬君）

新潟県妙高市との活発な交流が続いていることに感謝申し上げます。今後、妙高市との交流については、物産交流をきっかけに子供たちの合宿やキャンプでの交流、またスポーツ交流を通して、できることでしたら将来の姉妹都市提携までつながっていくと幸いだということを願い、次に進みます。

次の質問ですが、今後、運動公園やジブリパーク等の新しい施設を活用し、商工会や観光協会、企業、生産者が主体となって活動できるようバックアップしていくとのことですが、その現在の進め方と大学との連携を含め、今後どのように進めていく予定なのか、お答えください。

○産業課長（三枝利博君）

現在は、美浜町地域ブランド化推進協議会、ここが主体となってイベント等に参加しまして、PRを図っているところがございます。ただ、いろいろなところ、イベントに行きますと、行政が主体となって参加しているところは実はほとんどありません。ほかの市町村でいきますと、やっぱり商工会だとか観光協会、あと生産者等が直接参加してPRしているのが現状となっております。

ということで、今後は、大学が誘致した大会等での対応を含めまして、商工会がキッチンカー部会、こういうのをつくっていただきましたので、キッチンカー部会だとか、あと観光協会の旅館部、こういったところが主体となって進めていけるよう、ブランド化推進協議会でのノウハウ、ここら辺も含めましてバックアップしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

今、行政が主体となってイベントに参加しているところはほとんどないとのことですが、ブランド化推進協議会でのノウハウを含め、産業課のバックアップの下、商工会をはじめ諸団体、民間の力でさらに発展することを願います。

では、先ほど答弁の中で、成功した特産品として美浜の塩ソフトをはじめ幾つか上げていただき、確かにうんねや恋美豚はテレビや新聞、雑誌等によく見かけました。特にうんねは、アサリを食べてしまう天敵を特産品にしてしまうといった発想は、まさに現在のSDGsに特化した商品であると思います。こういった取組は他の産地でも他の県でも行っているのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

実際にこのうんね、ツメタガイですが、ここまで活用した事例というのはなくて、実は先月開催されましたシンポジウム「里海保全の最前線」としまして、東京大学の安田講堂で全国5つの団体が活動報告を行いました。その中の一つとして、美浜町漁場環境保全会が事例報告をしたところでございます。

発表後、コメンテーターの方から、非常に参考になる事例だということで、他県におけるツメタガイの対策事

例としてそのまま美浜町の取組を紹介させてもらったというコメントをいただいているところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

全国で5つの団体、それも発表の場が東京大学の安田講堂でということで、すごいことですね。正直想像もできませんが、また詳しく教えていただきたいと思います。

それでは、現在開発中の特産品等について、既にある特産品の改良等を進めながらとの御答弁がありました。何か具体的に進めている事案はありますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

具体的には、今うんねカレーというのを作っているのですけれども、それを改良しまして、パッケージ等を含めた新たな美浜カレー、そういったものの製作を考えているところでございます。

また、今アウトドアでの人気ということで、うんねや恋美豚を缶詰、こういったもので保存食としてアウトドア用での販売を検討しているところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

キャンプブーム、もっと言うならアウトドアブームが最近特ににぎやかになってきていると思います。また、災害対策としても活用できそうで、いいアイデアのように思われます。頑張ってください。大いに期待しております。

それでは、これまでいろいろと特産品開発を進めてきた中で、反省すべきことは何かありますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

まず、反省すべきということで、日本福祉大学の公務員育成プロジェクトというのがあるのですけれども、そこ連携して実は進めましたフルーツサイダー、また、うんねカレーもそうなのですけれども、普通の通常の商品に比べまして賞味期限が短いということと、あと製造の最小ロットが多いということで、短期間での販売というのが非常に困難だったということです。特にフルーツサイダーにつきましては、販売者との連携がうまくできていなかったことから在庫数の確認が遅れまして、賞味期限の間近な商品を急いであっせんするといったことになってしまいました。これはとても反省しているところでございます。

○町長（齋藤宏一君）

今日はいい御質問をいただきましてありがとうございました。

今の産業の問題で一つ一番大きな問題、私も数十年町長をやらせていただいて思っていることは、特産品をみんな、例えば農業、漁業、美浜町のこれは主たる職業ですよ。農業で何があるか。残念ながらみはまっこは、我々の若い時分から露地ミカンじゃ駄目だ、みはまっこをと施設栽培で始まって、大変評価をされるようになりましたね。東京でも欲しがっている。

ところが一番問題は、流通者も農業者も後継者のなさ。なぜですか。なぜこれほど後継者が減っているのですか。残念ながら、これは勘定が悪い。安心して次の後継者がやれる状況にはない。何があるか。条件です。その条件を行政的にお手伝いしたのが構造改善事業なのです。田んぼは大きくなりました。非常に作りやすい企業的な農業がやれる。ところが大面積でなければ勘定に合わない。野間地区で田んぼをやっている方、一番早く圃場整備をやったから、小さな田んぼ。分かるでしょう。水が愛知用水のように直接田んぼへ来ない。そういうものを、では野間で産業をこれからも維持していくためにはどうしたらいいか。これは国と県と町、併せてもう一回圃場整備をやって、田を大きく1枚の田んぼ、1町歩、2町歩ですよ、もう。それを考えざるを得ないのですよ。でなければ農業はなくなっています。後継ぎがない荒れている田んぼ、畑が莫大に増えている。なぜですか。その辺をこれから考えていかないと美浜町の産業、駄目になりますね。

そういうことを職員、今、産業課も一生懸命で、今言った、あるものをいかにしていただいて売ろうかという努力を本当に私はよくやってくれていると思っています。

だから、基盤がなければ後継ぎがないのです。その辺をこれから皆さんも、町を挙げてそういうことを研究していただきたい。基盤の確立ですよ。お米でも、いいですか、1万円で売っていたのではとても勘定に合わない。上手によく売るには、ではどうか。あなたもやっているように直売ですよ。おいしい米じゃなければ売れないのですよ。分かるでしょう。そういうことをこれから町を挙げて、地元の特性を生かす、産業を生かそうと思ったら農業、漁業、ノリをどうしますか。半分以下に減っちゃっている。私は、新しく漁業。窯業はどうだ。研究に入れと言っているのですよ。だから、そういうことを皆さん議員の方々もしっかり地元の代表ですから。それを町を挙げてやれる体制をあなた方はこれからつくってってください。私はこれで退職ですので、しっかりお願いしておきます。終わります。

○8番（中須賀 敬君）

町長、ありがとうございます。思いもよらぬお話を聞かせていただき、時計を見ながらちょっと戸惑っておりましたが、確かに私も野間で生活しております。野間の農業をやってみえる方は同じような声がいつも聞こえてきますので、ぜひ、私だけに限らず、議員の皆さんで行政と共に進めていきたいと思えます。

もう一つ聞きたかったので聞かせていただきます。

先ほど特産品がうまくいかなかった反省の言葉をいただきましたが、今後同じようなことが起こらないように新たな特産品開発として今何を考えているのか、どうしようと思っているのか、ありましたら教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

実は先月、河和中学校でのまちづくり講座の中で、中学1年生の生徒たちからいろいろな特産品のアイデアをいただいたところでございます。

河和中学校では3年間かけまして美浜の観光だとか地域資源、こういったことを学ばせまして、地元を愛する生徒にするのが目標ということでしたので、そういった生徒たちの意見が生かされるように地域の事業者へつなげていきたいなと思っております。こういった今後の新商品の開発に生徒たちの意見を入れていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

職員の皆様の御努力に大変感謝して、ぜひとも新商品開発も含めてしっかり美浜町をPRしていただき、また職員の皆さんの意識、働きがいのモチベーションが高まり、行動していただけることを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

では、美浜町職員の職場環境についての項目に移ります。

先ほどの全体の休暇の取得日数は分かりましたが、有給休暇の。休暇が取りにくいという職員の声もあります。有給休暇も含めて、休暇制度についてまず御説明いただきたい。お願いいたします。

○秘書課長（大松知彰君）

休暇制度の説明をさせていただきます。

一般的に公務員の休暇制度というのは非常に充実しておりまして、通常、土日祝日だけで年間約120日程度休みがあり、さらに20日間の有給休暇、前年度からの繰越しを含めると最大40日有給休暇がございます。そのほか、5日間の夏季休暇、6日間の年末年始休暇が付与されます。また特別休暇として、職員が病気やけがのため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇が1年につき最大90日間付与されます。さらに、昨年10月から男性職員も取得しやすくなった育児休暇、介護のために取得できる介護休暇、親族に不幸があった場

合の忌引休暇や子供を看護するための休暇など、様々な特別休暇が取得できるようになっております。

一方で、自治体の職員数は国から厳しく適正化が求められておまして、予算に占める人件費の割合や給与水準、同規模の自治体との比較など別の基準に配慮していく必要もあり、御質問のあった休暇の取得のほか、全体のバランスを考えて職場環境に配慮し、できるだけ質の高い行政サービスを行うことを目指しておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

職場、仕事内容とかあるいは所属する課によって、有給等のこういう休暇の取得のばらつきというか差は若干でもあるのでしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

年休取得のばらつきについてでございますが、部署によって繁忙期と閑散期の差が大きい課につきましては、閑散期に年休が取得しやすくなるために、年間の取得日数が多くなる傾向にあります。

以前は、そういった部署の働き方の違いよりも、たくさん年休を取る職員とほとんど取らない職員の個人差が大きかったのですが、働き方改革関連法の改正によって令和元年4月から年5日間の年次有給休暇の確実な取得が義務づけられたため、職員間の取得格差は縮小しております。

○8番（中須賀 敬君）

では次に、令和4年度に現実的に男性が育児休業を取得した人数は、先ほど1人は分かりましたけれども、何人見えますでしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

男性の育休取得人数ですけれども、産後パパ育休は今年度は2名です。ただ、それ以外に配偶者の出産に係る配偶者出産休暇、また育児参加のための休暇というものが、こちらは特別休暇といまして給料は減額されない休暇があるのですが、こちらについては5名の男性職員が取得しております。昨年10月に制度改正されて取りやすくなっておりますので、今後は取得者が増えていくものと見込んでおります。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、男性、女性どちらもですけれども、職員の方が育児休業をした場合のプラス面とマイナス面がありますでしょうか。あればその影響を教えてください。

○秘書課長（大松知彰君）

職員が育児休業を取った場合の影響についてでございますが、まずプラスの影響としましては、育児休業が取得しやすくなることによって役場全体で子育てをサポートしていく体制が整備されて、少しでも少子化に歯止めがかかる可能性が期待できます。

一方でマイナスの影響として懸念されるのが、育児休業が取りやすくなることによって他の職員に負担がかかり、公務に支障が出ることでございますが、主に女性職員が育休を取得する場合には、通常1年以上取得するために代わりに会計年度任用職員を代替職員として雇用させていただきまして、育児休業が終了するまで勤務していただいております。また男性職員の場合は、一般的に女性職員と比べて育児休業の期間が短いために、上司や同僚職員と相談して繁忙期を避けたり仕事の担当、割り振りを見直したりして育休を取得することになっておりますが、必要であれば短期間であっても会計年度任用職員を雇用できるよう、予算の確保をしていく所存です。

しかしながら、実際の現場においては、経験豊富な職員が育児休業を取得することによって他の職員の負担が大きくなるものですから、育休を取得する職員に休暇後も電話相談ができるように協力をお願いして、行政サービスに支障が出ないよう努めてまいります。

○8番（中須賀 敬君）

ある市町では、入庁後数年の経験を積んだ職員が戦力として有力になってきたと考えられる頃に他の自治体や民間企業に転職するという職員が増えて困惑しているとの話を聞きますが、このことに関して当町の考え方はいかがでしょうか。

○秘書課長（大松知彰君）

職員の転職についてでございますが、以前は、地方公共団体は卒業見込みの学生を採用して定年まで勤めていただくのが一般的でありました。しかしながら近年では、採用した職員の約半数が自己都合等の理由で定年を前に退職しているのが実情でございます。また、民間企業においても新規の学卒就職者の約3分の1が3年以内に退職しているという統計データもありますので、雇用の流動化は今後さらに進んでいくものと考えております。残念なことではありますけれども、これからは一定の割合で転職が起り得ると想定して採用計画を進めていくしかないと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

できましたら、美浜町で経験を積んだ職員がモチベーションを高く保ち、仕事に生きがいを感じられる職場づくりを今後とも進めていっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、再び換気のための休憩を取ります。再開を11時5分といたします。

〔午前10時44分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。

今任期4年の最後の定例会、そして一般質問になりました。今日は、今後の子育て支援についてと、それからLGBTQ、性的マイノリティーの方の支援とパートナーシップ制度の導入について質問したいと思います。パートナーシップ制度については、4年間1回はどこかでやらなければいけないなと思っていたことなので、今朝、議長が思い残すことのないようにやれと言われましたので、思い残すことのないように質問したいと思います。よろしく申し上げます。

では、始めます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

今回は、大きく2つの質問をします。

1つ目は、子育て世帯への包括的な支援についてです。

国は、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることもまんなか社会の実現を目指すこととしました。この取組の司令塔となるこども家庭庁の設置法が昨年6月15日に成立し、令和5年4月1日が施行日となっています。また、これらの国の取組と連携して地方自治体の具体的な取組を推進するため、児童福祉法等の改正も同じく昨年6月15日に行われ、施行日は令和6年4月1日となっています。各自治体の子育て支援を前面に押し出し、差別化を図ろうとしている昨今、実施に向けた自治体の準備と、その後の展開の手腕が問われることになっていくと思われま

す。

(1) こども家庭庁の取組を踏まえた町の方針は。

国は今年4月にこども家庭庁を設置し、こどもまんなか社会の実現を目指していますが、本町の今後の取組への考えをお伺いします。

(2) 改正児童福祉法に対する本町の取組は。

改正された児童福祉法では、各自治体が必要な準備や対応を進めるように促しています。令和6年度には、自治体は全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行うこども家庭センター設置の努力義務や、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業への利用勧奨や措置を実施するとしています。本町では、どのように受け止め、どのような対応を準備していきますか。

2つ目の質問は、多様性のある社会の実現についてです。

LGBTQ+という言葉を知っていますか。LGBTQ+とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングまたはクィアの頭文字を取ったものです。その代表的な5つ以外にも様々な性の在り方があるとして、プラスアルファと表現した性的マイノリティーの総称の一つです。統計的には全人口の3から5%いると言われており、学校のクラスの1人には当事者がいると言われています。世界では理解や認知が進んでいる国もありますが、根深い偏見やいじめが起こっているなど、理解が追いついていないのも事実です。

そこで、本町のLGBTQ+の方々への基本的な考えと支援について質問します。

(1) 本町の多様な性の理解促進と支援は。

性的マイノリティーであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。本町では、LGBTQ+の理解啓発をどのように支援していますか。

(2) パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入を。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQ+のカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、病院で面会など家族と同様な扱いが受けられる、公営住宅へ家族として入居が可能、生命保険の受け取りにパートナーを指定することができる、民間の家族割など様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。パートナーシップ制度を導入した自治体は、1月10日の時点で255団体、10都道府県と245市区町村です。

最近では、カップルと暮らす子供と親子関係をも認めるファミリーシップ制度を導入する自治体も増えてい

ます。

婚姻関係や養子縁組制度を利用することができない性的マイノリティーの方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観、生き方を認め合える社会を実現するため、本町でもパートナーシップ制度またはファミリーシップ制度を導入してはどうでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て世帯への包括的な支援についての御質問の1点目です。

こども家庭庁の取組を踏まえた町の方針はについてでございますが、本町の子育て世帯への支援につきましては、令和2年度に策定しました第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画に基づき実施をしております。

この計画は、「地域でみんなが活躍でき、共生を実現するまち みはま」を基本理念に掲げ、その実現に向けて5つの基本目標を設定しており、特に注力している施策が、きめ細かな対応が必要な家庭への支援であります。そのため、児童虐待防止対策の充実として、子育てに問題を抱える家庭の実情を把握、これを行うこととともに、相談支援を一体的に担うための機能を有する子ども家庭総合支援拠点を令和5年2月に設置したところでございます。

今後の取組としましては、児童虐待等に対する迅速な対応、適切な相談や援助、児童記録の整理を担う家庭児童相談員を増員し2名配置することにより、要保護児童等に対する体制強化を図り、子供の健やかな成長等に対する子育て支援を行ってまいります。

次に、御質問の2点目です。

改正児童福祉法に対する本町の取組はについてでございますが、こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯や子供に対し一体的に相談支援を行う機関であります。

こども家庭センターについては、国が令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとなっております。訪問による家事の支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う新規事業についてもこども家庭センターでの運営業務とされており、ガイドラインに基づき今後検討をしております。

次に、多様性のある社会の実現についての御質問の1点目です。

本町の多様な性への理解促進と支援はについてでございますが、性的マイノリティーの当事者の皆様を含め、差別解消に向けた多様性への理解は広まりつつあります。一方で、当事者の皆様が抱える様々な問題は周囲に見えづらく、また、社会の中で生きづらさを感じておられるのが現状です。課題として考えられる要因といたしましては、誤解や無理解から来る偏見や差別があると考えております。それに対する本町としての啓発支援につきましては、性的マイノリティーの方々に対する正しい情報の提供や理解促進のための啓発セミナーを実施し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目です。

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入についてでございますが、この制度の内容につきましては、先ほど議員から御説明いただいたとおりと本町においても認識をしております。

現在、愛知県内の54市町村のうち16市町がパートナーシップ制度を導入しているとのアンケート結果がございます。この制度の円滑な運用については、まず地域や受入れ側の理解や周知が最優先であると考えております。

今後、国や愛知県をはじめ近隣市町の動向も視野に入れながら普及啓発に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○7番（大嵯暁美君）

では、子育て世帯への包括的な支援についてから再質問いたします。

今年2月ということは先月ですね。設置した子ども家庭総合支援拠点はどこで開設され、業務内容や人員体制についてお聞かせください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

まず、子ども家庭総合支援拠点の開設場所についてですが、こちらは保健センターで開設しております。

次に、業務内容につきましては4点ございます。

まず、1点目は、子ども家庭支援全般に係る業務として、対象となる子供等の実情の把握、情報提供、相談等への対応となります。

2点目につきましては、要支援児童及び要保護児童等への支援業務として、危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援、指導となります。そのほかに、関係機関との連絡調整、児童の安定した生活の継続支援となります。

また、人員体制につきましては、こちらは児童の人口規模により最低の人員配置というのが国で決められております。本町におきましては子ども家庭支援員を常時2名配置する必要があります。先ほども町長が答弁したように、来年度につきましては1名増員して、さらに体制を強化してまいります。

○7番（大嵯暁美君）

保健センターで開設ということですが、保健センターには子育て世代包括支援センター*m i r a i ' M*（未来夢）というもう既に開設されたものがあるのですけれども、今回の子ども家庭総合支援拠点とその*m i r a i ' M*の違いを教えてください。

○健康・子育て課長（下村充功君）

2つの違いについて、次のような違いがございます。

まず、対象についてなのですが、子ども家庭総合支援拠点につきましては全ての子供とその家庭及び妊産婦等が対象となっております。子育て世代包括支援センターにつきましては、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とした形となっております。

また、業務内容についてですが、先ほども説明させていただきましたが、子ども家庭総合支援拠点につきましては必要な支援に係る業務がメインとなっております。特に、要支援児童及び要保護児童等への支援業務を行っています。また、子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたり母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、妊娠、出産、育児に関する各種相談に応じて支援プランの策定を行っているところでございます。

また、この2つなのですが、私どもの町につきましては同じ健康・子育て課内で係が分かれて実施しておりますのですが、ほかの市町村でいきますと課が違ったりも担当部署が違ったりもございます。子ども家庭総合支援拠点につきましては児童福祉部門、子育て世代包括支援センターにつきましては母子保健部門、そういう形での違いも出ております。

○7番（大嵯暁美君）

子ども家庭総合支援拠点は要支援児童及び要保護児童等への支援業務ということですが、学校教育課やスクー

ルソーシャルワーカーとの連携はどのように行っていますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

こちらの学校等との連携につきましては、現在、児童虐待などで保護を要する幼児の要支援児童や保護者等に対し、関係する複数の機関で援助を行うための要保護児童対策連絡調整会議というのを行っております。こちらの会議に出席されている、先ほど複数の機関とお話しさせていただきましたが、知多児童相談センター、半田保健所、知多福祉相談センター、半田警察署、私ども健康・子育て課、学校教育課、主任児童委員さん等、あとスクールソーシャルワーカーさんですね、今年度から配置された。そういった方が会議に集まりまして、毎月1回こちらの会議を開催しております。

また、こちらの会議を行っている中で、対象とならない子というのもちらほら散見されてくるようになりまして、その中で、会議が終了してから私ども健康・子育て課、学校教育課、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員がその会議終了後に残りまして、会議の対象とならない気になる子、支援などが必要な子の情報共有を図るための情報交換会を正式に12月より立ち上げて実施しております。

また、スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回して得た情報につきまして、直ちに健康・子育て課にも報告がありまして、月に1回の会議だけでなく密に連携しております、情報共有を図っております。

○7番（大嵯暁美君）

では、今回、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターのお話だったのですけれども、その子供と言っているのは年齢は幾つまでを指すのでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

こちらでいう子供という言葉なのですけれども、子ども・子育て支援法の第6条第1項において、子供とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者ということで定義されておりますので、高校3年生卒業するまでの子が対象ということとなります。

○7番（大嵯暁美君）

では、中学生や高校生の子供やその保護者が相談したい場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点でできるということだと思います。では、実際に相談はありますか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

議員のおっしゃられるとおり、両方ともが相談窓口となっております。

実際の相談につきましては、子育て世代包括支援センターにおいては相談はございませんが、子ども家庭総合支援拠点につきましては、開設前の2月前から相談のありました内容につきまして、引き継いで現在3件ほど相談の対応に当たっております。

○7番（大嵯暁美君）

実は最近、中学生や高校生の保護者から、子供や子育てについて相談先が分からず困っているという声を聞きます。2020年10月に子育て世代包括支援センターが開設された当初は、18歳までの様々な相談に対応するとチラシには載っておりましたが、なかなかそれが周知されていないようです。

4月から始まる子ども家庭庁の基本方針の一つに、子供や家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援とあります。町においても、今後しっかり18歳までの子供や保護者の相談を受け付けることを周知していただき、各課と連携し対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

現在、子ども家庭総合支援拠点及び子育て包括支援センター業務につきましては健康・子育て課で実施しております。また、18歳までのお子様を対象として実施しておりまして、連携の取りやすい体制を取っておると考えております。また、各課とも連携して迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。また、相談体制につきましても広報等で改めて周知を図ってまいりたいと思います。

○7番（大嵯暁美君）

ぜひ、18歳までの相談を一元的に受け付け、ほかの関係課や関連機関と連携して対応していただきたいと思っております。ささいな心配事かもしれませんが、相談することで大きな問題に発展しないということもありますので、ぜひ相談をお願いいたします。受け付けてください。

では、答弁に訪問により家事支援という言葉がありました。9月の定例会で、ファミリー・サポート・センター事業の提供する支援に家事支援を増やしてはどうかと質問しました。現在の状況はどうでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

9月の一般質問でもいただきましたけれども、こちらの件につきましては現在、ファミリー・サポート様の会員様とどのような家事支援ができるのかということで調整しております。ファミサポ自体が依頼会員、提供会員様で成り立っているものでございますので、提供会員様の協力がなければできない事業となっております。まずは、提供会員様の可能な家事支援から始められたらと考えております。

家事支援の中で話が出ているのが、食事の提供について、味がその家庭に合うのかどうかというのが提供会員様から問題点としても上がっておりますので、始められるところからと考えております。また、その後依頼会員様とサポートしていく中で関係を築きながら、新たな支援というものを追加できればと考えております。

こちらの家事支援につきましては、令和5年度よりファミサポの中で開始する方向でおりますので、よろしくをお願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

ファミサポでそれを始まりに関係性ができるということは、多分、傾聴したりとかその中でやっていけるというのは、多分子育てにストレスを感じているお母さんたちには本当にいいことかなと思いますので、ぜひ来年度というか、もう来月から支援を始めていただきたいなと思います。

では次は、令和6年度に設置が努力義務となっているこども家庭センターについて伺います。

こども家庭センターの説明を見ると、民間資源、地域資源と一体となった支援体制の構築と書かれていますが、具体的にどのようなことでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの御質問ですけれども、今回のこども家庭センター内で新たな新規事業の中に入ってくるかと思いません。その中で地域資源の開拓というのにも検討というようなことになっております。

町長の答弁でもお話しさせていただきましたように、現在ガイドラインを国が作成しておりますので、その中でどういった形で出てくるのかというのを見ながらなるのですけれども、今現在、子ども食堂などを含めて、ある居場所を活用してこの体制を構築できないかということも検討になるかと思っております。

○7番（大嵯暁美君）

美浜町には、子ども食堂のほか、親子の居場所づくりをしている子育て支援の団体や、図書館や学校で本を読み聞かせる団体、おもちゃ図書館を開いている団体など数多くの子育てボランティア団体があります。子供や子育て世代を地域で支えられる体制をつくっていただけたら心強いと思います。

では、次はこども家庭センターの設置場所について伺います。

現在、保健センターには子育て世代包括支援センターに加え子ども家庭総合支援拠点があり、令和6年度以降には、これらを併せた上でそのほかの新規事業を行うこども家庭センターの設置をしなければならないということを見ると、保健センターでは手狭なような気がしますでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの御質問ですけれども、市町村の保健センターというものは地域保健法というものに基づき設置しているものでして、地域保健法第18条第2項において「住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他の地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。」施設と規定されております。現在の保健センター内にまた新たにこども家庭センターを設置する場所も、現状でも手狭な状況であるため、難しいのではないかと考えております。

○7番（大嵯暁美君）

では、子育て関係で最後の質問になります。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を合わせ、一体的な相談支援機関をつくることに対して国からの補助金があると聞きましたが、どのような内容でしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

2つの拠点の整備費ですけれども、こちらのものが対象となっております、令和5年度までは補助割合が10分の9ということで、高率な補助となっております。こちらの拠点の整備につきましては補助基準額が設けてございまして、整備費、改修費につきましては1か所1,739万2,000円、開設準備経費が、どちらか片方の場合を整備する場合は、1か所当たり357万8,000円、両方を一緒に整備する場合につきましては1か所733万3,000円が補助基準額となっております。

○7番（大嵯暁美君）

大変補助割合が高い補助金だと思います。ぜひ、令和6年度のこども家庭センターの開設を踏まえて、第1答弁にあった設置運営のガイドラインができれば、補助金を利用して早期に設置を検討していただきたいと思えます。そして、美浜町の全ての妊産婦、子育て世帯、18歳までの子供に対して、こども家庭センターを通し、今以上に各課や関係機関が連携し、切れ目のない包括的な支援が行われる子育てのまち美浜になることを希望します。

では、引き続き、多様性のある社会の実現について再質問します。

まずは、理解促進や支援についてです。

当事者や家族が抱える困り事など、相談できる体制の整備が必要だと思いますが、どのように考えていますか。

○企画課長（戸田典博君）

相談できる体制の整備につきまして、先ほども答弁でありましたが、やはり町民の皆様が気軽に相談できる体制づくりというものは本町といたしましても大変重要なことだと受け止めております。

現在、本町では、先ほど出てまいりました性的マイノリティーの方だけではなく、町民の全ての方が相談できる窓口といたしまして心配ごと相談所を美浜町福祉センター、また野間公民館において第2、第4水曜日に開設しております。無料で皆様の心配事や困り事の相談をまず乗っていただける体制となっております。

また、愛知県が実施しております心の相談窓口につきまして、また保健所等も愛知県では相談窓口として設置しておりますが、今後も各課とも連携を持ちながら、町民の方に紹介をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

分かりました。

では、今度は支援というか配慮の関係なのですけれども、町が出している申請書等の各種書類に性別欄の男女の記入や選択肢がありますが、不必要なものも幾つかあると思います。どのように考えていますか。

○企画課長（戸田典博君）

性別欄の選択肢に不必要なものがあるかということなのですけれども、現在、町への申請をしていただく書類や、また町からのアンケートにおいても性別欄が記載してあるもの、ないものがあります。法的に義務づけられたものや事務上どうしても必要な場合もあるため、一概に不必要であるという判断は難しいかと考えております。

ただ、今後におきましては、書類を作成する場合に応じて検討するとともに、今後の多様性に配慮した対応を心がけるよう努めていくことも重要だと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（大寄暁美君）

2021年4月に厚生労働省が履歴書の性別欄の男女の選択肢を廃止した様式を公開しました。性別欄に記載は任意です。未記載とすることも可能ですと書かれているそうです。

申請書等における性別欄は、性的マイノリティーの方にとって強い抵抗や大きな負担になることがあります。業務上、性別の情報が不要であればもちろん削除し、必要であっても選択肢にその他を加えていただくような配慮をしていただきたいと思います。

では、答弁にありました性的マイノリティーの正しい情報と理解促進のため啓発セミナーを実施するとのことですが、いつ頃、誰を対象として開催予定ですか。

○企画課長（戸田典博君）

性的マイノリティーの啓発セミナーにつきましては、こちらは昨年も実施をさせていただきました公益財団法人あいち男女共同参画財団が主催しております男女共同参画サテライトセミナーを活用いたしまして、本町の職員も一緒に参加をしながら実施していければと考えております。ただ、現段階におきまして、開催日とか町内の対象に来ていただける方などの詳細の概要は、まだ決まっていないという状態になります。

また、LGBTQ+の基本的な知識をテーマとした啓発パネルの展示につきましても、現在、財団に申請いたしまして、町民の方に対して正しい理解等を広めていくために展示に向けた準備も進めさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（大寄暁美君）

では、次は教育の現場での支援体制について幾つか質問します。

まずは、教育現場での児童生徒らに性の多様性や性的マイノリティーについての理解促進の講座等が行われていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

教育現場での児童生徒への講座等ということでございました。授業中ということでは理解をさせていただきまして、令和4年度につきましては小学校で1校、中学校で1校、道徳の時間、また総合の学習の時間に授業中に実施しております。小学校におきましては、外部講師を招きまして、LGBTQとは何かということを5年生を対象に実施しております。また、中学校におきましては、3年生の道徳の時間で人権週間という週間がございますので、そういった機会に合わせまして多様な性について理解を深めておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（大寄暁美君）

同時に教職員への研修も必要かと思っておりますので、どのように考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

教職員の研修が必要ではないかということでございます。

毎年、先生方の夏休みの期間中に教職員の研修というのを行っております。その時々の子童生徒をめぐる社会情勢ですとか教育環境を取り巻く問題を取り上げて、テーマを決めて実施をしております。例えば、人権週間だと多様な性の理解ですとか、そういったことも今後検討テーマの候補にして考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（大寄暁美君）

最近新聞等によく見るのですけれども、中学校の制服の選択制について、最近本当によく新聞で女の子がズボンを選べるということがよく載っているのですけれども、美浜町は取り入れる予定はありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

本町においてはセーラー服、学生服という形で制服をやっております。近隣の自治体でそういった検討、進んでいることも承知しております。本町においては今、学校再編の事業、大きい教育現場の課題として取り組んでおりまして、私どもといたしましては、学校再編の整備と併せてそちらも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（大寄暁美君）

では、男女平等の観点から進められている男女混合名簿ですが、性的マイノリティーの子供さんにとっても配慮になります。導入してはどうでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

名簿でございます。私たちの時代はアイウエオ順に男の子、女の子からという順番だったのですけれども、同様の質問、以前にも大寄議員からいただいておりまして、現在は3つの小学校において混合名簿を使用しております。学校現場の実情を考慮いたしまして、混合名簿の活用について判断していくことが望ましいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（大寄暁美君）

今後、着替えやトイレなどお子さんへの配慮が必要になると思いますが、どのように考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

着替え、トイレなど今後配慮が必要だということでございます。施設の整備も伴うことでございますので、こちらにつきましても学校再編の整備と併せて今後検討してまいりたいと考えております。

○7番（大寄暁美君）

自分が性的マイノリティーではないかと気がつくのが、思春期が多いそうです。そのため、まずは教職員の人たちが知識を持って理解を深めることが重要だと思いますので、全ての教職員の方に研修会を開いてください。

では、パートナーシップ制度で再質問いたします。

愛知県内では16市町ということですが、県の人口カバー率を教えてください。

○企画課長（戸田典博君）

県の人口カバー率につきましては、令和5年1月1日現在でのパートナーシップ制度の導入人口、人口カバー率につきましては、愛知県の人口が749万1,010人に対しまして16市町合計人口504万4,329名で、67.3%になります。

○7番（大寄暁美君）

知多管内で最近、この春からパートナーシップ制度を導入する市町がありますが、御存じでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

知多管内での5市5町のうち令和5年4月から導入を予定している市につきましては、半田市さんと東海市さ

んの2市と認識しております。

○7番（大寄暁美君）

答弁では、まず地域や受入れ側の理解や周知が最優先であるということでしたが、地域の受入れ側の理解や周知がされない状況で制度ができることでどういった不都合なことがありますか。

○企画課長（戸田典博君）

周知がされない状態での不都合につきましては、やはり新しい制度をつくってみましても、実際に活用する施設等が認識していないとかえってその制度を活用した方たちにつきまして御迷惑がかかるということが予想されます。そのためにも、まず受入れ側に対しても正しい理解等を周知することが大切であると考えておりますので、よろしくをお願いします。

○7番（大寄暁美君）

今の答弁にありました施設、受入れ側とはどこを想定していますか。また、実際にパートナーシップ制度を始めた場合の対応を確認しましたか。

○企画課長（戸田典博君）

受入れ側の想定と確認につきましては、一般的に、大寄議員の最初の答弁にもございましたパートナーシップ制度でできることに対しましては、病院での家族としての付添い、また生命保険会社等の受取人の設定等などが考えられておりますので、そちらに伴います関係団体に対しての周知を想定しております。

なお、現在のところ、まだ実際にそのような団体等に対してまでの確認は行っておりません。

○7番（大寄暁美君）

確かに民間事業者の理解も必要で、制度により様々な民間のサービスが受けられるということは広がっていけばいいかなと思います。ただ、性的マイノリティーの方への理解や対応については、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に該当します。そのため、SDGsの達成のため思いのほか企業の理解が進んでいるのではと思っております。例えば、今答弁にしました生命保険の受け取りについては、2015年に渋谷がパートナーシップ証明書を出したことで生命保険会社のほとんどが同性パートナーを受取人に指定できるようになっています。病院も同様に、他市町に系列の病院がある場合、既に方針が決まっているかもしれませんので、そのあたり、また調査をお願いいたします。

では、最後の質問です。

先日、首相の秘書官の発言が新聞等を騒がせたとおりで、多くの偏見があり、普及啓発に努めることも必要だと思いますが、人権問題であり、早急の対応が求められていると思います。パートナーシップ制度を導入することで当事者は生き方が認められ、周りの方への理解が広がると思います。

繰り返しの質問になりますが、パートナーシップ制度の導入を検討してはどうですか。

○企画課長（戸田典博君）

現在、いろいろな方、多様性を認め合い、全ての人々の人権が尊重される社会ということを目指していくということは、大変重要なことであると認識しております。これからも近隣市町の動向を注視しながら、情報収集及び制度の普及活動に対して努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお祈りをいたします。

○7番（大寄暁美君）

パートナーシップ制度には、結婚と同じ法的保障はありません。本来でしたら国が同性婚を法制度化することが一番だと考えております。しかし、今生きづらさを抱えながら声に出して言えない人がいる状況を解消するために、町ができることがパートナーシップ制度だと考えております。ぜひパートナーシップ制度の早期導入を希

望し、質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のための休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

〔午前11時52分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 丸田博雅議員の質問を許可いたします。丸田博雅議員、質問してください。

〔14番 丸田博雅君 登席〕

○14番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、14番 丸田博雅でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って質問をいたしたいと思います。今回は、大きく2点お伺いをいたします。

まず最初、1番、美浜町水道事業についてでございます。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、耐震化など課題を抱える中、水道事業の経営について伺います。

（1）布設替え工事の計画は。

町内各所で水道管の布設替え工事が施工されていますが、どのような計画で進めていますか。

（2）布設替え工事にかかる費用は。

老朽管等の布設替えにどれぐらいの予算が必要でしょうか。

（3）水道事業の経営状況は。

人口減少や物価高による資材費等の高騰する中で、水道事業は非常に苦しい運営を強いられていると推測いたしますが、現在の経営状況について御説明ください。

次に、大きい2番、美浜町が進める学校再編と小中一貫校についてでございます。

私は昨年、一般質問でもいたしました。昨今、少子化が進む中、美浜町の子供たちのために、単なる統廃合ではなく、外国語教育、国際交流、スポーツ活動の充実、またそして日本福祉大学との連携の拡大など、特色ある美浜ならではの新たな学校教育の創造を目指すことが重要と考えます。

そこで、学校と地域の活性化、集団の中での協力や協働、切磋琢磨することを通じ、子供たちの資質や能力を伸ばすことが学校再編を行う意義につながるのではと思います、次のとおり質問をいたします。

（1）河和小学校と河和南部小学校の統合後の状況は。

学校再編の第1段階として昨年4月に両校が再編されましたが、児童間で大きなトラブルはなかったでしょうか。

（2）スクールバスの運行状況は。

現在、河和南部地区から河和小学校への通学にはスクールバスが運行されていますが、この1年間の利用で大きな不具合が生じることはなかったでしょうか。

(3) 学校再編の現在の進捗状況は。

令和10年度の開校を目指している小中一貫校について、現在の進捗状況と今後の学校再編の進め方について御説明ください。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

丸田博雅議員の御質問にお答えいたします。

私からは御質問の1点目をお答えし、質問の2点目については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町水道事業についての御質問の1点目、布設替え工事の計画はについてでございますが、本町の水道事業は、昭和35年に給水を開始し今日に至っております。配水管の総延長は19万8,772メートルであります。そのうち、20年以上経過した管路が約80%を占めております。法定耐用年数であります40年を経過した管路が約25%あり、早急な布設替え、耐震化の必要があります。

現在、平成30年度から令和10年度までの美浜町水道事業経営戦略により、毎年1億3,000万円程度を工事費として投資し、布設替えによる耐震化率の向上に努めているところでございます。

次に、御質問の2点目、布設替え工事にかかる費用はについてでございますが、現在実施しております重要給水施設配水管布設替工事の計画図面を用意しましたので、モニターを御覧ください。

河和配水池から知多厚生病院までの区間、それから河和配水池から奥田地区を經由して野間小学校までの区間を計画に沿って実施しております。また、新浦戸地区においても配水管布設替え工事を実施しており、令和10年度までの事業費は約11億円を見込んでおります。

次に、御質問の3点目、水道事業の経営状況についてでございますが、水道事業は、地方公営企業法に基づきまして独立採算制の経営方式を取っております。町民の皆様や事業者の方々が使用した水道料金によって賄われております。しかしながら、近年の人口減少による水道使用量の減少や節水機器の普及により、水道料金の収入が減少しております。一方で、先ほど申し上げました老朽管の布設替え、それから耐震化に多額の費用が必要となります。

経営戦略では令和6年度以降赤字経営となってしまう見込みをしており、料金改定による収入増を図ることが必要とされておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、美浜町が進める学校再編と小中一貫校についての御質問の1点目、河和小学校と河和南部小学校の統合後の状況はについてでございますが、児童間での大きなトラブルの報告は学校からも保護者からも聞いておりません。各学年とも前年度から複数回にわたる事前交流も経験しており、新年度が始まった早い段階でスムーズにクラスになじんでいったという報告を受けております。

次に、御質問の2点目、スクールバスの運行状況はについてでございますが、スクールバスの運行に関しては、毎日保護者の皆さんや地域のスクールガードの方々に見守られ、児童は安全に登校できています。河和南部地区

内の6か所のバス停での乗降の際においても、高学年の児童が低学年の児童をしっかりと支えていく体制もでき
ており、保護者や学校、委託先の運営業者からも特に大きな問題は聞いておりません。

今後も、保護者の皆さんや地域、学校との連携を図りながら、安全・安心のスクールバス通学に努めてまいり
ます。

次に、御質問の3点目、学校再編の現在の進捗状況はについてでございますが、学校再編については、教育委
員会だけでなく、区長代表や保護者代表などで構成する学校再編検討委員会での意見交換や、役場内の横断的な
部局で構成する学校再編推進委員会で検討を進めております。

今年度の策定経過につきましては、昨年秋に保護者を対象とした説明会を各小学校において実施いたしました。
具体的には、教育長をはじめ教育委員会職員がPTA委員会に出席し、学校再編の考え方を説明いたしました。
また、10月から1月まで学校再編ワークショップを開催し、保育所を含む保護者の皆さんや区長をはじめとする
住民の方々との意見交換を全4回実施いたしました。

今後の進め方につきましては、引き続き保護者との意見交換を実施していくほか、新年度は各地域に出向き、
住民説明会の開催を計画しております。また、学校再編検討委員会等での協議をさらに進め、次年度には候補地
の選定、基本構想の策定を計画しております。

将来の美浜町を担う子供たちにとって、よりよい教育環境の実現に向け、保護者をはじめ町民の皆様の意見を
踏まえ学校再編に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○14番（丸田博雅君）

それでは、まず最初に水道から再質問をお願いいたします。

画面を使つての説明、本当に分かりやすくありがとうございました。

それでは、まず1点目でございます。

先ほど、答弁で水道管の耐震化率の向上に努めているとのことでありましたが、なぜ耐震化が進んでないの
でしょうか。この点をもう少し詳しく御説明をお願いします。

○水道課長（竹内健治君）

耐震化についてですが、配水管約19万8,000メートルのうち、口径が200ミリ以上の基幹配水管と言われる管が
今約3万5,000メートルございますが、そのうちで、耐震化ができていたのが僅か3,000メートルほどございま
す。水道事業創設以来、5回の拡張事業を終えて町内ほぼ全域で水道は普及しておりますが、配水管の更新に費
用が回せていなかったというのが現状でございます。

○14番（丸田博雅君）

なかなか大変な工事だと思いますが、次に、これまでの事業の中で何に多くのお金を費やしてきたのでし
ょうか、御説明をお願いします。

○水道課長（竹内健治君）

事業といたしましては、町内全域への配水管の布設工事、また、過去における国道、県道内の石綿管の铸铁管
への更新事業、布設替え工事ですね。及び河和配水池、上野間配水池、両配水池の整備が主なものでございま
す。

○14番（丸田博雅君）

それでは、たくさんありますので次に進みます。

2番目、2つ目の質問に対しまして、布設替えや耐震化の工事に令和10年度までに約11億円ですか、見込んで

いるとの先ほど答弁がございましたが、それで耐震化は完了するということでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

美浜町の経営戦略での目標は、口径200ミリ以上の基幹配水管約3万5,000メートルにつきまして、平成29年度末は4.6%で現在は9.4%の耐震化率を14%まで向上させるものであって、とても全配水管の耐震化ができるということではございません。

○14番（丸田博雅君）

令和10年度までかかっても耐震化率が14%ということは、全体の耐震化はいつまでかかるということになりますか。

○水道課長（竹内健治君）

現在の進捗を考えますと、いつまでにできるということはちょっと答えられませんが、少しでも多く進められるよう努めてまいりますので、よろしくお願いします。

○14番（丸田博雅君）

いずれにいたしましても、工事そのものも大変ではございますが、水は命、こういうことを考えれば、予想されておる南海トラフの大地震、これにも備えるべく努力をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、3番目ですが、経営について再質問させていただきます。

水道事業会計の収入源である水道料金を改定する必要があるとの答弁でしたが、一方で今年度、料金を減免していたと思いますが、これ、どういうことでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

昨年9月の検針分から今年の1月検針分までの水道料金のうち、準備料金、いわゆる基本料金でございますが、そちらを減免させていただきましたが、こちらの財源としましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しましたもので、水道事業会計の収入が減ってしまうような影響はございませんでした。

○14番（丸田博雅君）

確かに今はコロナの対策で何とかということではございますが、料金の改定が必要という先ほどからの答弁でした。もう少し具体的に説明をしてください。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

本町の水道料金は、昭和57年に改定を行った後、その後、消費税の増税による改定しか行ってきませんでした。ですので40年以上値上げということは基本的にはやっていない。ただ、先ほど申し上げた経営戦略の中で、令和6年には赤字経営に転落してしまうということになっております。

水道事業は、行政の中にあるのですけれども独立採算制の商売をやっておりますので、その中でどうしても先ほど課長が申し上げた耐震化工事等を進めていくと収入が不足すると。令和6年において27%収入を増やす必要があるということが試算されておりますので、これから料金の改定に向けて検討していくところです。

現在、美浜町水道事業運営委員会に事務局の案を提示しまして検討しておりますので、またその答申を受けた後に、来年度の早い時期には改定の案を示させていただきたいと考えております。

○14番（丸田博雅君）

部長も大変な答弁だったと思いますが、皆さんも御承知のように、昨年度から電気料金をはじめ生活に関わる経費が値上がりをしております。毎日のようにテレビで報道されておるわけですが、水道料金も改定により値上げされるということでしたら、いわゆるやむを得ない事情で値上げということで、町民に対しても丁寧な説明をぜひお願いしたい、この点どうでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

議員おっしゃるとおり、値上げということを最近、あれもこれも値上げで家計を圧迫しているということも事実でございますので、今後、令和6年には何とかしなくてはいけないというところで進んでいくわけですけれども、令和5年度には広報ですとかホームページを使って、今日答弁させていただいたようなどういったことでお金がかかっているのかとか、なぜ値上げが必要なのかとか、水道事業の仕組みから料金改定の内容にかけて丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（丸田博雅君）

ただいま部長から説明をしていただきましたが、水道事業の運営に多くの金が必要だということはもう今の説明どおりでございます。けれども、料金が上がるということは町民の皆様の生活に影響があることは、これは確かであります。繰り返しになりますが、慎重に検討していただいて、町民に対して丁寧な説明をお願いしたい。そして、水道事業についてのことに關しても皆さんに御理解をいただくような説明なりそういうことをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで、水道事業に関しましては再質問を終わります。

引き続きまして、学校再編と小中一貫校についての再質問に移りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、1番目ですが、河和小学校と河和南部小学校との統合後、児童間での大きなトラブルの報告はないということで、実はほっとしております。保護者からの声はほかに何か届いていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

保護者からの声は何か届いているかという御質問でございました。

毎年、各小中学校で学校評価アンケートというものを実施しております。河和小学校の学校評価アンケートの中で保護者の御意見の記述がございましたので、紹介をさせていただきたいと思っております。お二方の御意見でございます。

河和小学校の子供たちは、親切でフレンドリーで挨拶のしっかりできる子供たちだと思う。河和南部小学校から来て不安だったが、今は安心して通えている。

もうお一方の御紹介をします。河和南部小学校のときより児童数が多いので、先生ともそんなに話す機会がないかと思っていたが、子供が今日は先生とこんな会話をしたよと教えてくれるので、しっかり一人一人を見て会話してくださっているのだと感謝をしているというお言葉がありました。

また、河和小学校の校長先生からも、環境が変わると人は緊張したり不安に感じたりするものだが、そんな中でも子供たちは新しい環境や変化を受け入れ、様々な活動を楽しみ、自分の得意なことや好きなことを増やし、日々成長していることを感じているとおっしゃっておられました。

これからも、保護者の皆様の御意見、それから学校との連携を密にして、今後の学校運営に生かしていきたいと考えております。

○14番（丸田博雅君）

私は、前回も申し上げましたが、教育委員を経験しておる関係上、どうしても子供たちの教育に関しては非常に強い関心を持っております。私はなくなった南部小学校の出身でございますので、これから令和10年に向けてのことはしっかりと対応していただければいいかなと思っております。

次に、2番目ですが、スクールバスの運行についても大きな問題もなく、安心をしています。日頃の地域の見守りやスクールガードの皆さんのおかげだと感謝しております。

そこで、スクールガードの取組についてももう少し詳しくお聞きしたいので、よろしくお願いをいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールガードでございます。河和南部地区のスクールガードにつきましては、河和学区青少年を守る会により、自主的に運営をされているものでございます。

河和南部地区の切山、矢梨、古布、6か所それぞれのバス停付近において約20名の方が現在、児童の登下校を毎日見守っていただいているように聞いております。

なお、スクールガードにつきましては、河和小学校だけではなくほかの小学校においても活動いただいております。児童の毎日の安全・安心な登下校を見守ってくださっておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○14番（丸田博雅君）

私も朝、古布ですが、ちょうどスクールバスが見えたものですから行きまして、スクールガードの人が一生懸命案内をしておいた姿を見まして本当に安心し、また一声かけさせていただきました。ありがとうございますという言葉をかけさせていただきました。子供たちにとっても、あるいは親御さんたちにとっても、本当にああいふ場面を見ますと地域で育てられているのかなという思いがいたしました。

次に、3番目ですが、1月末に大寒波がありましたね。スクールバスの雪道、冬の対策というものは何かあったでしょうか、御説明をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

昨年4月より、初めて河和南部地区から2台のスクールバスが毎日、河和小学校まで運行しております。冬の雪対策でございまして、河和小学校の前の河和台から上っていく坂道、大変急でございますので、何らかの対策が要るだろうと年末前に私たち検討しております。現在、2台のスクールバスについては冬用のスタッドレスタイヤを装着して毎日運行をしております。

それで、その急な坂道、美浜町においてもすごい大雪で困るときが年に数回これまでもございましたので、何らかの対策が事前に必要だろうということで、昨年12月に入りまして、もしバスが坂を上れないような事態が生じるなら事前に対策が必要であるということで、坂道の手前で安全にバスが2台止められる場所、これを学校の先生と一緒に検討しまして、それから安全な場所に降りてどういうルートで坂道の手前から河和小学校まで歩いていくかということバス2台、各それぞれの班がバスの中にもありますので、事前に学校の先生と一緒に練習をして備えておりました。そうしたところ、実際1月25日でございます。前日からすごく雪が降りまして、当日これはいけないということで、無事に練習どおり、坂の手前で安全な場所に降りて登校したということがございました。昼の下校時には、バスが走行できるぐらいに雪が解けておりましたので、下校時は通常どおり下校してきたと聞いております。

これからも、そういったあらゆる場面を想定して、安全・安心の通学について検討してまいりたいと思っております。

○14番（丸田博雅君）

実は、私もこの日、1月25日9時半から例月の監査がございまして、私もスタッドレスを履いてましたので。ところがうちを出た途端に、本当はかなり積もった雪で、もうのろのろ運転で、早めにうちを出たものですから間に合いましたが、後からそういった対策を事前にしていたということをお聞きしまして、本当によかったなと思っております。これからも安全のための対策はひとつよろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、最後の質問をいたします。

学校再編の保護者説明会の各学校での実施やワークショップでの開催については分かりました。参加した保護

者や地域の方の情報を共有できるが、参加していない住民はなかなか情報が伝わらないと思います。これまでどのように広報してきたか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

広報、情報発信の件でございます。学校行事にかかわらず、いろいろなことでそこに集まっている方々にはすぐく対面して対話をしているいろいろ伝わるのですが、そこにお見えになっていない住民の方になかなか伝えることは難しいと常日頃から思っておりまして、広報、ホームページ、それからケーブルテレビ、新聞等媒体を活用して、あらゆる手段で適切な情報を伝えるように努力をしております。

ただいま質問のありました保護者説明会、それからワークショップ、開催しておりますが、広報をどのように行ってきたかということでございますので、御案内させていただきます。

広報みはまでございます。これは学校がちょうど2学期に入りまして、9月号から毎月、学校再編、それから美浜町の教育の特色などについて、取組をテーマ別に紹介させていただいております。具体的には、例えば9月号では児童生徒の推移、それから学校再編の町の計画の考え方について御紹介をさせていただいております。10月号では小中学校と日本福祉大学との連携について、そして11月号では、PTA、保護者説明会についての参加していただいた保護者の感想なども交えて御紹介をさせていただいております。年が替わりまして1月号では、今回、学校再編のワークショップ、全4回開催させていただきましたが、そちらのワークショップについての内容を、こちら参加者の感想なども交えて御紹介しています。

どうしても、町の広報紙は月に1回の発行になっておりますので、なかなかタイムリーな情報を伝えることができません。正しい正確な情報を伝えることができるのですが、どうしても月に1回の頻度になってしまいますので、その辺は町のホームページで瞬時にいろいろな情報を伝えることを私たちは行っています。例えば夢づくりワークショップ、このワークショップについては全4回、10月から毎月開催してございましたが、そちらの内容について資料と参加者の意見、それから議事録も公開して、写真と併せて情報提供をしまっておりまして。

住民の皆様、今、町でどんなことを議論しているか、どのように進めているか、今後とも広報紙、ケーブルテレビ、新聞、ホームページ等により正しい情報を適切なタイミングで発信して、情報共有をしまりたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○14番（丸田博雅君）

最後に一言申し上げます。

令和10年度開校に向け、美浜町の将来ある子供たちのために、教育委員会のみならず地域、行政、議会が一体となって、プラス日本福祉大学との連携、これも含めてしっかりと取り組んでいかなければならないと私は強く思っております。

今後ともいろいろな面で御苦勞があるかと思いますが、何度も繰り返し申し上げますが、美浜町の子供たちのためにしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田博雅議員は自席にお戻りください。

〔14番 丸田博雅君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、再び換気のための休憩を取ります。再開を14時といたします。

〔午後1時38分 休憩〕

[午後 2 時00分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を許可する前に、議長より報告させていただきます。

次に質問を予定する鈴木美代子議員におかれましては、さきの議会運営委員会において、本人の申出により、体調面を考慮し、一般質問席より着座での質問を希望されたことから、これを許可いたしましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、2番 鈴木美代子議員の質問を許可いたします。鈴木美代子議員、一般質問席より着座にて質問してください。

[2番 鈴木美代子君 登席]

○2番（鈴木美代子君）

日本共産党の鈴木美代子です。本日は、体調のこともあり、一般質問席で着座にて質問させていただくことをお許しください。

私は、昭和62年、初当選以後、9期36年間日本共産党の町会議員として活動してきました。しかし、最近数年間は体調不良もあり、十分な議員活動ができませんでした。住民の皆様にはおわび申し上げます。私は、住民こそ主人公を貫き、少子高齢化が進む中、福祉の充実を求めてきました。今回が最後の質問になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき、次の4項目につきまして質問させていただきます。

第1項目、美浜町小中学校再編実施計画について。

日本共産党は、この学校再編計画が住民にはほとんど知らされていないとして、昨年9月から計画の概要を美浜民報で住民の皆さんにお知らせしてアンケートを実施しました。郵送と直接回収で117件の回答をいただきました。その結果、「幅広く住民の声を聞いてほしい」という回答が66件56%、「もっと具体的な計画を知りたい」という回答が28件24%と、合わせて80%と高い割合を占めておりました。また、「小学校は今のまま5校を残してほしい」という回答が35件30%、「小学校は東西に1校ずつ残してほしい」が37件32%と高い割合を占めておりました。美浜町の地域的特性から出た回答ではないでしょうか。個別意見として、「通学に対する不安」や「もっと少子化に対する施策をするべき」という声が多く寄せられました。この結果を受け、次のとおり質問します。

1点目、幅広い住民に対する住民説明会はいつから始めますか。

令和4年度に児童の保護者や地域代表による少人数のワークショップが実施されたと聞いていますが、広く住民に説明して意見を聞くのはいつからですか。

2点目、住民の意見や要望により計画の見直しをする考えはありませんか。

アンケートには、「大筋賛成ではあるが、町は計画は決定事項。住民は、計画はあくまで計画であり、取消しや変更が可能と思っている」という意見がありました。町の進路を大きく左右する計画では、住民の理解を得られるように丁寧に説明して幅広い意見を聞き、その上で変更するのか検討する必要があると思いますが、住民の意見を聞き、必要であれば計画を見直す考えはありますか。

3点目、小学校はせめて東と西に1校ずつ残すという選択肢はありませんか。

美浜町の地域特性として、集落が両海岸沿いにあることから町の中央部は集落のない地域となっております。

この現状やアンケートで寄せられた意見を踏まえて、せめて小学校は東と西に1校ずつ残すことを検討しませんか。

4点目、学校の候補地を示した上で説明するべきではありませんか。

町の中央部に集落のないことや道路に歩道のない場所が多いことなどから、どこに学校を設置するのかによって、通学に対する安全面から不安の声が多く寄せられました。そのため、設置場所により計画に対する賛成、反対の意見が大きく変わる内容だと思いますので、候補地を示してそのメリット、デメリットを説明して、理解を求めるべきではありませんか。

第2項目、子ども医療費助成制度の拡充について。

愛知県下の自治体の実態として、令和2年度末時点で、通院医療費は8自治体において18歳年度末までの無償化を実施しております。また入院医療費は、27自治体で18歳年度末あるいは24歳年度末までの無償化または一部負担を実施しております。

そこで、本町においても18歳年度末で、入院・通院ともに医療費の無償化を実施しませんか。

第3項目、介護保険準備基金について。

本町の介護保険準備基金残高の被保険者1人当たり金額は、愛知県下で比較的高い水準にあります。取崩しは、愛知県全体を見ますと約6割の自治体を実施しております。本町では、最近5年間取崩しをしておりません。

令和5年度は介護保険第9期の計画を立てる年度となります。そこで、次のとおり質問します。

1点目、美浜町における準備基金の目的、使い方は条例でどのように規定されていますか。

2点目、準備基金残高の適正規模はどのくらいだと考えていますか。

3点目、令和4年度における基金取崩し及び基金積立金の見込みはどのようになっていますか。

4点目、第9期の計画において基金を取り崩して介護保険料の引下げ、据置きを検討する考えはありますか。

第4項目、男性用トイレにもサンタリーボックスの設置について。

サンタリーボックスは、女性用トイレへの設置は一般的ですが、男性でも前立腺がんや膀胱がんなどの病気等で尿漏れパッドやおむつをしている人もいます。また、LGBTの観点からも、まずは公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設置する考えはありませんか。

明快なる答弁をお願いします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは御質問の2点目から4点目についてお答えをし、御質問の1点目、美浜町小中学校再編実施計画につきましては教育部長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、子ども医療費助成制度の拡充についてでございますが、現在、本町の子ども医療費の支給制度は、入院・通院のいずれの医療費も中学校卒業の年度末まで無償としております。愛知県下における子ども医療費の助成状況を踏まえ、本町の医療費の状況及び財政状況を勘案し、令和5年4月から入院医療費について高校卒業の年度末まで無償化する予定で準備を進めております。

なお、通院医療費については、医療費の状況、財政状況及び他市町の動向等を見ながら必要に応じて検討してまいります。

次に、介護保険準備基金についての御質問の1点目、美浜町における準備基金の目的、使い方はについてでございますが、美浜町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例におきまして目的及び処分を規定しております。設置の目的は、介護保険法の健全かつ円滑な運営を図るためであります。

処分につきましては、同条例第6条において、介護給付費、予防給付費または特別給付費の不足額に充てる場合や、第1号被保険者の保険料を軽減するための費用に充てる場合と規定をしております。

次に、御質問の2点目、準備基金残高の適正規模についてでございますが、介護保険給付費の不足や介護保険料の急激な上昇の抑制等のために基金を取り崩すことを勘案し、長期的な視点を持ち、介護保険事業の健全で安定的な運営を図るために、一定程度の基金残高が適正規模であると考えております。

次に、御質問の3点目、令和4年度における基金取崩し及び基金積立金の見込みはについてでございますが、介護給付費準備基金積立金残高は、令和3年度末では3億7,562万8,347円でございます。令和4年度で積み立てる金額は5,165万2,000円で、基金の取崩しは予定をしております。

次に、御質問の4点目です。第9期の計画において基金を取り崩して保険料の引下げ、据置きを検討する考えはについてでございますが、令和5年度は第9期介護保険事業計画策定の年でございます。今後、団塊世代が全て75歳以上となる令和7年には、要介護者の認定率増加に伴い介護給付費の増加が見込まれます。その場合には、現在の保険料では賅い切れないために、介護保険事業運営の安定化を図る上で介護給付費準備基金の取崩しにより、保険料の据置きや引下げを考えてまいります。

次に、男性用トイレへのサンタリーボックスの設置についてでございますが、病気等による男性用尿漏れパッド等の交換につきましては、役場庁舎及び保健センターの障害者用トイレ及び多目的トイレにサンタリーボックスを設置しており、保健センターにおいては男性用トイレにも設置をしております。

今後、総合公園体育館や心育館の多目的トイレまたは障害者用トイレへの設置についても検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、美浜町小中学校再編実施計画についての御質問の1点目、幅広い住民に対する住民説明会はいつからかについてでございますが、まずは保護者の皆さんへの説明が第一であると考えており、学校での説明会を先行して行っておりますが、住民の皆様への説明や意見交換の機会については、新年度に各地区での説明会の開催を予定しております。

次に、御質問の2点目、住民の意見や要望により計画の見直しをする考えはについてでございますが、子供たちにとってよりよい教育環境の実現に向け、保護者をはじめ町民の皆様の意見を踏まえ、しっかりと意見交換を重ね、総合的に判断し進めていくべきと考えており、合意形成していく中で必要に応じて柔軟に対応し、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、小学校をせめて東西に1校ずつ残すという選択肢はについてでございますが、児童生徒数が減少傾向にある中、当初は本町の歴史や人口分布を鑑みたとき、東西に小中一貫校を一つずつ設置することが合理的であり、望ましい姿であると考えておりました。

しかしながら、昨今の激しい少子化と働く世代の減少の中で、東西2校分の建設改修に係る経費や西側の野間中学校の学年単学級化が現実のものとなることを考えたとき、クラス替えが可能な規模で、多様な考えに触れ切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばせる学校再編は、町内1小学校、1中学校がふさわしいという結論に向かうようになりました。

そうした中、これまでに美浜町小中学校再編のための基本構想、美浜町学校施設等個別計画、美浜町小中学校再編実施計画を策定し、具体的な学校再編の時期や方法等をお示ししております。

次に、御質問の4点目、学校の候補地を示した上で説明するべきではについてでございますが、小中一貫校の場所については、現在、既存の学校施設の活用も含め、土地の利用規制や関係法令などを調査し、総合的に見地から複数の候補地について検討しているところでございます。課題やメリット、デメリットを示し、具体的に提案できるよう準備しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○2番（鈴木美代子君）

ありません。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は、そのままお待ちください。

〔2番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日、3月10日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後2時27分 散会〕

令和5年3月10日（金曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月10日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

2番	鈴木美代子君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大嵯暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

1番 山本辰見君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	中村裕之君	秘書課長	大松知彰君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	谷川雅啓君	産業課長	三枝利博君
建設課長	茶谷昇司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	宮崎典人君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回美浜町議会定例会3日目の日程、一般質問におきましては2日目を迎えました。

昨日、5名の議員の皆さんから質問していただき、本日は3名ということで、議員の4年任期最後の一般質問の日となりました。議員の皆様には、何とぞ思いの丈をまたここで皆さんに対して質問してほしいなというふうに思います。

私ごとで恐縮なのですが、議長公務の関係ですとかは、今、事務局のほうと連携をしてパソコンで日程管理をさせていただいております。私も個人的な日程をそこにリンクさせていくのですが、なぜか毎年、今日、緑色の表示で、齋藤宏一さん84歳の誕生日というお知らせが今年もまた入っておりまして、昨年もあつという感じで見ておったのですが、どういった関係か、友達たくさんいるのですが、誕生日のメッセージが届くのはお一人だけだということで、本日、齋藤町長も84歳の誕生日を迎えたということで、大変おめでとうございます。健康長寿を御自分自身で実践されているということで、また今後も元気にしていただきたいというふうに思います。

議員の皆様におかれましては、この定例会、次年度の予算の大変重要な議会でもあります。この一般質問終了後、また議案審査にしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます、会議を進めさせていただきます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場内におきましてもマスクの着用をお願いしております。飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭お伝えをさせていただきます。

それでは、会議に先立ち、お願いをいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、1番 山本辰見議員から病気療養のため本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

また、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうち3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましては、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問していただき、執行部の答弁の後、再質問におきましては一問一答とさせていただきます。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳にお慎みいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、6番 廣澤毅議員の質問を許可いたします。廣澤毅議員、質問してください。

〔6番 廣澤毅君 登席〕

○6番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。

トップバッターのチャレンジMIHAMA所属、6番 廣澤毅でございます。

一般質問に入る前に少しだけ、去年はサッカーワールドカップで盛り上がり、今年は昨日から始まりました野球の世界大会WBC、昨日中国に見事勝利して、一野球ファンの僕も非常にいいお酒が飲めました。そして、いよいよ来年ですが、一気に世界から、我が町の話になりますが、陸上競技場がオープンするということで、みんなで盛り上げていけるように、ちょっと前の言い方で言いますとワンチームという言葉ですか、美浜町がワンチームになって盛り上げていけたらいいなと思いますし、私もその中の一員の一人として盛り上げることができたらと考えております。

それでは、議長のお許しも得ていますので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順番に質問をさせていただきます。

大きな項目は1つでございます。町内スポーツ施設の活用と運営方法についてでございます。

スポーツを核としたまちを目指して、現在、運動公園整備事業と総合公園拡張事業の建設が進んでおります。陸上競技場の運用に関しては、令和4年4月から大学と連携し、みはまスポーツまちづくり推進室を知多奥田駅高架下に開設しました。

そこで、本町におけるスポーツ施設の活用と運営方法について質問いたします。

まず1点目、運動公園整備事業と総合公園拡張事業の進捗状況は。

現在、工事の進捗状況と今後の予定をお聞かせください。

2点目、陸上競技場の活用と運営方法は。

みはまスポーツまちづくり推進室を開設してから1年近くがたちますが、陸上競技場の活用と運営方法の協議について進捗状況をお聞かせください。

3点目、陸上競技場内のスタンドを含む建物の活用方法についてはでございます。

スタンドを含む建物は、本年3月24日に引渡しされる予定と聞いております。その後、陸上競技場完成までは1年近くかかると思われませんが、その間、建物を活用する予定はありますか。

4点目、令和7年度供用開始予定のソフトボール場についてでございます。

現在、本町におけるソフトボール競技人口は減少傾向にあります。数字的なことを申しますと、コロナ前のチーム登録数は15ありましたが、現在では約半分の8チームになっております。そこで、建設が進んでいる総合公園拡張事業のソフトボール場をソフトボールと少年野球ができるグラウンドに変更することは可能でしょうか、お聞かせください。

住民の皆さんに対して分かりやすい答弁をお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

改めまして、おはようございます。

先ほど議長、そして廣澤議員からちょっとお話がありましたように、今日は私の誕生日、こんな人生にない思い出をつくっていただけた社会、そして美浜町民の皆さんに心からの感謝を申し上げたいと思っております。

それで、この一般質問についても今日半日が最後。廣澤毅議員が本当の2年生か3年生頃から私が柔道で鍛えてきた男で、まさかこういう席で彼が質問者で頑張ってくれているというのは非常にありがたい。これからも頑張してほしいと思います。

それでもう一つ、この陸上競技場の問題、これがなかったら今の私はここにおりません。非常に町としても大きな大きなテーマを背負って進んでいる。どうしてこれを生かしていくか、これしかありませんよね、もう。その関係で今日御質問ありましたので、できるだけ町民の皆様に理解いただき、なお一つは、日本福祉大学の協力をなくしてなかなかこれを生かすことは難しい。しかも美浜町自体が、大学そのものが全国でもすばらしいと評価される大学になっていただけることが、ああ日本福祉大学のある美浜町かと思っただけのような大学になってほしい、これが私、一番の念願です。そういう意味で、大学の力を借りながら陸上競技場をしっかりと含めて美浜町民のスポーツ関心が高まり、健康なまちに、そうなっただくことを心から念じております。

では、御質問にお答えさせていただきます。

町内スポーツ施設の活用と運営方法についての御質問の1点目です。

運動公園整備事業と総合公園拡張事業の進捗状況についてでございますが、運動公園整備事業につきましては、令和6年度の陸上競技場オープンに向けておおむね順調に進んでおります。今年度中には、先行してまずスタンドが完成する予定でございます。

総合公園拡張事業につきましては、昨年度に実施設計の修正を行いましたので、今年度から工事を再開し、既存の構造物の撤去や樹木等の伐採工事を行っております。来年度からは本格的な造成工事と設備工事に着手する予定で、まずは令和7年度にソフトボール場1面が供用開始できるよう整備を進めております。

次に、御質問の2点目です。

陸上競技場の活用と運営方法についてはでございますが、昨年4月11日から、名鉄知多奥田駅の高架下に日本福祉大学と共同のみはまスポーツまちづくり推進室を開設しました。健康、福祉、教育、経済を運動させた、スポーツを一つの核としたまちづくりに向けて、様々な事項について協議を進めております。

令和6年度に完成予定の陸上競技場の活用につきましては、合宿誘致に向けての関係団体、旅館業からあらゆる商工関係を含めてPR活動を実施し、また2026年9月から愛知県で開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会における活用について、愛知県のスポーツ局等に対して情報発信、また協力をお願いしております。

また、今後の運営方法でございますが、令和6年度及び令和7年度については美浜町による直営を予定しております。その後につきましては、指定管理制度を活用した体制、これも主に検討しながら進めることができるということを予定しております。

次に、御質問の3点目です。

陸上競技場のスタンドを含む建物の活用方法についてはでございます。これは、大変難しい、しかしやらなくてはならない大きな問題となりますね。

現在スタンドを含む建物は、今年度中に町へ引き渡される予定で工事が進んでおります。また、陸上競技場の供用開始時期につきましては、令和6年度を目指し事業を進めているところでございます。建物の引渡しから1年以上ございますが、まず、令和5年度のできる限り早い段階で、事務室のほうへ町職員が常勤し、スタンドを含む建物の管理及び運営の準備を行う予定としております。

なお、供用開始までの期間につきましては、愛知県の陸上競技協会などの各種団体へのPR活動を実施し、陸上競技場を視察していただくことにより、広く利用促進を図ってまいります。加えて、令和6年度から円滑に施設を運営していくために、競技用備品、これはまたたくさん必要です。事務備品も整備をしていきたいと考えております。

次に、質問の4点目、令和7年度供用開始予定のソフトボール場についてでございますが、現在計画中のグラウンドにつきましてはソフトボール場として整備を進めておりますけれども、少年野球の利用も想定した形で進めて、現計画を変更することは今のところは考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁とさせていただきます。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

再質問ありますか。

○6番（廣澤毅君）

再質問ですが、まずは、一番最初の運動公園整備事業と総合公園拡張事業の進捗状況についての再質問から始めさせていただきます。

先ほど町長の答弁で、令和6年度の陸上競技場オープンに向けておおむね順調に進んでおるという答弁をいただきましたが、もう少し、令和6年度のどのぐらいから供用開始ができるのか、あくまでも予定ということでございますが、その辺のことをもう少し詳しくお願いできますでしょうか。

○産業建設部長（宮原佳伸君）

運動公園の供用開始の時期はいつだということでございますが、先ほど答弁で申し上げたとおり、今年度まずスタンドが完成します。グラウンド部分の工事につきましても、令和6年3月までの工期で、今、町長の答弁にありましたようにおおむね順調に進んでおります。ただ、今追加で写真判定室を設置することとなりましたので、そちらの設計をまだ行って、今最終の詰め及びその設計によってどれぐらい工事に期間がかかるのかということ、を最終段階で詰めているところでございます。その結果が出てくるのが今月末を目標にしておりますので、何とか工事期間中にその設置も含めて行いたいなというところなのですけれども、若干、工事の工期が延びるという懸念もしております。

工事が終わった後にすぐ供用開始ができるかといいますとそうではなくて、まず公認競技場の認可を取るために日本陸連の検査を受ける必要があります。それが幾らかの日数がかかるというのと、あと、きちんとした形で皆さんに使っていただくために、競技場自体が器具、機器、専門的なものが多々あります。これまで美浜町になかった機械がたくさん入ってきますので、そういったものを使いこなせて提供できるようにするには、やはりお試してやる期間が必要と。それには日本福祉大学とか附属高校の陸上部ですとか、今までいろいろな大会でスタッフとして協力している方が多々見えますので、そういった団体に協力いただくとか、また美浜町スポーツ協会の陸上部の方にも使っていただくとか、いろいろな関係者の方に競技場の施設自体を使っていただきながらスタ

ップも練習していく期間が要するというので、今現在ではいつということは申し上げられません。新年度、写真判定室の工期がはっきりした段階で、それプラスその準備期間、準備期間というのは2か月ぐらいを見ておりますけれども、それを加えた形で供用開始の時期が来るんであろうと。ですので、令和5年度に入ればそこら辺が見えてくるので、今3月ですけれども、6月頃になれば明らかにできるのではないかと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

令和5年6月ぐらいには、何とかオープンする日にちとか、いつ頃かというめどが立つのではないかとということで、分かりました。

次に、総合公園拡張事業のほうの話でございますが、町長答弁では、来年度から本格的な造成工事が始まり、令和7年度ソフトボール場を1面供用開始できるのではないかとという話でございました。拡張事業自体、ソフトボール場1面と、それからもう一つ、ちょっと丘があり、その隣に多目的広場と、そういう形で聞いておりますが、その丘の部分ですね。以前聞いたときは展望台施設的なことと、あとは災害時の避難場所という話でございましたが、それだけでは何かちょっともったいないなど。何か遊具を置くとか、またソフトボールとか、先ほども少年野球に対応したという話もございました。少年野球を見に来ながらバーベキューとか、何かそういう施設、使用目的、そんなことは考えていないでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

今、廣澤議員のおっしゃるとおり、グラウンドとグラウンドの間の高台については多目的広場として今計画をしております。

計画としては芝生を敷いてあずまやだとかトイレを設置するような計画になっておりまして、町民の憩いの場として整備するという予定をしておりますけれども、遊具についても町民からの要望もすごく多いものですから、当然設置に向けて検討はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

そういったことも住民の方から何か要望も多いということで、ぜひそういうことを検討して、住民の人たちにとってよりよいものを造っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの町長答弁で、スポーツを核としたまちづくりに向けて様々な事項について協議を進めているという話でございましたが、その様々な事項についてももう少し具体的とか、内容を説明していただけますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

先ほど町長答弁にありました、スポーツまちづくり推進室の様々な事項についてという御質問に対しまして、現在、美浜町といたしましては、健康、福祉、教育、経済が連動したスポーツを核としたまちづくりを進めるに對しまして、様々な事項についてお話をしております。

具体的にといいますのは、まず、広報みはま2月号でも町民の方にもお知らせをさせていただきました。将来の美浜町の目指す姿を町民、また関係団体と共有できるビジョンの作成があります。さらには、機運醸成事業といたしまして、1月29日に開催をさせていただきましたオリンピック金メダリストを招いて、また、このときは会場を初めて日本福祉大学のSALTOを利用させていただきました、みはまスポーツフェスティバルの開催をさせていただきました。

さらには、今後の運営管理体制の構築につきましても現在協議を進めており、また、より広く知っていただくために、SNS等を活用した情報発信をみはまスポーツまちづくり推進室と共に協議を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

SNSを活用して情報発信、これ、今からの時代、特に大事になってくると思いますので、いかにほかの他市町も含めて各種団体にPRするかと、また人が集まってきてくれることだと思いますので、その辺もしっかりやっていただきたいと思います。

次に、陸上競技場の活用方法ということで、合宿誘致に向けて関係団体に対してPRを実施してきたとありますが、その関係団体とは、もう少し具体的にどういった団体なのか、その辺のことを説明お願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

陸上競技場の活用に向けて各団体へのPR、そこはどのような団体ですかということなのですが、対外的には、昨年10月に愛知県の産業労働センターウインクあいちで開催されました第1回あいちスポーツコミッション研究会で、愛知県をはじめ愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会、また県内市町のスポーツ関係課や各種団体、さらには大学、また愛知県内の企業等約90名の方に対して、美浜町の運動公園の活用、また合宿誘致に向けてのPRをさせていただきました。

さらに、本町といたしましては、合宿誘致に関して、ただ来ていただくだけの誘致ではいけないと考えております。この美浜町をやはり好きになっていただくためには、受入れ側、町内のおもてなしも重要であると考えております。そのために、美浜町の観光協会、また役場産業課とも協力をしながら、今年ワールドカップのサッカー日本代表での食事の担当を務めておりました西シェフをお招きいたしまして、町内の旅館や民宿の方に対してのおもてなしセミナーを開催させていただきました。

○6番（廣澤 毅君）

最後のほうに、日本代表の西シェフをお招きしておもてなしセミナーですか、日本人の心、おもてなしの心、これは大事なことだと思いますので、これだけではなく、またそういったこれからも機会を持って、旅館の人たちとかそういう宿泊施設を運営しておる人たちにもそういうことに参加してもらって、よりよいおもてなしができるように、またお願いするというか、そういう形でやってほしいと思います。

その次、またちょっと質問ですが、昨年、委員会で御前崎市に視察に行かせていただきました。その際、御前崎市の陸上競技場、そのときにすぐ隣に硬式野球場もございまして、2か所見させていただきました。そこでそちらの担当の人にお聞きしたことが、基本、よそから来てもらう人たちに使ってもらってお金を落とすという考えだったらいいのですが、地元の市民の人たちが俺たちは使えんのかと、何かそういう俺たちも利用させてもらうことはないのかということで、ちょっと頭を悩ましていましたということを知りました。その結果、陸上競技場で区民運動会を催したり、それから硬式野球場も立派なところでしたが、そこでそういう何か町民の野球の大会を催したりとか、あとはその当時聞いたときには、甲子園へ出るような高校野球のチームを合宿場所として誘致して、そこに全国でも名の知れたような高校の野球部を呼び試合の観戦とか、そういうことも市民の人たちに還元したという話も聞いております。

美浜町の陸上競技場の完成後、合宿の誘致等で陸上競技場も有料使用していただくというのは大変喜ばしいことではありますが、町民の方たちにも何かメリットとなる政策、今後も考えていく予定はありますかということなのですが、どうでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

廣澤毅議員がいい質問をしていただいて、ちょっとしゃべらせていただきますけれども、おっしゃるとおり、あの陸上競技場は、町民があそこで走るか。総合公園グラウンド、幾らでもある。とにかく始めた以上はいいもの使っていただける、町のプラスになるような活用方法、これ当然必要ですよね。だからスポーツのまちづくり、

全体的な構想の中で、町民があくまでも中心ですよ。ただし、外部からもいかに多くの人たちが美浜町へ来ていただけるか、そういう受皿づくりを今から町全体でつくっていかねば生きていけません。だから私、いつも言っているように、大学はそういう意味では非常に私たちの町に根幹を根性を持って、最近ではスポーツ科学も非常に有名になってきた。いい選手がここに集まってくる、それに影響を受けて町民の中からも、今日、今夜もスポーツの少年団関係の表彰式がありますけれども、全国大会へたくさん出てるよね。ただども子供がどんどん減ってくる。高齢化してくる。町の中を見たらそれがもう当たり前、時代になっちゃった。

だけど、美浜町の中で、これからですよ、美浜の持てる何が一番よそよりいいものがありますか。今、スポーツのまちづくりと。陸上競技場を造ったからではないのですよ。美浜町には西も東もすばらしい海がある。自然がある。しかも、県の自然の家が20ヘクタール以上あるのですよ、あそこに。県有物ですよ。こういう施設もこんなところにあるのだ。今まで音吉トライアスロンをずっとやってきた。15回までやった。それがそれ以来なくなってしまった。今回のアジア大会もそうでした。私は、アジア大会はここでやりたい、トライアスロンをね。まだ分かりません。名古屋港でやると言っているけれども、こんないいところないのですよ、伊勢湾の。これを生かすのがまちおこしです。これをぜひ皆さん方、もうほとんどの方がじきに出場される。ぜひそういうことを広く考えて、美浜の持てる特性をいかに生かしてやれるか、これが全部原型を取ってやれるようになったら変わりますよ。

しかも、マグネデザインさん、思いもしなかった大変な企業が南部小学校へ入っていただいて、これは幅広いですよ。

これを皆さん方の議員の力と職員の力で頑張ってもらえば、もうマグネ半島をつくるという社長は言っておられます。世界のここが中心地になります、そういう意味で。

だからぜひ、この開所式が6日にありますけれども、議員の方々もぜひよく勉強されて、幅の広い発想の中から生かす活動を検討してほしい。これを私は言います。お願いします。

○6番（廣澤 毅君）

ちょっと話を戻しますが、町民の方にも何かメリットとなる施策を今後も考えていく予定はありますかという質問に対して御回答ください。

○企画課長（戸田典博君）

町民の方に対するメリットということで、先ほど町長からもありましたが、町全体といたしましては、やはり合宿に来ていただければ町内の旅館、民宿等の宿泊施設を利用していただくことによって町内の経済の発展につながります。また、それによって町のにぎわいも生まれてきます。

先ほど御質問のありました町民に対してのメリットといたしまして、現在私たちのほうで進めていこうとしているものは、例えばサッカー合宿等で合宿に来ていただいた場合など、特に日本福祉大学さんと試合をした場合、実際その試合をやはり間近で見るとテレビで見たりするのもあれなのですけれども、実際その大学生が戦うサッカーの試合を間近で見ていただく機会も増えたりすることもメリットではあるかと思えます。

またさらには、合宿中に町内にもありますサッカークラブ等にサッカー教室の実施を合宿に来ていただいた場合にはお願いしながら美浜町に来ていただく。そういうことによって町民の方とも触れ合いが生まれ、また、来ていただいた方たちにも美浜町の温かみが分かっていただけではないかということがメリットになるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

先ほどの企画課の課長さんの答弁で、サッカークラブ等のサッカーをやっている子供たち、そういった子供たち

が、プロではないですが大学レベルのレベルの高い人たち、そういう人たちからちょっと教わるだけでもすごく伸びると思うのです。ふだん僕もちょっと少年野球のほうで関わっております。そちらも日本福祉大学附属高校の硬式野球の人たちがシーズンオフに各スポーツ少年団のところを回ってそういう指導に携わっておると。そういう高校レベルのことを教わるということは、非常にその子たちも勉強になるし、伸びるきっかけということになって、裾野を広げるにはいいことだと思いますので、そういった考えの下、またぜひ陸上競技場ができた際には行っていただきたいと、そう思います。

次の質問に移ります。

陸上競技場内のスタンドを含む建物の活用方法というところでございますが、先ほどの答弁では、各種団体へのPR活動実施とか競技場を視察していただくとか、それはそれでいいのですが、僕が聞きたいのはもう少し具体的で、スタンドやその建物内の会議室などを住民の方々に貸し出す考えとか、そういうのはありませんかということでございます。

例えば、スタンドでいいますと、美浜町にスタンドというものが多分そこしかないと思うのですが、どの学校とは言いませんが吹奏楽部がそこで練習するとか、チアリーダー部がそこで練習をするとか、何かそういう活用の仕方もあるのではないかと思います、その辺の活用方法、可能でしょうかというか、何かそういうことを考えていますかということをお願いいたします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

スタンド建物は今年度中に町に引渡しができるわけですが、スタンド以外の施設は引き続き工事中でございますので、利用者の方々の安全面を考えると、工事完了までは一般に貸出しすることは考えておりません。

それから、先ほどありましたチアリーダーや吹奏楽部の方々がスタンドで練習できないかということですが、先ほどおっしゃいました美浜町内に今までスタンドというものがなかったので、そういったところで練習するというのがふだんなかなかできないと思いますので、工事が完了しまして安全が確保できる体制が整いましたら、会議室の利用を含めてそういったことも検討させていただきます。

○6番（廣澤 毅君）

工事中は安全面を考慮してお貸しできないということで、そのことについては分かりました。

先ほどのスタンド利用ということでございますが、実際に借りてくれる人がいるかは分かりませんが、そういうことも踏まえてどうか考慮してもらって、やっぱり幅広く陸上競技場を使ってもらおうということを考えていただきたいと、そう思います。

次の質問になりますが、その続きの話ですが、陸上競技場オープンまで、先ほどの産業建設部長の話ですと6月ぐらいにめどかなと、その頃に発表できるかなという話でございました。そうすると、オープンまで1年余り、1年ちょっとあるわけでございます。なおかつ、今月の3月24日に一応引渡し予定と。その間の1年ちょっとの間、維持管理費はかかるわけでございます。そういった費用はどこから財源を持ってくるのかということをお聞きしたいです。

○生涯学習課長（山本圭介君）

オープンまでの維持管理に係る費用はということですが、一般的に施設の利用の対価として、利用者の方々に負担していく使用料というものがそういったものの一部ということになってくるのですが、先ほど言いました工事完了までは一般に貸出しすることができませんので、その使用料の収入が入ってきません。ということは、その間は一般財源のみで維持管理をするということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

一般財源から補うということですね。それしかないですよ。建物自体も活用できないし、そこでお金が発生しないということはそういうことになると思うのですが、その後少しでも、もうかるという言い方は悪いですが、いかに多くの人たちに利用してもらって、少しでも赤が赤じゃなくなるような形に持って行ってほしいと思います。

4番目の質問になります。

令和7年度供用開始予定のソフトボール場で少年野球もできないかという話でございました。町長答弁では少年野球も想定しているということで、ただ、少し確認させていただきたいのが、少年野球のグラウンドと成人の男子のソフトボールですか、グラウンドの大きさが違います。成人男子のソフトボールでいきますと、ホームベースから外野まで76.2メートル、76.2メートルでコンパスのこういう感じですね。そして少年野球のほうがホームベースから両翼が70メートル、ホームベースからセンター方向においては85メートルと、グラウンドのサイズ的な問題があるのですが、それでも一応少年野球に対応できるというふうでよろしいのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在計画中のグラウンドにつきましては、先ほど廣澤議員は76メートルとおっしゃいましたが、一応、日本のソフトボールの公式ルールにおきますと、成人男子が69メートルぐらいとなっております。今その基準で整備の計画はしてございます。おっしゃるとおり、少年野球のルールの広さは確保ができておりませんが、現実には町内で今活動しております少年野球チーム、スポ少のチームだとかは今の今度計画するグラウンドで十分使用可能だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

一般的な開催には問題ないということでしたので、そこでやれるという判断ですね。

将来的には多目的広場も、何年後か分かりませんができる予定で、そうすればあそこの総合公園で一度に少年野球でしたら4試合ができると。そうなると、ある程度の規模の大会も誘致することができ、また盛り上げることの一つのきっかけとなるのではないかと思います。

あと、何が一番いいかという、やっぱり立地条件と、僕も少年野球、結構観戦に行くことがあるのですが、他市町は駐車場が少ないんですよ、台数がやっぱり。そういう意味では駐車場も豊富にあるということで、ぜひそういった大会の誘致とかそういうことも考えて進めてほしいと、そう考えております。

ちょっと済みません。まだ時間があるのでちょっと戻らせてもらいます。

先ほどの企画課のほうの話で言い忘れましたので、いろいろ企画を考慮しているということですが、その中身で使用料的なこととか、あと予約のシステムとか、そういったことはそちらで考えておるかということと、あと、1年ほど前ですが、他市町はインターネットによる24時間予約ができるとか空き情報を確認できるよという話で、そのとき美浜町はそういったシステムにできないのかと。今も電話での予約ということですので、その後、その経過的な話ですね。どうなったのかということをお聞きして最後にいたしますので、お願いいたします。

○生涯学習課長（山本圭介君）

インターネットで予約ができるかという御質問でございますけれども、運動公園の陸上競技場の予約受付につきましては、当面は施設の空き状況のみインターネットで確認ができるということでございます、実際の予約につきましては電話または窓口での対応となりますので、よろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

少しだけ進歩したということですね、では。それで当分の間、陸上競技場とかの予約とかも対応していくとい

うことですかね。

○生涯学習課長（山本圭介君）

当面、インターネットでは予約と空き状況のみで、実際の予約については先ほど言いました電話、窓口ということでございますけれども、運営していく中で施設が落ち着いてきまして、そちらでどういった形がいいか引き続き検討はしてまいりますので、一番いいシステムが構築をもし得ることになりましたら、順次そのように切り替えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

分かりました。

これで質問は終わらせていただきますが、最後に少しだけ、昨日、同僚議員の方で知多新線のダイヤ改正に伴い本数が減るとか、そういう話もございました。何かせつかく来年陸上競技場をオープンするのにどうだかなと思っておいたのですが、名古屋鉄道さんも営利目的の団体でございますので、利益の出ないところではそうせざるを得ないのかと思いましたが、今日は最初の壇上の冒頭でも美浜町、ワンチームになって盛り上げていきましょうということで、ぜひ皆さんで盛り上げて、一人でも多く乗車してくれる人を増やし、これだけ増えたのでまたダイヤを元に戻してくれませんかぐらいの、そんなことが言えるような町にしていきたいと思いますし、私も一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、どうか皆さん、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席にお戻りください。

〔6番 廣澤毅君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、換気のための休憩を取ります。再開を10時10分といたします。

〔午前9時51分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森川元晴議員の質問を許可いたします。森川元晴議員、質問してください。

〔3番 森川元晴君 登席〕

○3番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。私ごとであります。職業柄絶対にならないなと思っていましたが、どうやら花粉症デビューをしたみたいで、本当に大変苦しいのだということを今実感しております。

また、質問であります。先ほど廣澤議員がおおむね質問していただきまして、ほとんどがダブっているなという感じでございますので、ただ、最後になるかもしれませんが、しっかりと質問をさせていただきたいと思っております。

今回は陸上競技場、運動公園のことに始めてさせていただきますが、今まではハード面のことが多かったのですが、今回は中身、ソフト面をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、壇上での質問をさせていただきます。

1、「美浜町スポーツまちづくり推進活動」についてお伺いします。

スポーツを核とし、健康増進に役立て、さらに交流人口増加に伴う地域活性化、経済振興事業は、その町の財

政力、人口の大小にかかわらずこの自治体もよく考えることでありますが、やはり財政力が低いほど難題も多いと言われていました。

現在建設中の陸上競技場は2024年度供用開始を目指し、運動公園全体としては2028年度に完成、供用開始の予定であり、すぐ目の前に迫ってまいりました。従来の公共施設整備の目的は、あくまで住民の利用、住民サービスの充実を目標に整備されてきました。住民からの血税で建設、維持管理されていく施設であり、今後も住民の十分な理解を得て進めていくことが大変重要であると考えます。正直、行政からの発信は大変分かりづらく、多くの住民に理解していただくためにも、行政側の考えについて改めて質問をさせていただきます。

(1) 推進活動における「ビジョン」とは。

昨年12月における行政報告会で説明及び広報はま2023年2月号に掲載されました美浜町スポーツまちづくり推進活動の説明資料について、行政が掲げるビジョンとは何か、明確な説明を求めます。

(2) スポーツ人口を増やす取組は。

スポーツを核としたまちづくりの実現には、住民自身がスポーツに触れ、楽しむことで、スポーツに対する意識を高めていくことも重要と考えます。そこで、今後のスポーツ人口を増やすための町の取組を伺います。

(3) 大会、合宿、イベント等の誘致状況は。

陸上競技場の供用開始まで1年余りとなりました。アジア大会も見据え、現在までの大会、合宿、イベント等の誘致の活動状況及び今後誘致を検討していくものについて御説明ください。

(4) スポーツを核とした美浜町の将来像について。

最後に、町長に伺います。スポーツを核とした美浜町の将来像をどのように描いていますか。

大きな2番です。運動公園施設の運営について。

運動公園施設の利用について、基本は、住民のための施設であり、住民の理解と利用なくしては、ただの営利目的の施設となってしまいます。そこで、運動公園の運営について以下のとおり質問します。

(1) 住民が優先利用できる考えは。

運動公園施設、とりわけ陸上競技場の利用については、住民が優先して施設を利用できるような仕組みを検討する考えがあるのか伺います。

(2) 維持管理費の負担問題について。

運動公園施設の莫大な維持管理費の負担は年々増加すると思われませんが、財源確保をどのように考えていますか。

大きな3番です。町の防犯体制について。

最近是全国で卑劣な窃盗事件が多発しており、大きな社会問題になっているとともに住民生活に不安な影を落としています。そこで、町の防犯体制に関して次のとおり質問します。

(1) 町の啓発活動は。

町としての防犯に対する啓発活動の取組状況について伺います。

(2) 補助金等の考えは。

防犯設備に対する補助金等を交付する考えはありませんか。

コロナではありませんので、安心して明快な答弁をお願いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

○町長（齋藤宏一君）

森川議員の御質問にお答えをいたします。

私は、コロナには絶対かからないと自分では思っておりますので、マスクをいつでも外して話させていただきます。

たくさんの御質問の中で、職員が一生懸命で答弁をまとめていただきましたので、取りあえず、その面で御答弁させていただきます。

初めに、「美浜町スポーツまちづくり推進活動」についての御質問の1点目、推進活動における「ビジョン」とはと、御質問の2点目、スポーツ人口を増やす取組については、関連がございますので併せてお答えをいたします。

将来の美浜町が目指す姿について、スポーツまちづくり意見交換会やスポーツまちづくり推進会議等、関係者によるワークショップの参加者から様々な意見を聞き、それぞれの思いを共有するため、今回「多様な人々が集い、活気あふれる輝く町へ」というビジョンを掲げました。このビジョンを今後の戦略の軸、活動の指針として、スポーツ人口の増加や地域活性化に向けて取り組んでまいります。

具体的な取組としましては、1月29日に開催したみはまスポーツフェスティバル2023のようなオリンピック銀メダリストの飯塚翔太選手などトップアスリートと触れ合えるイベントを実施することにより、町民の皆様にはスポーツの面白さを知っていただき、スポーツする機会をつくっていきたくと考えております。

次に、御質問の3点目、大会、合宿、イベント等の誘致状況はについてでございますが、議員がおっしゃるとおり、2026年9月に愛知県で開催予定のアジア競技大会・アジアパラ競技大会を最大の契機と捉えて、今後、大会に向けての事前合宿などに御利用いただくため、愛知県のスポーツ局等とも連携しながら今は進めておるところです。

また、合宿を受け入れる側のおもてなしセミナーとして、昨年、サッカーワールドカップ・カタール大会で日本代表の食事を担当した西シェフを招き、町内の宿泊業者に対し、栄養面や調理上の工夫について講演をいただきました。宿泊業者がこうした幅広いおもてなしができるようにならなければ、これもできない。さらに今後の誘致活動については、陸上競技はもちろんのこと、日本福祉大学と連携を図りながら、サッカー等他の競技大会についても誘致をこれは図っていかないと生きていけませんよね。これはもう何回も私が言っているとおりです。大学の力なくしては、本町だけであれだけの施設はとてやれるものではない。

次に、御質問の4点目です。町長に伺います。スポーツを核とした美浜町の将来像をどのように描いていますか。これは大変な問題です。職員の原稿も多少あるけれども、この中で職員がちゃんと書いてくれてある。健康寿命を延ばしていく、私がいつも言っていることです。私はそのつもりで今生きております。人体実験中です、毎日。これをやろうと思って、実はここへ任務をもらってから保健センターで2回やったかな。コロナになってしまった。でも、私がやれる、町民に広めたいと思っていることは一つもできなかった、4年間。非常に残念です。

その一つが楊名時太極拳です。これは、私が平成4年に初めて町長にさせていただいたときの国保連合会、愛知県の。ここからお話を聞いて、ここに導入した。当初70人ぐらいの応募があって、皆さん一緒に稽古を毎週やりましたね。これが私の健康づくりの一番の基本であります。

これは呼吸法です。楊名時太極拳は武術ではあるけれども、非常に呼吸を加えた、心と息と動きを調整した、中国人の楊名時先生が日本で広めていただき、一番会員数が多い組織としてなっていました。これを町民と一緒に

にずっと稽古をさせてもらったのが私の健康への目覚めだね。

何が生きるのに一番大切か。これは、あなた呼吸しているでしょう。皆さん、息しているよね。長生きは何で長生きと言うのですか。長い呼吸なのですよ。これを教えた人は誰だか分かりますか。知らないでしょう。その勉強を指摘されて私はやった。それは老子、道教ですよ、中国の。それから孔子、儒教の教え。日本は儒教を非常に進められたよね。それからお釈迦さん。釈迦、仏教ですよ。日本は仏教国家でしょう。この人たちは一体何を教えたのか。呼吸法でした、調べたら。座禅、これみんな呼吸なのですよ。それを私も気づかせていただいて、あらゆる勉強をしました。これが長い呼吸をやること。これは、いかに体中の血液の循環をよくするか。心、今この前へ立つと上がりますよね。頭、血が上へのぼっちゃって冷静になれない。失敗が多い。これを、は一つと吐くことによって、頭も体も全部下へ下がります。これは武道、スポーツ、あらゆるものの基本になるのですよ。

羽生結弦スケートの選手、実戦の前には必ずやります。これによって彼はすごい集中できる、転ばない。

あとは廣澤議員に答えたのと全く同じですよ、これは。ですからそのことを、私の思いは、これ原稿ありませんから、ぜひ、これは私の今から死ぬまでの私の仕事だと思っています。だから人体実験、125までは人生だそうですよ。大隈重信が言いました。成長の5倍、25歳までは成長するから、人間は。その5倍といたら125、これまでは人生だと言われたのが明治の大隈重信の言葉。まさに私はそうだなと。

で、今一番美浜町で大事なことは健康づくりですよ。スポーツだけでは健康づくりは難しい。お年寄りばかりになってしまう。歩け歩けと言ってもなかなか歩かない。車がなくなって免許を返上したら畑へも行けない。うちに毎日いる。そういう方がどんどん増えている。これが今の美浜町の財政を一番苦しめている。介護費、厚生費、いかにしてそれを少なくするかが、教育に銭が回る、建設、産業、みんなにそういう補助金も回してあげられる。そのお金がない、こんな苦しい行政が私たち。三四、十二年休んでいたけれども、ここへ来てしみじみ気づかせてもらった。これでは何ともならないなと。そこへまたこの陸上競技場でしょう。町民が何人、あそこで走りますか。それを生かすための今、苦勞をして、何とかあれによって活性化できないかと言って受入れ体制、いろいろなことを今、職員が一生懸命にしてやっている。来てくれねばあかん。来てくれれば民宿だ、旅館だ、みんな泊まっていただけのような大会をやればいけれども、それがなかったら、先ほど答弁が出たでしょう、全部町費で管理。もう1週間になると。やっていけますか。その辺を議会も真剣に考えてほしいの。正直言ってそういうことです。

だから、これは町民が一番望んでいること、どうしたらいい美浜町に、みんなが楽しく、スポーツの施設も欲しいでしょう。学校教育のいい場所も欲しいでしょう。では今の産業はどうか。後継者が、ここは農村ですよ、一番多いのは。どんどん減ってしまっている。こういうことを併せて、まちおこしとしてやっていくことが我々の仕事だと。これだけ、4番目の答弁とさせていただきます。

それでは、その次に運動公園施設の運営についての御質問の1点目、住民が優先利用できる考えはについてでございますが、本運動公園整備事業につきましては、これまで町民の皆様及び来庁者の方々の憩いの場の創設や、大会、合宿等の誘致によるスポーツ交流人口です。交流人口の増加と消費の拡大など、地域経済の活性化を目的として事業が進められてきました。来てくれないと活性化にはならないの。町民だけでは活性化はできないのですよ、この施設は。分かっているでしょう、そのことは。

令和6年度に陸上競技場を供用開始し、アスレチック等の複合遊具を設置する。遊具広場や健康遊具による健康づくりの場として利用できる健康広場などを順次整備する計画をしております。これもみんなに使っていただくためのお金をかけますよということですね。

なお、陸上競技場の利用につきましては、町民の皆様が優先して利用できる施設という考えではなくて、町

民の皆様をはじめ誰もが利用できる仕組みづくりを検討しているところでございます。町民だけで利用できる、そういう施設ならそんなことを考える必要はない。あれを維持管理するためにたくさん来てもらわなければ払えない、管理ができるお金がないということを一生涯で職員が考えて今やっているのですよ。

次に、御質問の2点目、維持管理費の負担問題についてでございますが、維持管理に係る費用の財源につきましては、第一に、受益者負担の原則に基づき、施設利用の対価として施設利用者に負担をしていただく使用料によってその一部を賄いますが、一般的に公共施設は町民の皆様のための施設であって、施設利用料、使用料のみで利益を生むことは想定をしております。それでは、だからやれないよね。せざるを得ないよね。

そうした中で、本町に日本福祉大学が立地されていることにより、学生が町内に住むことによる生活費等の消費や国からの地方交付税など、直接的には目に見えにくい効果もあり、日本福祉大学との連携を推進していくことも財政面での取組の一つと考えております。大学のお力を借りずしてあれの活用は、これは至難の業です。これは初めから分かっていたこと。

また、スポーツを核としたまちづくりを推進することで、交流人口増加と消費拡大による地域経済が活性化することで経済効果が生まれると考えております。これ、うまいこと言っているけれども、団塊の世代の方々が今からみんな75歳になる。お年寄りばかり、美浜町は。子供はもう昔より半分です。これ、どうやってやっていくの。大変な、これは美浜だけではない、国家の問題でもあります。

いずれにいたしましても、運動公園には町内外を問わず、より多くの方に来ていただき、公園利用者の使用料収入をはじめ町内での様々な消費、泊まっていただくこともいい、お土産を買って帰っていただくこともいい、そういうものの効果をもたらすよう努めていきますと、これ職員が一生涯懸命に考えた。皆様の協力なくして人は来てくれません。

次に町の防犯体制についての御質問の1点目、町の防犯体制はについてでございますが、美浜町安全で住みよいまちづくり条例に基づき、町民の皆様の方々の防犯意識の高揚と地域安全活動の推進を目的として、警察共々啓発運動を今行っております。そのため、本町の責務として、安全なまちづくり県民運動期間に合わせて啓発用のチラシの配布やポスターの掲出を行っております。これもお金がかかります。また、本町の安心安全メールにより、空き巣被害の発生状況や不審者情報などの防犯情報を発信し、注意喚起に努めております。

なお、町民の皆様の方々の責務として、各地区の自主防犯活動の一環に、青色回転灯装備車両によるパトロール活動を行っております。町内防犯活動はもとより、青少年の見守りを兼ねた活動も皆さんに本当にお骨折りをいただいてやっていますよね。

次に、御質問の2点目です。補助金等の考えはについてでございますが、補助金をどんどん出してあげたい。予算がなければ出せない。みんな御奉仕で一生涯懸命にやっていただく。美浜町は犯罪も少ないし、本当にボランティアでやってくれる方々が多い。これは町の特性ですし、非常にありがたいことですよ。

さらに、今、行政区が設置する防犯カメラ、これに対しては設置に必要な費用のうち10万円を上限に、2分の1相当額を補助する交付金制度、これを利用しております。

また、学童等に危害を及ぼす犯罪を未然に防ぐことを目的に組織された防犯ボランティア団体です。本当に皆さん、ボランティアで一生涯懸命にやっていただいております。この経費を少しでもということで交付金として交付をしておりますので、これからもよろしく願いいたします。

壇上での答弁は以上です。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

再質問ありますか。

○3番（森川元晴君）

今、以上で質問を終わりますというぐらい、本当に御丁寧な説明をありがとうございました。

とはいっても質問をさせていただきます。順次質問させていただきます。

改めてお聞きします。スポーツを核として進めるこの事業であります、どこの地域や自治体にも劣らない、よく町長も言われていますけれども、この美浜町独自の特徴、特色とは。

改めてお聞きしますが、今日、名鉄のお話も出ましたが、やはり大学、駅というのは一つの企業です。もちろん協力なしではやっていけないということは分かっていますが、できればそれ以外にどのようなものと考えているか、お願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

今、このスポーツ活動に協力してくれている方、廣澤議員もやっているのではないの、野球を。みんなボランティアですよ。ボランティアで、走ることから野球チーム、子供たちのね。私はもう長いこと柔道を教えていました。太極拳でもボランティアですよ。週に美浜町内で私は4日間はやりますから、結局そういうことが健康づくり、もう美浜の本当にそういうことは、私はよくやっていたいいるなど。体育館でやっている指導員たちもそうですよ。皆さんのおかげ。本当に銭を取ろうと思ったら今、反対だ何だと言っていますよ、ここから。金は要る、親もついていかないかん、大変なのですよ、そういう意味では。

○3番（森川元晴君）

私、町長がしゃべってくれるなら、それ以外にこの美浜町の魅力、特色、どういうものがあるかということは今言っていたきたいなというふうに思ったのですけれども、企画のほう、お願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

美浜町独自の特徴、特色ということであります。

先ほどから町長もおっしゃっておりますが、やはりこの美浜町にあります地域資源であると考えてございます。まずはこの自然豊かな里地・里山をはじめとする環境の資源、また交通面では、駅も確かに一つの企業ではございますが、都市部、名古屋方面へのアクセスのよさ、また中部国際空港へのアクセスのよさも町の一つの資源でございます。さらには、南知多ビーチランドをはじめとします、それに伴います旅館等の観光産業、さらには愛知県美浜自然の家や研究施設を有しております日本福祉大学というものも町の大切な地域資源と考えております。この資源につきましてはやはり美浜町独特で、ほかにはない本町の特色であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

もちろん、素晴らしい環境や資源があるだけでは駄目ですね。やっぱりその資源をどうやって生かしていくかというようなことをしっかりと考えて、ただ、陸上競技場を造ったからといってスポーツのまちを振興していくという、早い話が陸上競技場だけでは駄目だと。やはり先ほど言われた自然を利用されるということであれば、例えば山であるならクロスカントリーができますよ、海があればマリンスポーツもできますよと、そういうことも今からしっかりと検討していただきたいと思います。と思っています。

先ほど同僚議員からも質問されましたので、どうやって誘致していくんだとか、おもてなし、先ほど町長が言われました。町全体で、やはり町民を巻き込んで、しっかりと理解していただいて協力していただくということが本当に大切であるのだなというようなことは実感しております。

ただ、1点ちょっとお聞きしたいことですが、これは現実的な話で、多様な人々を地域で受け入れる体

制を確立ということは大変難しいことだと思っております。とりわけ、先ほどから出ている2026年のアジア大会に向けて、では今行政が考えているどこまでの……。さっきは料理でおもてなしだとか、そういうことを言われましたが、どこまでの地域で受入れ体制というものを考えていますか。

○企画課長（戸田典博君）

地域の受入れ体制ということなのですけれども、2026年アジア大会が開催されれば、多くの外国の選手等がこの愛知県を訪れていただくことが予想されます。地域ということですが、本当に国内外を問わず、また年齢や性別、障害の有無に関係なく、いろいろな方が美浜町を訪れていただく。地域を限定するとかではなくて、町に来ていただいて町のよさを知っていただくということが今後の体制として整えていきたいことだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（森川元晴君）

もう本当にいろいろな方に利用していただくということをしっかりと検討していただきたいという思いであります。

いろいろ質問を考えたのですけれども、時間の都合もありますので、1点、維持管理に関して、先ほどの町長の答弁ではありませんが、このような理解の仕方では正しいのか正しくないのか分かりませんが、日福、やはり美浜町、学生の存在というのは大きいと思います。地域の活性化による消費拡大というのが維持管理の負担の大きな財源だという理解でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

その件につきましては、消費の拡大が維持管理費に直接的な財源になるということではありません。消費の拡大が町の税収に反映されると考えております。

○3番（森川元晴君）

結局、何が言いたいかというと、維持管理に伴う住民が負担する税金ですね。税収等、一般会計予算からの執行との関係ということでお聞きしたいと。

改めて聞きますけれども、逆に住民の負担が増えないか、そのようなことを懸念していますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

維持管理費に関しましては、まず、先ほども答弁させていただきました。利用される皆様に負担していただく使用料で賄いますけれども、その不足する部分につきましては町の一般財源で補填するというところでございます。

運動公園を中心にスポーツを核としたまちづくりをしていき、地域経済が活性化することで財源が生まれてくると考えております。

○3番（森川元晴君）

活性化により、その財源が生まれるというような答弁であったと思いますが、住民には決して負担をかけない、できればそのような答弁が欲しかったですけれども、とにかく頑張るというような理解であります。

そこで、過去にも積算されていましたが、年間の維持管理費、消費経済効果の積算見込み、改めてお聞きしたいと思っております。

○都市整備課長（平野和紀君）

年間の維持管理につきましては、既存の施設等を参考にいたしまして2,000万円ほど必要と見込んでございます。ただ、昨今の経済状況の変化で燃料費や人件費も高騰しておりますので、計画時よりは増額するのではと思われるかと。

あと、消費経済効果につきましては、これ平成31年3月に中部圏社会経済研究所にお願いし算出をしておりますが、日本福祉大学や附属高校の利用や大会合宿利用等による直接の消費額が9,600万円、経済効果としては2億2,000万円でございますので、よろしくお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

2億2,000万円、もうすばらしい見込みだと思っておりますが、逆に、改めてこの事業を失敗することはできないということを実感いたしました。ちなみに、昨夜も興奮しましたWBCの経済効果というのは566億円だそうです。ぜひ、それに近づけるというわけではないですけれども、頑張ってくださいと思います。

大きなポイントですけれども、最後にお聞きしますが、スポーツを核としたこの事業を推進するに当たり、くどいようですけれども、美浜町には難題も抱えていますが、多くの事業を抱えております。財政的にそれらの事業への影響だとか、例えば住民サービスの低下につながるということはないか、よろしくお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

やはり町内、この限られた予算の中で実行する事業でございますので、全体予算の編成の中でもいろいろ取捨選択をしながら編成していくこととなりますが、スポーツを核としたまちづくりの目的であります町民への健康増進、さらには町内の経済効果等が本事業の目的でありますので、この事業を継続することによって住民サービスの逆に向上につながり、官民一体で取り組む必要があると考えております。よって、もちろん住民サービスの低下にはつながらないような形で事業を進めていきます。

当初ビジョンでも掲げさせていただいたように、「多様な人々が集い、活気あふれる輝く町へ」、この町を目指して、町民が一丸となって、先ほどもありましたワンチームとなって実施をしてまいりますので、ぜひとも、また議員の皆様につきましても御協力をお願いして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

そのとおりです。もう本当に近い将来を見据えて、住民や次世代の人に決して負の財産とならない、お荷物とならないように、しっかりとした確実な維持管理体制を確立していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すぐく時間ありませんが、防犯に移らせていただきます。

近年の町内における被害発生状況というか件数、また、その内容をお聞かせください。

○防災課長（富谷佳成君）

ただいまの森川議員の御質問にございました町内の被害発生件数とその内容としまして、町内で発生した犯罪のうち、多く発生している侵入盗、自動車盗、自転車盗、車上狙いの4種類を対前年比で比較しますと、侵入盗が10件で昨年比2件のマイナス、自転車盗が2件増の22件、自動車盗は昨年と同数の1件、車上狙いも昨年と同数の10件が発生しております。なお、愛知県全体では、単年度比でございますが、いずれの犯罪も昨年と比較して大幅に増加している傾向でございます。

○3番（森川元晴君）

県では増加しておるといようなお答えでありましたが、災害と同じですが、例えば独り暮らしのお年寄りや災害弱者と言われるような人に対して、日頃からの見守りとか周知というのはどのように行われていますか。

○防災課長（富谷佳成君）

独り暮らしのお年寄りに対しての日頃からの見守り、周知はどのように行われているかという御質問でございますが、70歳以上の独居の方を対象に、見守りの必要があるかを確認させていただいた上で、必要があると回答

された方を対象に民生委員・児童委員さんの方々に見守りを行っていただいております。訪問の際には、防犯対策に限らず、必要な情報の提供に努めていただいているとのことでございます。

また、防犯関係において、独り暮らしのお年寄りに限定した広報は行ってございませんが、全町民を対象に、町広報紙に年4回防犯に関する特集記事を掲載するほか、夏季の安全なまちづくり県民運動期間においてポスター掲示等の啓発を行っております。

○3番（森川元晴君）

分かりました。

防犯設備に移りますが、個人への補助金は対象がないのかなというふうには受け止めておりますが、現在までの行政区から要望された防犯カメラの設置台数、また、公共施設や学校ですね。行政が単独で設置している台数が分かれば教えていただきたいと思っております。

○防災課長（富谷佳成君）

行政区での補助として設置されたカメラの台数なのですが、行政区において防犯意識が高まってきたことは町としても感じておりまして、何らかのお手伝いができるかなということで、平成30年4月1日に美浜町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を制定し、防犯カメラの設置が必要な事業のうち、補助対象事業の2分の1に相当する額で10万円を上限に補助しておりますが、現在のところ、実績としては行政区からの要請はゼロ件となっておりますが、今後も引き続き、区長会などで啓発に努めてまいります。

また、公共施設に設置された防犯カメラの台数でございますが、設置された施設の詳細につきまして、セキュリティの都合上、公表はいたしかねますけれども、公共の施設としましては25台、あと本町の所管する駐車場に4台、また公共空間を撮影しているものが1台あることを把握しております。

○3番（森川元晴君）

行政区から要望されている台数がゼロ件ということでもあります。ぜひ、やはり行政区というのは各地区の本当の中心の場所でありますので、しっかりとこの辺も防犯体制を強めていただきたい、啓発していただきたいと思っております。

やはり犯罪者が一番嫌がるのは目と音だと思っております。しっかり、防犯カメラ等も設備でありますが高価なものでありますのでなかなか設置は難しいと思っておりますが、ポイント、ポイント、最近、これは窃盗事件ではありませんが、学校に侵入して生徒を襲うというような事件も発生しております。やはりしっかり学校や子供たちが集まるようなところにはそういう設置をしていただきたいなと思っております。

ちょっと走ってしまいましたが、財政厳しい中ではあります、先ほど町長が言われました、やはり住民が主役であります。住民のためのサービス等、しっかりと予算等も含めて努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席にお戻りください。

〔3番 森川元晴君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで、再び換気のための休憩を取ります。再開を11時15分といたします。

〔午前10時58分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 杉浦剛議員の質問を許可いたします。杉浦剛議員、質問してください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

○5番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。いよいよ3月議会一般質問の最後となります。そして、私ごとでありますけれども、約20年間、5期にわたり議員を務めさせていただきました。本当に多くの支持者の方や町の職員の方、同僚の議員の方に支えられ、お世話になってまいりましたけれども、そういう意味でも最後の質問とさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、壇上で一般質問させていただきます。

小中一貫校の候補地選定について。

令和4年度の美浜町の出生数も昨年同様に100人を切りそうであり、少子高齢化は予想外の早さです。これまでの各学校区の小学校の校舎の老朽化や維持費等、また教育の充実を考え、小中一貫校への移行は避けて通れません。再編計画では、令和10年度の開校を目指し、令和5年度には候補地の選定となっております。

そこで、以下についてお聞きいたします。

（1）候補地の選定基準は。

令和5年度中に決定すると計画書にあります。その際の選定基準などをお聞かせください。

（2）建設・運営資金計画は。

建設には多大な経費が必要です。校舎建設のほか、用地買収費、備品購入費等々、国からの補助金もあるとは思いますが、我が町の教育関係の基金は約1億5,000万円くらいしかありません。今後の建設・運営資金の計画を伺います。

（3）各地でのワークショップの経過は。

小中一貫校に向けワークショップを行って、各地の御意見をお聞きしていると思いますが、そこで出された課題や問題点など、経過をお伺いします。

大きな2番目です。学校給食における今後の地元有機無農薬野菜の利用計画は。

さきの議会で、学校給食に地元の有機無農薬野菜の食材利用をとの提案には、様々な課題を検討、クリアしていただき実現され、マスコミにも話題となりました。隣町の南知多町、武豊町でも取り上げられるようになり、今後がとても楽しみです。

そこで、その利用実績と今後の方向性及び計画についてお聞かせください。

大きな3番目です。最近起こったトルコの大地震による大災害は人ごとではありません。東海・東南海地震も警鐘されて久しいですが、怠ることなく備えていきたいと思えます。

そこで、東海・東南海地震に対し、防災課の指導の下、各区の自主防災会も懸命に取り組んでいただいております。過日の布土地区で行われた講習会では、隣組長さんはじめ多数の参加者が熱心に聞いておられました。

そこで、以下についてお聞きしたいと思います。

（1）その際話された個別避難計画とは。

かねてより懸案事項であった要支援者救助の個別避難計画について、もう少し詳しくお聞かせください。

（2）地域独自の自主防災マップとは。

防災課による講習会では、令和4年2月に上野間地区自主防災会が作成した新しいマップを参考に説明があり

ました。説明の中で、ぜひ住民の皆様が自分の住むところの危険性を知ってもらえるべく、このようなマップを各
区で作ってくださるとのことでしたが、今までの防災マップとの違いについて御説明願います。

(3) 新しい防災マップの作成は。

各地区の防災マップは過去に何回か発行されていますが、行政において新たに更新した区単位での防災マップ
を発行する予定はありませんか。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、小中一貫校の候補地選定についての御質問の2点目及び3点目を教育部長から答弁し、それ以外の
質問につきまして答弁を申し上げます。よろしく願いいたします。

初めに、小中一貫校の候補地選定についての御質問の1点目、候補地の選定基準はについてでございますが、
主立ったものとしまして、1、まとまった土地の確保の実現性、2番に交通アクセスの利便性、3番に防災面、
地歴等を考慮した安全性、4番が土地利用法規制解除と手続の有無などが上げられます。また、それ以外にも、
場所によっては用地造成工事や排水等関連工事に関わるコスト面及び工期面などもあります。

いずれにいたしましても、美浜町総合計画における土地利用計画や都市計画マスタープランなどの上位計画と
の整合性も勘案し、総合的に判断したいと考えております。

次に、学校給食における今後の地元有機無農薬野菜の利用計画についてでございますが、学校給食での地元有
機無農薬野菜の利用につきましては、今年度、10月、それから12月及び1月に計7回使用しております。また保
育所においても、6月と12月及び2月に、計4回使用しております。今後につきましても、衛生管理上、泥つき
野菜の持込み制限、安定した供給と品質管理、食材の物価高騰状況など課題もたくさんありますが、食育や地産
地消、地元農家支援の観点からも、引き続き使用していきたいと考えております。

次に、地震防災についての御質問の1点目、個別避難計画とはについてでございますが、災害時に自ら避難す
ることが困難な高齢者や障害をお持ちの方等の避難行動要支援者に対し、誰が支援するのか、どの経路でどこに
避難するのか、避難するときにはどのような配慮が必要かなどを要支援者と支援者の両者が合意の上、あらかじ
め定められた様式に記載したものを個別避難計画と呼んでおります。

次に、御質問の2点目、地域独自の自主防災マップとはについてでございますが、地域住民が自分たちの足で
まち歩きを行い、住民の目線で危険箇所やより安全な避難経路を確認し、参加者の合意に基づき地図に落とした
もので、作成に関わった参加者をはじめ地域住民の思い入れのあるマップとなっております。

次に、御質問の3点目です。新しい防災マップの作成はについてでございますが、現在、平成29年度版の防災
マップに基づき、御自身の自宅周辺のほか、通勤通学経路などにおける土砂災害警戒区域や、津波浸水が予測さ
れる区域などを確認していただき、発災時の対応等を考慮いただいているところでありますが、県の被害想定
の見直しのほか、新たな浸水予想などを反映させた新しい防災マップを令和4年度版として、広報みはま令和5年
4月号と併せて全世帯に配布する予定をしております。

なお、この令和4年度版の防災マップに当たりましては、既に町ホームページにてデータを掲載し、都市計画
マップと重ねて表示させられることから、自宅の住所地番から各種ハザードの有無を検索できる機能を持たせて

おりますので、よろしく願いをいたします。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、小中一貫校の候補地選定についての御質問の2点目、建設・運営資金計画はについてでございますが、現時点におきましては、建設場所が決定していない中において用地購入費や建築費などに係る具体的な費用は申し上げられませんが、学校建設に係る国の補助金等について、例えば文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担金、学校施設環境改善交付金のほか、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や林野庁の林業・木材産業成長化促進対策交付金などの補助金がありますので、他市町の事例を含め、今後も情報収集と調査研究を進めてまいります。

また、学校跡地を有効活用し、民間企業等への売却、貸出し等、町の歳出を抑えつつ、小中一貫校の建設財源を捻出できるよう検討していきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、各地でのワークショップの経過はについてでございますが、学校再編ワークショップについては、昨年10月から毎月開催しており、今年の1月まで全4回が行われました。参加者については、各学区の代表区長、各小学校の保護者、各保育所の保護者など全地区合わせて約30名、合計で延べ125名に参加いただき、小中一貫校整備基本構想策定に向けた意見、アイデアを議論いただきました。

ワークショップの進行役は、飛島村小中一貫校や瀬戸市の小中一貫校にじの丘学園の計画策定にも関わってこられた名古屋市立大学の鈴木教授にお願いし、意見をまとめていただきました。

参加者の皆さんからは、本町の新たな教育や新しい学校建設に向けての夢や希望あふれる前向きな意見が多く出されました。また、その後のアンケートでは、子供たちの意見を聞いてみたいという声が大変多かったように見受けられました。

このワークショップでの意見、アイデア、問題点、課題などをしっかり整理し、今後の基本構想策定に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田 貴次君）

再質問はありますか。

○5番（杉浦 剛君）

それでは、壇上で冒頭に述べました我が町の少子高齢化の実態ですね。こういったことが背景にあって小中一貫校という問題も浮き上がってきたようにも思います。まず、その実態を、今年はまだ最後まで行っておりませんけれども、少しお知らせ願えますか。

○学校教育課長（近藤 淳広君）

冒頭、杉浦議員から令和4年度の美浜町の出生数も昨年同様に100人を切りそうであるということで述べられておりますので、ここ最近3年間の出生数の推移等について述べさせていただきます。

出生数については、これまで大体100、少なくとも120人ぐらいを推移しておったのですが、コロナ禍に入りまして一昨年、令和2年度は94人、昨年度、令和3年度は95人、今年度でございます令和4年度、これは2月末までの出生数ですが、調べましたところ65人でした。

なお、参考までに、現在、今月卒業を迎えようとしている小学校6年生の人数は、町内で150名でございます。河和小学校だけを見ると75名でした。

○5番（杉浦 剛君）

本当に驚くべき数字が発表されまして、どこの町のことかと思えますけれども、本当に我が町の実態が今説明されました。こういったことを受けて、まさに令和10年度の開校は待たなしではなからうかということであり、まして今年中に候補地選定を行うわけですけれども、いろいろな基準が示されました。もっともなことだと思います。

その中で、上位計画の美浜町総合計画または都市計画マスタープランにのっとった整合性を考えていきたいというお話でしたが、そういったものは具体的にどういうことなのか、お聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

選定基準について先ほど町長から述べさせていただいたとおりでございますが、ただいま御質問がありました上位計画、具体的には第5次美浜町総合計画、それから都市計画マスタープラン等でございますが、例えば第5次美浜町総合計画には土地利用計画というのがございます。また、都市計画道路東部線や、西部線など、そういった整備計画など、まちづくりにおける個別の計画というのがございますので、そういった計画との整合性も踏まえて総合的に判断してまいりたいと考えております。

○5番（杉浦 剛君）

そういう中で、令和5年度というともう4月から始まりますけれども、現在話せる範囲で結構でございますけれども、何か所ぐらい候補地選定で検討されていますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

候補地についてでございます。これは私ども、保護者の皆さんとの説明会、それから全4回にわたるワークショップ、これまでもやってきましたが、やはり最大の課題が場所についてでございます。それを決めないと通学の手段も方法も分かりませんので、そういったことが最大の課題でございますし、一番大事なことだと思っております。

候補地についてでございますが、現在、既存の学校施設の活用も含めまして、土地の利用規制、それから関係法令など丁寧に調査をしまして、総合的見地から複数の候補地について検討しております。

おおよその場所についてでございますが、これまでも述べさせていただいておりますが、大きく3つのエリアを想定しております。一つは町の中央部エリア、それからもう一つは、これまでも美浜町の新たな教育の特色として大学連携の充実というのも掲げておりますので、やや西側に寄ったエリアでございます。3つ目、これは人口の中心、集中エリアがやや東に寄ったエリアでございますので、やや東に寄った、大きく分けて3つのエリア、その中からさらに具体的な複数の候補地、3つのエリアで3か所ということではなくて、さらに具体的な候補地、ある程度、選定基準にもありましたようにまとまった土地が必要でございますので、さらに3つのエリアの中から複数の候補地について具体的に調査研究をしているところでございます。

○5番（杉浦 剛君）

よく分かりました。この選定については、本当にいろいろな形で、課長も最大の課題だと言っておりましたけれども、もめるもとでもあります。十分にこういったことは慎重に検討していただきたいと思います。

ここまでしかお答えできないということはおよく分かりますので、次に移ります。

そして、この建設・運営資金のことなわけですけれども、美浜町は、先ほどの答弁から町長もお金がない金がないということは十分言っておりますので、よく分かります。そして、昨日、丸田議員からの質問があった水道のことで、令和10年までに11億円も布設替えの工事がかかるとか、運動公園の管理運営にもこれから随分かかっていくということもあります。そういう中で、大きな課題の一つである小中一貫校の建設・運営資金ということは、やっぱりすごく皆さん関心を持ってみえます。

その中で、先ほどのお答えの中で、文科省とか環境省とか林野庁の補助金を十分活用していきたいということでしたが、具体的にどのような条件でどのようなものを造るとそういうものが活用できるのかどうか、具体的にお答えください。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、補助金等、交付金の概要につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

まず、公立学校施設整備費国庫負担金、こちらは文部科学省所管の負担金となります。こちらにつきましては、公立の小学校、中学校等を新築または増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによって学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保するものということになっておりまして、学校を新築する際に一般的に活用される補助金となっております。

次に、学校施設環境改善交付金、こちらも文部科学省の所管になるのですが、こちらは、地方公共団体が学校施設を整備するに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として交付するものとなっております、例えば防災機能の強化事業ですとか学校給食施設整備事業、太陽光発電等設置事業等々、簡単に言いますと事業ごとに算出した配分額が予算の範囲内で交付されるものというふうな定義となっております。

あと、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、こちらは環境省所管の補助金でございます。こちらは、太陽光発電などの自然エネルギーの利用等高効率設備の導入により省エネを進めることで、快適な室内環境を実現しながら、エネルギー収支ゼロを目指した建物に対して負担される補助金でございます。

もう一つ、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金、こちらは林野庁の所管なのですが、こちらにつきましては、県産の木材等のいわゆる地域材を活用した公共建築物の整備を支援する交付金というものになっております。

今申し上げました補助金等は、県内市町の先進地の例を参考にしたものでございます。

いずれにいたしましても、この建設財源につきましては、先ほどから議員もおっしゃられたように、本町の置かれている財政状況に鑑みまして、学校建設ということではいわゆる所管省庁である文部科学省からの補助金、交付金だけでなく、先ほど申し上げました環境省ですとか林野庁をはじめとする国や県等のあらゆる補助金、交付金等を活用して、町の負担が少しでも軽減できるよう、情報収集、調査研究をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（杉浦 剛君）

よく分かりました。

我々文教厚生委員会も、昨年、瀬戸のにじの丘学園、教育長さんも一緒に行っていただきましたけれども、とても立派な木材校舎で、あんな大きなスペースを、中はエアコンが十分効いておりまして、快適な環境の中で生徒が学んでいました。まずそれが、多分、今、部長が言われたような、きっと十分なゼロエネルギーみたいなものも活用しているのだと思うのですけれども、ぜひ、自分のところで使う電気代ぐらいは太陽光を載せたり、あと、前の教育長が盛んに言っていました県内産の木材を使って木造校舎を建てて子供に学ばせたいんだという夢も語ってみえましたがけれども、そういったことを活用してぜひやっていただきたいと思います。

また、先ほど町長も言いましたように、マグネデザインが南部小学校へ来ていただきまして、学校跡地の有効利用、これ、もう全国の小中学校の統廃合では全く困った問題ですけれども、こういったことに道筋がついたかと思えます。いろいろと話をお聞きしますと、関連会社が50社ほどあって、これからそういった会社を呼び込んで美浜の小中学校の跡地にも使いたいというお話もちょっと聞きました。ぜひ、こういったことを民間企業の誘致等々を巻き込んだ形で財源を捻出していただいて、これから立派な学校を造っていただきたいなと思っております。

ます。

それでは、3番目のワークショップの件ですが、これは昨日、同僚議員が聞いたことと重複すると思いますけれども、再度、どのように進めていくのかをお伝え願いたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

ワークショップにつきましては、いろいろな行政計画ですとか行政の一方的な説明ではなくて、住民の皆さんと席を同じテーブルに着いていろいろな議論をする、また、区長さんとか保護者の皆さんとか世代を超えた方が同じテーブルで議論するというので、よく行政計画の策定に使われる手法でございます。

これからワークショップ、どうやっていくかという今後の予定についてでございます。

初めて学校再編のワークショップを昨年10月から4か月連続で開催させていただきました。これで終わりではありません。新年度もワークショップを予定しております。また、候補地の選定については令和5年度の一番大事なことだと私たち思っていますので、候補地の選定、それから学校再編の整備の基本構想の策定、それから各地域に私たちが出向いて住民説明会の開催、これらを令和5年度、3つの学校再編に関する大きな事業と私たちは捉えておりますので、その中で基本構想を策定する中で、また新たなステージ、ワンステップ上げたワークショップの開催も考えていきたいと思っています。

なお、学校再編の検討委員会も、これも区長さんですとか保護者の代表、また校長先生とか教育委員の皆さんに入っていた10名ぐらいで組織する検討委員会がございますので、引き続き、こちらでも議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○5番（杉浦 剛君）

ぜひ十分な住民の御理解と協力を得られるように、引き続き頑張ってくださいと思います。

それでは、次に学校給食のことの再質問に移らせていただきます。

学校給食は、最初、答弁にもありましたけれども、本当に結構厳しい衛生管理上のハードルが幾つかあります。そういったことを給食所長さんの山下さんはじめ多くの職員の方々も一緒に考えていただきまして、こうやって実現できたことは、もう私にとっては感慨無量です。本当にここで改めてお礼を申し上げたいと思います。

そしてまた、引き続きこういったことを、町長の答弁でもありましたけれども、使用していきたいとのありがたいお言葉をいただきましたので、生産者の人たちも気を引き締めて、これからそういった先々の希望をいただいたのではないかなと思っています。

また、私は、こういった流れを費やすことなく、ぜひお米にも続けていきたいなと、つなげていきたいなと思っています。といいますのは、本当に今、お米産業、大変な状況です。そういった一次産業の中でも一番大きな面積を持っている産業が、ぜひ地元のこういう大きな消費、1,600食を200日ですか、ずっと毎日200日、1,600食を消費していく大きな消費地である我が町の給食に使っていただけたらなという大きな夢を抱いております。

そこで、今現在のお米についての取組状況をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校給食でのお米の利用についてでございます。

これは、いわゆるおかずというのは副食で、御飯を含めてパンとか麺は主食と言われています。主食は大きく分けて御飯とパンと麺です。大体、今現在の給食の割合的には、月に2回パンを使っています。また、麺も月に2回ぐらい、あとは全部御飯を使っています。私たちの子供の頃は結構パンが多かったのですが、現在、お米をかなり使っている学校給食でございます。

やはり学校給食は安全・安心ということで、ある程度の品質管理と、ある程度の一定の量、それから小学校で

250円、中学校で290円というコストの面も配慮しなければなりません。

学校給食で使用させていただいている主食のお米でございますが、愛知県の学校給食会というのがございまして、これで県内市町村が共同購入、したがいまして、給食センターでお米を買って炊飯しているわけではなくて、本町を含む県内の市町村で生産されたお米を共同購入して利用しているのが現状でございますので、よろしくお願いたします。

○5番（杉浦 剛君）

私、お米の使用に対していろいろな打合せをして、どうしたらということ聞いておりましたけれども、なかなか難しいということがよく分かりました。まず、共同で炊飯したものを持ってくるという段階で、なかなかやっぱりこの給食センターでは、まずそのハードルが無理なのかなということを思いましたので、各地域の小規模の保育園にそういうセンターがあって炊飯できますから、そういうところから使えないかなとも思うのですね。そこには業者が入ってまして、その業者さんを通してでもいいですから、地元のそういったものを使えないかなと思うのですが、下村課長、お願いします。ちょっと御指名です。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいまの杉浦議員の保育所でも利用できないかというお話なのですけれども、先ほど学校教育課長が答弁した中身と私ども一部違いますのが、私どもに関しては、基本的に賄い材料は町内の業者さんを利用しております。お米に関しても町内の米穀店さんを2つ利用させていただいております、1か所はいわゆるJAさんになるものですから、納品書等を確認していると、やはり愛知県産ということで表記されて納入していただいております。もう一か所につきましては、確認させていただいたところ知多半島産のお米を使っているということで確認しております。

できるだけ町内の生産者の方も活用していけるのか、米穀店さんと調整、確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○5番（杉浦 剛君）

まだまだ打合せが必要かと思いますが、ぜひその流れの道をつくっていききたいと思います。

それでは、次の避難計画のことについて再質問させていただきます。

私、最初に懸案事項だったということを言いましたけれども、これは本当になかなか個人情報の壁があって、マッチングが難しいというのがすごく今までの課題だったかなと思います。10年ほど前に半田の新美南吉さんが育ったところの半田の自主防災会に、そこは当時、総務大臣賞を受けられた物すごいモデル地区だったのです。そこに委員会で視察に行ったときに、もう既にこういうマッチングモデルをそこからお聞きして、何とか美浜町にもそういった要支援者の人と本当にマッチングできて、いざというときに助けることはできないかなと思ったのですけれども、なかなかできなかった。それが今回、こういうモデル事業に採択されたということをお聞きしましたので、簡単に課長さん、このモデル事業の内容を説明していただけませんか。

○防災課長（富谷佳成君）

ただいま御質問いただきました美浜町が個別避難計画モデル事業に採択されたということで、この内容なのですけれども、令和3年度に災害対策基本法が改正されたことにより、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受けまして、この計画を作成するに当たり、様々な困難がある中で効果的、効率的に作成するために、この事業に採択された自治体間で課題とこれに対する解決策を共有し、ノウハウを蓄積するとして、大学教授等の委員からアドバイスいただきながら、福祉関係事業者や自主防災会などと会議に係る経費や計画を作成していただいた団体に対する委託費など、内閣府の事業による助成を頂き事業を進めているところです。

このモデル事業の対象期間内に個別避難計画を作成された団体におかれましては、1件当たり5,000円の委託費を内閣府の委託事業者からお支払いしていただき、この期間を経過した後に作成された団体におかれましては、町費より1件3,000円をお支払いさせていただくこととしております。

○5番（杉浦 剛君）

このモデル事業は今月の14日が第1次期限だということもお聞きしております。それまで5,000円を1件当たり払われるということで、これはまさに呼び水の助成金だと思うのですが、既にもう間近ですが、どのくらいこういう申請がありますか。

○防災課長（富谷佳成君）

個別避難計画の作成につきまして、要支援者名簿対象者が今現在、美浜町には824名御提出いただいております。既に3月1日現在で64件いただいております。この年度末、この期限までをもって一応120件出させていただくように見込んでおまして、これに対して助成を行ってまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○5番（杉浦 剛君）

そうすると、5分の1ぐらいの人には出していただきたいということで今働きかけを各係でやってみえると思うのですが、私、この計画を聞いたのも布土区でなされた自主防災会の訓練のところでした。区長会にはもう既にそういった形で発信されて、やっているということも聞いたのですが、なかなかやっぱりこういう大事なことも、そこから本当に具体的にマッチングに結びつけるということが難しいのかなと思いますけれども、本当にこれ大事なことです。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

そして、上野間地区、小野浦地区でなされた自主防災会の独自マップのことなのですが、これ拝見しました。ここの手元にもありますけれども、本当に各住民、参加された方が独自の視点でなされています。具体的に言いますと、僕が感心したのは、小型ポンプ車ですら容易になかなか入れないような道がありますよ、ここに行くにはこういうルートがいいのですよとか、もう具体的に書いてあるのですよね。コンクリートブロックがここは壊れるよとか、屋根が飛ぶよ、危ないよと。これはやっぱり、各地区の住民が自分たちの足で見なければ分からないことだと思うのですよね。ぜひ、こういった住民意識を高めるために、引き続きこういう自主防災マップを呼びかけてほしいなと思います。

それから、最後のことです。

今年の4月に改定された防災マップが出るそうです。これは、町長の答えにもありましたように、いろいろな形で自分のところから検索できる、うちのところは安心なのかということもできるということを知りましたけれども、お年寄りにはなかなかそういうことはできないのですね、私も含めて。なかなかできないので、ぜひ、見える化ということも知りました。こういった本当に分かりやすい見える化マップができて各地区に配布されるということは、本当にすごいことだな、いいことだなと思っていますので、こういったことも随時頑張ってくださいと思います。

東海・東南海地震は、30年以内に七、八十%の確率でマグニチュード8から9という大激震が起こるという想定地震であります。本当に日頃からいざというときに備えて、また引き続き美浜町の皆さん全員が気を引き締めてこういったことに取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、杉浦剛議員の質問を終わります。杉浦剛議員は自席にお戻りください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、3月11日から3月13日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、3月11日から3月13日までの3日間を休会することに決定いたしました。

来る3月14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前11時58分 散会〕

令和5年3月14日（火曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和 5 年 3 月 14 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 3 号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 3 年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について
- 日程第 3 議案第 4 号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第 4 議案第 5 号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 12 議案第 13 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 4 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 4 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 4 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 4 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 5 年度美浜町一般会計予算
- 議案第 19 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 5 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計予算
- 日程第 18 発議第 1 号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 発議第 2 号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 3 号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

2 番	鈴木 美代子 君	3 番	森川 元晴 君
4 番	石田 秀夫 君	5 番	杉浦 剛 君

6番 廣澤 毅 君
8番 中須賀 敬 君
10番 荒井 勝彦 君
12番 横田 全博 君
14番 丸田 博雅 君

7番 大 寄 暁 美 君
9番 横 田 貴 次 君
11番 大 岩 靖 君
13番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（1名）

1番 山 本 辰 見 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 伊 藤 守 君
産業建設部長 宮 原 佳 伸 君
総務課長 中 村 裕 之 君
企画課長 戸 田 典 博 君
税務課長 小 島 康 資 君
福祉課長 三 枝 美 代 子 君
環境課長 谷 川 雅 啓 君
建設課長 茶 谷 昇 司 君
水道課長 竹 内 健 治 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君
厚生部長 高 橋 ふじ美 君
教育部長 夏 目 勉 君
秘書課長 大 松 知 彰 君
防災課長 富 谷 佳 成 君
住民課長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て課 下 村 充 功 君
産業課長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 平 野 和 紀 君
会計管理者 宮 崎 典 人 君
生涯学習課長 山 本 圭 介 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富 谷 佳 宏 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回美浜町議会定例会4日目の日程を迎えました。

先週土曜日、日曜日ですけれども、春の文協まつりが4年ぶりに開催されました。コロナの影響というものの、4年経過すると、どのようなことをやっていたかというのも、記憶をたどりながらの参加になりましたが、大変印象に残ったのが、美浜町の文化協会の山本和久会長が、ずっと舞台の前でお座りになって皆さんが披露されている演技を見ていた姿が大変印象に残っております。小さな子供たちから御年配世代の皆さんが1か所に相集い、御自分たちの活動を披露する場というのが、やはり大切なことなんだということを改めて感じました。コロナでいろいろな制限がある中ではありますけれども、常日頃、通常の日常では感じ得ないものが、今から一つずつ大切なものが見えてくるのかなという感想を持ちました。

コロナの影響もだんだんと和らいできたなど感じるところでございますが、マスクの着用の考え方について皆様にお知らせいたします。

国は3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本として発表されました。この件について、さきの議会運営委員会でも協議してまいりましたが、美浜町議会としましては、3月13日以降であっても、感染対策上の理由によりマスクの着用を求めることは許容されることから、これまでどおりマスクの着用をお願いしていくことと結論づけました。したがって、美浜町議会では、引き続きマスクの着用をお願いし、議場内におきましては、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭、お伝えさせていただきます。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、1番 山本辰見議員から欠席届が提出され、これを受理いたしましたので御報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横田貴次君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例について

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第5号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例について

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第5号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第9、議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第10、議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第12号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（横田貴次君）

日程第11、議案第12号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）

○議長（横田貴次君）

日程第12、議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（横田貴次君）

日程第13、議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（横田貴次君）

日程第14、議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

日程第15、議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）

○議長（横田貴次君）

日程第16、議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算から

議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（横田貴次君）

日程第17、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算から議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

令和5年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員の皆様をお願いいたします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、その点御注意ください。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和5年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度といたしますので、御了承ください。

最初に、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は、各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。野田増男議員。

○13番（野田増男君）

1つお伺いいたします。9款消防費、1項消防費の2目非常備消防費の中で、工事請負費220万円があるのですけれども、これの消防団詰所等取壊し撤去について、どこの詰所をするのかを伺いたいと思って。また、あとその跡地はどうするのかをちょっと伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○防災課長（富谷佳成君）

令和5年度予算において取壊しを予定しておりますのは、河和南部分団古布班の詰所を取り壊すことを予定しております。跡地につきましては、砕石舗装にしまして、付近の方がごみを捨てに来る際の駐車場にされるということで、古布区から要請いただいています。

○議長（横田貴次君）

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

以上、7件の令和5年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第18 発議第1号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてから

発議第3号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第18、発議第1号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてから発議第3号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明をお願いいたします。

〔11番 大岩靖君 登壇〕

○11番（大岩 靖君）

それでは、発議第1号から発議第3号について、提案理由を説明させていただきます。

初めに、発議第1号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について。

美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月14日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 大岩靖。提出者は、美浜町議会議員 森川元晴、同じく、中須賀敬、野田増男、鈴木美代子でございます。

続きまして、提案理由でございますが、議員の責務及び議会への住民の信頼の確保を鑑み、美浜町議員が長期にわたって議会活動及び議員活動ができなくなった場合並びに議員の責務及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、特例を定める必要があるためであります。

また、条例の構成内容ですが、本条例は、第1条から第15条及び附則で構成されています。第1条ではこの条例の趣旨について、第2条では用語の定義について、第3条では届出について、第4条では議員報酬の減額について、第5条では期末手当の減額について、第6条では適用除外について、第7条では議員報酬の一時差止処分について、第8条では期末手当の一時差止処分について、第9条では一時差止されていた議員報酬及び期末手当の支給について、第10条では議員報酬の不支給について、第11条では期末手当の不支給について、第12条では日割計算について、第13条では減額、一時差止及び不支給の効力について、第14条では疑義の決定について、第15条では委任について、それぞれ規定しております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、発議第2号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月14日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 大岩靖。提出者は、美浜町議会議員 森川元晴、同じく、中須賀敬、野田増男、鈴木美代子でございます。

続きまして、提案理由でございますが、美浜町議会議員の定数を定める条例が令和4年9月の定例会において改正されたことに伴い、常任委員会の定数を改正するため、本条例の一部を改正する必要があるためであります。

また、改正の内容につきましては、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会のそれぞれの定数を7人ずつから6人ずつにするものでございます。

なお、施行日につきましては、選挙後の美浜町議会議員の任期が始まる令和5年4月30日とするものでございます。

次に、発議第3号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月14日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 大岩靖。提出者は、美浜町議会議員 森川元晴、同じく、中須賀敬、野田増男、鈴木美代子でございます。

続きまして、提案理由でございますが、美浜町議会議員の定数を定める条例が令和4年9月の定例会において改正されたことに伴い、地方自治法第112条の規定により議員が議案を提出するに当たり、議員定数の12分の1以上の賛成を有すること、及び、地方自治法第115条の3の規定により議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員定数の12分の1以上の者の発議によらなければならないため、また、出席停止の期間については、知多郡4町の状況を鑑み、本規則の一部を改正するものであります。

また、改正の内容につきましては、第13条第1項において「法第112条の規定によるものを除くほか、議員は1人でも議案を提出することができる。」に、第16条第1項においては「法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、議員は1人でも発議し、会議の議題とすることができる。」に、第113条出席停止の期間については、7日を超えることができないものにそれぞれ改正するものであります。

施行日につきましては、選挙後の美浜町議会議員の任期が始まる令和5年4月30日とするものでございます。

最後に、これらの3議案に当たっては、議会運営委員会で十分に協議をして合意に至ったもので、全会派の賛同を得て議会運営委員会委員による提出となりましたことを申し添えさせていただきます。

以上、慎重な審議をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

初めに、発議第1号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第3号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月15日から3月21日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、3月15日から3月21日までの7日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月22日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前9時31分 散会〕

令和5年3月22日（水曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第5号）

令和 5 年 3 月 22 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 4 号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例について
議案第 5 号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例について
議案第 6 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 8 号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 12 号 町道路線の廃止及び認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 4 議案第 13 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算（第 10 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 5 議案第 14 号 令和 4 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 15 号 令和 4 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 6 議案第 16 号 令和 4 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 17 号 令和 4 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第 3 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 7 議案第 18 号 令和 5 年度美浜町一般会計予算
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 8 議案第 19 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
議案第 20 号 令和 5 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 21 号 令和 5 年度美浜町介護保険特別会計予算
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 9 議案第 22 号 令和 5 年度美浜町土地取得特別会計予算
議案第 23 号 令和 5 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
議案第 24 号 令和 5 年度美浜町水道事業会計予算
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 10 発議第 4 号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

追加日程第1 議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

日程第11から日程第12までの各事件

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	中村裕之君	秘書課長	大松知彰君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	谷川雅啓君	産業課長	三枝利博君
建設課長	茶谷昇司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	宮崎典人君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	富谷佳宏君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

全員の議員の皆さんがおそろいになって、議会の最終日を迎えられることができました。山本辰見議員、お帰りなさいませ。

月曜日、小学校の卒業式が無事に挙行されまして、大変天気もよろしく、皆さんもコロナ禍ではありますけれ

ども、元気に卒業をされる姿を見ました。また昨日は、今皆さんも気になっているWBCの準決勝も行われまして、本当に最後の逆転劇を見ていると、我が町に置き換えたときに、この運動公園を起爆剤として、逆転のツーベースヒットを我が町も打てるのではないかな、どんなことをしていても、常にこの美浜町のまちづくりが気になる日々を過ごしてまいりました。

議員の皆様も、4年任期の最後の議会最終日となりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

さて、マスク着用の考え方について、国は3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としています。

しかしながら、3月13日以降であっても、感染対策上の理由によりマスクの着用を求めることは許容されることから、美浜町議会としましては、引き続きマスクの着用をお願いし、議場内におきましては、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、冒頭、お伝えさせていただきます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから

議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてまで4件一括

○議長（横田貴次君）

日程第1、議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

以上4件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

それでは、御報告を申し上げます。

総務産業常任委員会は、去る3月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名の出席、欠席1名の下に、説明員として副町長をはじめ各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてまでの4議案につきまして、審査、採決の結果、4議案とも全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告を申し上げます。

議案第4号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてにおいて、開示決定等の期間について、新旧対照表では15日から14日と1日短くなっている理由はとの質疑があり、「起算して」という言葉の有無により、

1 日新条例のほうが少ないが、法律上の表現の修正であり、意味合いは同じであるとの答弁がありました。

また、議案第 6 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、消防団団員の年額報酬について 2 万 4,400 円から 3 万 6,500 円へ増額しているが、その上昇率の根拠はとの質疑があり、消防庁から消防団員の報酬の基準が示されており、団員について、この基準に基づき 3 万 6,500 円としたとの答弁がありました。

議案第 5 号及び第 7 号については、質疑はありませんでした。

なお、4 議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第 4 号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第 4 号 美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第 5 号 美浜町情報公開・個人情報保護審査会条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてから

議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまで4件一括

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件

を一括議題といたします。

以上4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席、欠席1名の下に、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議案となりました議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてまでの4議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例及び美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第12号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第12号 町道路線の廃止及び認定については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 町道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

歳出において、6款畜産振興事業の畜産クラスター事業補助金について、こうした事業の申請はまず県に行くと思われるが、決定に至るまでの町の関わりはどうなっているのか。また、施設が完成した場合、管理運営について町は関与するののかとの質疑があり、畜産クラスターとは、地域の関係事業者が連携して高収益の畜産を実現する体制を整備する事業で、補助金は国から美浜南部養鶏クラスター協議会に支払われるが、町及び県の会計を通じて交付されるとの答弁がありました。

また、同事業においては縦型発酵機を入れるということであるが、通常、脱臭装置も導入するが、今回の事業ではどうかとの質疑もあり、脱臭装置は設置する計画であるとの答弁がありました。

歳入において、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

歳出において、4款浄化槽整備事業の合併処理浄化槽設置整備事業補助金が減額補正となっているが、現在の合併浄化槽の設置率はどれくらいかとの質疑があり、合併浄化槽の設置率は約60%となっているとの答弁がありました。

歳入においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から
議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）から

議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）まで2件
一括

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）から議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）から議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 令和4年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、防犯対策事業の防犯カメラ設置費補助金について、補助額の概要はとの質疑があり、1団体10万円上限で3台まで申請できる内容とし、2団体を想定して積算したとの答弁がありました。

また、広報事業のホームページデザイン作成委託料について、ホームページのリニューアルという説明であったが、今までとの違いはとの質疑があり、現在のホームページはパソコンでの閲覧を想定し、基本的に横長のレイアウトになっている。最近では閲覧の8割近くがスマートフォンで、縦長ベースでのレイアウトが中心となっていることから、これらに対応するようリニューアルするものとの答弁がありました。

6款農林水産費においては、農業振興事業の地域担い手育成支援事業補助金について、令和4年度は未執行であったと思うが、令和5年度は地域担い手の予定があるということかとの質疑があり、予定の有無というよりも、実際申請があった場合に迅速に対応できるよう予算化している。認定農業者、新規就農者のための施設の導入等に対する補助金で、上限300万円ということで1名分を想定しているとの答弁がありました。

7款商工費においては、観光総務事務の観光客誘致宣伝事業委託料について、毎年計上されているが、令和5年度に新たな取組はあるかとの質疑があり、事業は観光協会へ委託するため、業者企画による新しい取組を提案していきたい。この2年、コロナで思うようにいかなかった分、しっかり実施するとの答弁がありました。

8款土木費においては、都市公園整備事業の運動公園通信設備導入工事について、Wi-Fiの設置との説明を受けたが、その内容はとの質疑があり、陸上競技場には大型電光掲示板を設置しないため、場内において競技結果等をスマートフォンで確認できることを目的として整備する。規模としては陸上競技内を網羅できることを想定しているとの答弁がありました。

9款消費費において、非常備消防事業の消防団詰所新築工事について、説明では奥田分団詰所とのことで、金額的に4,700万円計上されている。野間分団詰所ではここまで高くなかった記憶であるが、金額の内訳はとの質疑があり、仕様としては同じであるが、材料費、人件費等の高騰が大きい。野間分団の詰所は入札額で3,210万円であったものが、今回は予算ベースで4,700万円と1.5倍となっているとの答弁がありました。

また、団員メールシステム使用料について、一般的な町が配信するメールシステムと違うのか、説明をとの質疑があり、県と消防協会が実施しているメールサービスの終了に伴い、新たに団員専用のメールシステムを構築するもの。メールの配信のみならず、団員が出動の有無を回答できるような機能も併せ持つ高機能なシステムを予定しているとの答弁がありました。

災害対策事業においては、防災専門官住宅賃借料について、現在の防災官は町内在住であるが、計上の理由はとの質疑があり、現在の防災官の後任予定者は町外在住者であることから、有事に備え、町内に住んでもらうため計上したものとの答弁がありました。

なお、5款労働費においては、質疑はありませんでした。

次に、歳入について、1款町税の個人町民税について、前年度比2,800万円ほど減額となっているが、その理由はとの質疑があり、個人所有の株の売買での利益によって大きく変動しているのが原因となるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

3款民生費において、保育所運営事業の保育システム利用料について、保育システムとはどのようなものか、また、運用開始の時期はとの質疑があり、主な機能としては、保護者側においてはスマートフォンやパソコンを活用し、園児の欠席連絡ができること、保育所側においては、保護者向けの連絡について個別や一斉に配信できるシステムとなる。登園、降園についてもQRコードを利用して時間を記録していただくことも考えており、より緻密で効果的な管理に役立つ。運用は夏頃開始を予定しているとの答弁がありました。

また、社会福祉事業の高齢一人暮らし世帯地図配信サービス利用料について内容の説明をとの質疑があり、民生委員において70歳以上の高齢者独り暮らしの見守りを実施するに当たり、地図システムを活用している。今回、このシステムを利用するためのパソコンを更新するに当たり、従来のシステムが使えなくなるための更新である。また、民生委員の活動として、避難時要支援者への登録を紹介しており、防災課とも連携して対応していくとの答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、出産・子育て応援交付金事業の扶助費について議案にもあったが、国民健康保険条例の一部を改正する条例にある出産育児一時金とは別のもとの理解すればよいのかとの質疑があり、出産育児一時金とは別のもので、いわゆる国の言う子育て応援交付金10万円の事業となる。母子手帳交付時に5万円、出産時に5万円の計10万円を2回に分けて交付するもの。予算額が550万円ということで55人分と少ないが、国が確保をした予算が9月30日までの半年分で積算している。国が残り半年分も確保したときには、本町も補正予算を計上していくことになるとの答弁がありました。

また、環境美化事業の行政区ごみ拾い協力報償金について、従来のごみゼロに代わる取組としての説明であったが、どのように行うのかとの質疑があり、ごみゼロ運動は全町民を対象に行っていたが、これを改め、行政区に依頼して、区の中での重点地域や、ごみの散乱がひどい場所を選定して、地域での清掃活動を実施していただく方法に変更する。4月の区長会で周知し、各行政区における実施期間は年度内とするとの答弁がありました。

10款教育費においては、事務局費の学校再編検討委員会委員謝礼について、検討委員会の内容と年度替わりで委員は交代するのか説明を、また、学校再編基本構想策定業務はどのように策定していくのかとの質疑があり、学校再編検討委員会については、小中一貫校の建設を目指し、継続して実施していく。委員会については、役職交代がある組織については交代となる。学校再編基本構想策定業務については、学校再編検討委員会の協力を得ながら、新たなワークショップ等により十分な討議を重ねて策定するとの答弁がありました。

また、いじめ不登校対策事業のスーパービジョン会議講師謝礼について、スーパービジョン会議とはどのようなものかとの質疑があり、スクールソーシャルワーカーの育成、支援を目的に行う会議で、月に1回、定期的を実施していくとの答弁がありました。

歳入については、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

次に、賛成討論はありませんか。野田増男議員。

○13番（野田増男君）

議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算に、チャレンジMIHAMAを代表して賛成の立場で討論いたします。

令和5年度予算編成に当たっては、あらゆる分野で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、限られた財源の編成作業には大変苦勞されたことと思います。

齋藤町長は、自然と共生、農福連携、健康づくりなど、本町の特性を生かした施策を推進し、町民の皆様が笑顔で活力に満ち、安心・安全に暮らせるまちにするため、これまで町政運営に当たっておられます。

主な施策については、初めに、運動公園整備事業から申し上げます。

本年度、第三種陸上競技場の本体建設工事が本格的に始まり、来年度は引き続き競技場工事を実施し、新たに公園外構工事及び陸上競技場備品の購入を実施し、令和6年度の供用開始に向け、着実に各事業が進められています。

運動公園整備事業が目指す交流人口の増加、地域経済の活性化、スポーツを核としたまちづくりを進めるため、引き続き当事業を予算化し、推進していく必要があると考えております。

一方、本町の財政は、急激な人口減少、地価の下落、景気の低迷に加え、海外の事情によるエネルギーの価格高騰も加わり、依然として非常に厳しい状況が続いております。

来年度の一般会計予算は総額80億4,900万円と、本年度に比べ4億2,600万円、率にして5.0%の減額となっております。

町税につきましては、人口減少や地価の下落及びコロナ禍の影響により1,714万円、率にして0.6%の減収が見込まれております。

また、町の貯金である財政調整基金からの繰入れは3億8,430万2,000円が計上され、大型事業の推進により厳しい財政状況の中、ふるさと納税の推進や地方交付税の増額等により、健全な財政運営に努めていることがうかがえます。

厳しい状況の中、実効性のある事業を取捨選択し、予算がバランスよく確保されており、その意味で適切な予

算であると評価し、期待しております。

まず、快適に住み続けられるまちづくりとして、第2町民グラウンドとして利用されてきた用地を今後有効活用するため、古布地区町道6123号線の道路整備工事費が計上されております。

安心・安全な暮らしができるまちづくりとして、公共施設の脱炭素化の取組の一環として、交通安全灯のLED化を行うとともに、生活環境保全のため、合併処理浄化槽普及促進整備事業が引き続き計上されております。

防災関連事業として、奥田地区の消防団組織編成に伴い消防団詰所を新築するとともに、災害時の避難所の備蓄物資を増強する事業及び要支援者が安全に避難するための個別避難計画作成費が計上されております。

産業施策の農業分野では、農業の次世代の担い手を確保するための人材に投資する事業の拡大や、農地集約化のための補助金が引き続き計上されております。

水産業、商業につきましては、漁場の改良や水産資源の保護、有害動植物駆除事業の拡大のほか、小規模事業者を応援するための補助金が引き続き計上されております。

子育て・福祉施策においては、知多厚生病院運営補助、病後児保育、産後ケア等の事業を継続的に行うとともに、次世代を担う子供の健全な育成及び安心して医療が受けられるよう、通院分は中学3年生まで、入院分は、新たに16歳から18歳になる年度末まで拡大し、子供の医療費の自己負担分について助成を行う予算が計上されております。

人が学び合い、育ちあうまちづくりでは、生涯学習の推進として、図書館指定管理委託事業が継続して予算化されております。

学校教育施策では、GTECと呼ばれる英語4技能総合型テストの実施や、全小学校に外国語活動指導員を配置するなど、引き続き英語教育の充実に係る予算が計上されております。

参画と協働のまちづくりでは、町の最上位計画である第6次総合計画策定に係る予算が新たに計上されております。

町政を取り巻く環境は大変に厳しい状況ではありますが、急速に進む少子高齢化、産業活性化などの諸問題を克服するために、町長には着実な施策の遂行をお願いするものであります。

最後に、各種政策を展開する上で、将来を見据え、何を優先するべきかを考え、町民の皆様の健康や生活を守ることを第一に、持続可能なまちづくりに取り組まれることを期待し、チャレンジMIHAMAを代表して賛成討論といたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに賛成討論はありませんか。3番 森川元晴議員。

○3番（森川元晴君）

議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算について、希望の輪を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

長かったコロナの流行は落ち着きが見え始めましたが、ロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料・資源価格の高騰や円安傾向はまだまだしばらく続くと考えられ、止まらない物価上昇は、家計や企業、事業者への影響はますます深刻さが増すばかりであります。

このような社会情勢の中、行政側がいかに住民の立場で予算編成をされたのか、住民が安心して生活ができる環境、子育て支援等にかかる予算、また、地元企業や個人事業者に対しましても、まだまだ支援等が必要であります。目に見え、実感できる形での支援、予算執行をしていただきたいと思います。

そして、やはり予算、事業の中心は、スポーツを核としたまちづくり、運動公園整備に係る予算であります、

この事業は、交流人口の増加を願い、将来を見据えた少子高齢化問題、人口減少問題等、全てに関わる事業であり、この事業を通じて、地域経済の活性化が何よりも大きな目的であります。絶対に失敗は許されない事業であり、令和6年度から陸上競技場が供用開始となります。決して住民に対し失望をさせぬよう、事業を進めていただくと同時に、財政厳しい中ではありますが、令和5年度執行される予算、税収が住民のための生きた血税となる健全な行財政運営に努めていただくことを切にお願いし、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 令和5年度美浜町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議案となりました議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算までの3議案につきましては、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 令和5年度美浜町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第9、議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算まで、3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和5年度美浜町土地取得特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和5年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和5年度美浜町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 発議第4号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（横田貴次君）

日程第10、発議第4号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明をお願いいたします。

〔11番 大岩靖君 登壇〕

○11番（大岩 靖君）

発議第4号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

美浜町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月22日提出、代表提出者は美浜町議会議員 大岩靖、提出者は美浜町議会議員 森川元晴、中須賀敬、野田増男、鈴木美代子でございます。

次に、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報

報の保護に関する法律の一部改正及び美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定による美浜町個人情報保護条例の廃止に伴い、美浜町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定することが必要であるためであります。

続きまして、条例の構成内容ですが、本条例は、第1章から第6章及び附則で構成されています。第1章では条例の目的、定義、議会の責務について、第2章では個人情報等の取扱いについて、第3章では個人情報ファイルについて、第4章では自己情報の開示、訂正、利用停止及び審査請求について、第5章では雑則について、第6章では罰則について、それぞれ規定しております。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

最後に、本案は全会派一致により賛同を得て提出するものでございます。そこで、全議員皆様の御賛同をいただけますようお願いし、提案理由の説明といたします。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会は正副議長室で開催いたします。

なお、委員外議員並びに執行部職員の皆さんは、そのまま待機をお願いいたします。

〔午前10時08分 休憩〕

〔午前10時19分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）が提出されました。こ

れを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

追加上程案件の提案理由の御説明をさせていただきます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ7,892万円を追加し、補正後の予算総額を81億2,792万円とするものでございます。

なお、議案第25号の詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○総務課長（中村裕之君）

それでは、議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、令和5年3月7日に厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種が了承されましたので、ワクチン接種に係る経費を計上いたしました。

続いて、歳入について御説明いたします。

12、13ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金においては、新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金の増を、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金においては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増を計上いたしました。

議案第25号の説明は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで再び暫時休憩といたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

議員の皆さんは全員協議会を行いますので、直ちに議員控室にお集まりください。

〔午前10時23分 休憩〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。石田秀夫議員。

○4番（石田秀夫君）

少しばかり質問させていただきますが、新型コロナワクチンということで、今回、何回目かということと、それと年齢層、それにワクチンの対象株は、一通り聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

ただいま石田議員からの御質問の件ですけれども、令和5年度のワクチン接種につきましては、65歳以上の方、高齢者の部分が前回まで60歳というお話でなっていたのですけれども、変わりまして、65歳以上という形になります。

その方たちにつきましては、年2回の接種という形になってきます。ですので、2回あるのですけれども、1回目につきましては5月から8月あたりということで国から指示があります。その際には、高齢者の方については、これまで多い方は5回打ってお見えになりますので、6回目の接種という形になってまいります。

それで、5月から8月の使用するワクチンにつきましては、前回、皆様が秋冬で打っていただきましたオミクロン株対応のワクチンと同じものを使うという形で決まっております。

それで、もう一回目、65歳以上の方の2回目につきましては、次の秋冬の接種ということで9月以降を想定されております。その際には、65歳以上の方だけではなく全年齢ということで、5歳以上の方が対象というような形で今現状決まっております。その際に使用するワクチンにつきましては、まだ国は検討中ですので、今後決まり次第、決定していくという形になります。

あと、医療従事者の方等につきましても年2回接種が可能という形になって、高齢者の方と同じで、5月からと、あと9月からの2回が可能という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件について

○議長（横田貴次君）

日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付いたしました。お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第12、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

令和5年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして、全案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

さて、春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となりましたが、新たな時代に向け、様々な

課題に対応しなければならないという思いを強くしたところではございます。

間もなく始まる新年度においても、美浜町の特性を生かし、持続可能なよりよいまちをつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすいまちにしたいという思いを遂げられるよう、日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において御理解、御協力を願うことも多々あろうかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和5年第1回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時57分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月22日

美浜町議会

議長 横 田 貴 次

議員 鈴 木 美代子

議員 大 寄 暁 美